

第百四十回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会議録 第五号

平成九年五月十六日(金曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 自見庄三郎君

理事 谷津 義男君

理事 鹿野 道彦君

理事 枝野 幸男君

赤城 徳彦君

大原 一三君

熊代 昭彦君

杉浦 正健君

中谷 元君

福田 康夫君

山口 俊一君

伊藤 達也君

今井 安君

倉田 榮喜君

富田 茂之君

増田 敏男君

安住 淳君

古川 元久君

佐々木憲昭君

前田 武志君

出席國務大臣

大蔵 大臣 三塚 博君

(内閣官房長官) 梶山 静六君

(國務大臣) 武藤 嘉文君

(総務庁長官) 田波 耕治君

出席政府委員

内閣官房内閣内政審議室長

内閣審議官 田波 耕治君

内閣審議官 島中誠二郎君

行政改革会議事務局参事官 坂野 泰治君

総務庁行政管理局長 陶山 皓君

総務庁行政監察局長 土屋 勲君

大蔵大臣官房長 涌井 洋治君

大蔵大臣官房金融検査部長 中川 隆進君

大蔵大臣官房総務審議官 武藤 敏郎君

大蔵省理財局長 伏屋 和彦君

大蔵省証券局長 長野 鹿士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省銀行局保険部長 福田 誠君

大蔵省国際金融局長 榎原 英資君

証券取引等監視委員会事務局局長 若林 勝三君

農林水産省構造改善局長 山本 徹君

自治省行政局長 松本 英昭君

参 考 人 (日本銀行総裁) 松下 康雄君

特別委員会第三調査室長 田中 達郎君

委員外の出席者

委員の異動
五月十六日
辞任 山本 公一君
補欠選任 栗本慎一郎君

辞任 永井 英慈君

北村 哲男君

末松 義規君

同日 木島日出夫君

辞任 栗本慎一郎君

補欠選任 山本 公一君

河村たかし君

古川 元久君

永井 英慈君

末松 義規君

木島日出夫君

本日会議に付した案件

金融監督庁設置法案(内閣提出第六六号)

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第六七号)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、金融監督庁設置法案及び金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。杉浦正健君。

○杉浦委員 皆さん、おはようございます。

質疑をしてもいいよと谷津先生に申し上げておいたら、いきなりやれという事になりましたので、若干当惑いたしておりますが、金融問題についてはまことにずぶの素人でございますので、御質問申し上げることも、見当外れのこともあるし、あるいは間違っている部分もあるかもしれません。が、そこをところは許しをいただいて、意のあるところをお酌み取りいただきましてお答えいただければありがたい、まずもってお願い申し上げます。

最初に、質問に入ります前に、正直な感想から三点ほど申させていだきたいと思っております。

まず第一点ですが、こういうふうな事になったこと、大蔵省の金融等の検査監督を大蔵省から引っぱがして新省をつくる、そして大蔵省の監督のもとでない、総理府に持っていくというふうな

な事になった背景はいろいろと言われておるところでありますけれども、私は、その背景の一つに大蔵省で起こった、もうかなり昔のような感じになってしまったが、不祥事件が一つの背景にあるのではないかという感じがいたしております。

当時、私は選挙に落選して、捲土重来を期して地面をはってるときでありましたが、もう名前を出していいと思えますけれども、中島さん、田谷さんのあの問題が起こったわけでありまして、当然のことながら、世間からも私に大変な反響と申します。か、遠慮のないいろいろな意見が入ってまいりました。

役所の中の役所と云われております大蔵省の局長、次官コースを歩むと目されておった人たちがあのようなことをする。公でもないお金を自分の職務室の中でやりとりをする。世間も大変なものでありましたが、私も、少なくとも大蔵省の中心幹部については信頼し得る、信頼しなければ政治はやっていけません、そう思っていただけに大変なショックでありました。

大蔵行政、ひいては国の官僚並びに官僚組織に対する国民の信頼を著しく損ねた、全幅の信頼を置けないのじゃないかという疑念を相当世間に広く持たせたという点は、政治家の方も政治腐敗等いろいろな問題を引き起こしてきて、それが政治改革のきっかけになったという事情もあるわけでありまして、これからの国家百年の大計といえますか国家運営において大きな問題を提起したのじゃないだろうか、こういう感じがするわけでございます。

二つ目の点ですが、制度疲労ということが言われるわけですが、大蔵省の幹部の問題、不祥事とも関連いたしますが、大蔵官僚あるいはも

う少し広げて官僚全体と言ってもいいかもしれないけれども、今起こりつつある激変、激動、そういういったものにきちっと対応し切れていないのじゃないか。

大蔵省の問題について言えば、そんなに古くまではいかなくとも、新しいところだけでも住専の対策があります。それと並行して大和銀行のアメリカの事件がありました。大蔵省がアメリカ政府に対して相当長期間通報をしなかった。もっと早く通報していれば違った対応をしたかもしれない。あれなどは、私は選挙に落ちておりましてけれども、一体どうなっておるのという感じを受けたわけでありまして。住専の対策につきましてもいろいろと申し上げたいことがあるわけでありまして。

野村証券が今不祥事で問題になっておりますが、犯罪行為をやろうと思つてやる人間のチェックはなかなか難しいわけでありましてけれども、証券等監視委員会の機能がどの程度かわかりませんけれども、相当長期間やつておつたわけですから、もっと早くチェックできなかったのかという感じもするわけでありまして。

そういうのもろもろ、全体の問題に通じて言える点、第二点、申し上げたいわけですが、ペナルティーが少な過ぎる。大和銀行問題で大蔵省のだからがきちんと責任をとつた、あるいは懲戒処分をしたというところは聞かないわけでありまして。住専問題についてもしかりでございます。

アメリカの金融機関の破綻処理では六兆円とも言われる公的資金を投入したわけでありまして、伝え聞くところによりますと、千五百人ぐらい、いや、もっとかもしれない人間が逮捕、投獄されて刑事責任を追及されたというふう聞いておりますが、住専問題については受け手の側の何人かが、ひどいのが刑事訴追を受けているだけだ。大蔵省のそれも処分の対象になっていない。日銀その他の官庁、農水省等もそうであります。

日本の社会というのは、どうも無責任体制じゃないか。責任の所在が定かじやない。翻って歴史

的に言つて、明治維新以来あるいはそうかもしれないという感じもいたすわけですが、あの大東亜戦争まで突っ走つた軍部の独走のを持ち出すとおしかりを受けるかもしれないが、それを連想したわけでありまして。

制度疲労ということが言われるわけでありましてけれども、この問題、行政改革、これから激動の中で対処していかなければならない日本丸のかじをとらなければいけないわけでありまして、このところをきちつとしないといけないのではないかと思ふわけでありまして。

三点目は、何日か前ですが、ある方のパーティーで、竹村さんという評論家ですが、言っておられたことで、おもしろいことを言われるなど思つたのですけれども、今の日本の置かれてる状況について、明治維新、戦後の敗戦と並ぶ第三の時期だという指摘がある、第一、第二については外圧があつた、今はないのじゃないかといううな指摘に対して、竹村さんは、いや、圧力が違うのだ、第一、第二は、言つてみれば明治維新と敗戦というのはピンポイント的な圧力だ、今度のは大波のようなものだというような表現をされていて、例えば方として適切かどうかは別として、おもしろい表現だと思ひましたが、今私ども当面しているのは、津波、大津波だろう。

しかも、連続してどんどん押し寄せておる。規制緩和もそうだし、グローバルイゼーション、自由化、すべてそうでありまして、次々と大津波が日本の東西南北から押し寄せておる。もう既に、一部水浸しになって困つておる人もおる。遠くの方には、何十メートルかわからないけれども、大津波の白い波が見えておる。それが幾つもの押し寄せてきておるという感じを受けられないでもないわけでありまして。

金融問題について言えば、護送船団方式と言われるやり方で戦後一貫してやつてきたわけでありまして。外為法の改正も通つたわけでありまして、その他、この問題もそうだし、いろいろと、いわゆるビッグバンと言われるところに向かつて、

金融、経済の關係では規制緩和をし、市場原理に基づく方式にする、自己責任原則を徹底させる。

それはそれで結構なことではあります、本当に、今申し上げたような体制の中で、民間でも野村証券のように、あれも護送船団方式の結果が知りませんが、銀行業界も住専問題の責任をとつたのかどうかかわからない不確かな状況の中で、この大津波を受けて、沈没はしないでしようけれども、国民生活、経済の面で大破綻が来ないという保証があるかどうか、心配をいたしておるわけでございます。

三点ほど心配な点を申し上げました。避けて通れない津波を受けていく状況に日本はあると思ふわけでありまして。

そこで両大臣、御多忙のところ御出席賜つておりますが、つまらない感想を申し上げますが、この大蔵分案に臨んでおられる大臣としての御心境について、お二方からまずお伺いできればと存じます。

○櫻山國務大臣 ただいま委員から、今回に至るまでのいわば時代背景、こういうものに対する率直な御意見の開陳があつたわけでありまして。

確かに戦後、拡大経済の中で、人間が油断をし、そして慢心をし、そして墮落をしたという個人の一面がございます。それから組織としても、考えてみますと、これでやつてこられたんだから、これからは大丈夫だといういわば自己保身というか、自分の組織に対するいわば忠誠心というのか、そういうものがみずからの誤りを正す勇氣に欠けていた。

こういう問題があるのと、今御指摘になりましたように、大変大きな津波というのか、うねりというのか、そういうものがあるということは、今日日本独自の風土というのか、独自の習慣、独自の慣習ではやつていけない国際化という波にさらされておるというこの現実を見定めないと、この問題の解決はできないという感じがいたします。そういうものを考えまして、特に住専問題とい

うものに端を発しまして批判の大合唱が起こり、今までの組織でいいのかという問題があつたわけでありまして。ですから、確かにその住専処理、住専問題を起こした背景というのは、指導や監督というものと、それから検査監督、企画立案とか、そういう分野が一緒になって、二枚鑑札でやつていいのかという、私は俗な言葉で言うんですが、二枚鑑札ではいけないんで、画然と分けなきゃならない、そういう思いがいたします。

今は、態度で示そうということで、大蔵大臣と一いつすを置いて座つております。お互いに声をかければかけ合える場所ではあります、はつきり一線を画するところがあるわけですが、大切な業務である。そして、今度の金融監督庁を発足させた大きなエネルギーはやはり、今までの大蔵ではだめだという一つの大合唱があつたわけでありまして。

その中から、例えば与党においても、大蔵の改革案というのは昨年の九月に出された。それがだんだん取れんして金融行政機構案というものが去年の暮れ出され、それにのつとつて今回のいわば法案が整備されたわけでありまして。

いずれにいたしましても、そういう反省のもとに、毅然としたいわゆる区分を決めてやることによって金融に対する信頼の回復を図つてまいろう、そういう思いがひしひしとするわけでありまして。

いずれにしても、この機構を十二分に生かしていかなければならないという決意に燃えております。

○三塚國務大臣 在野の苦悩の国民の声をベースに、ただいま大津波と表現しながら、三つの問題にどう対応するかという端的な指摘であります。同感でございます。

しかし、今度の金融改革、大改革と言つてよろしいかと思ひます。外為法、そして日銀法、そして金融監督庁、それぞれが独自性、独立性、そして透明性を持つて事に当たろう。物事ができますと、さしたる評価にならぬものであります。これ

は、私自身もそうありますが、大蔵省の諸君も含めまして、住専問題を契機とした国民各層からなされまして、なまじな批判を率直に受けとめて、ベストな道は何か、こういうことの結果であります。

もちろん、中銀研、審議会、そして与党三党の提案、各党の国会議員の各位の声、国民の声を踏まえてこれをやるわけでございますから、思い切った改革であり、このことは、日本の金融体制、経済の血液でありますから、我が国経済の、民需を中心とした内需を基本として、安定成長、それもインフレなき持続成長、こういうことになるだろうと思ひます。触れられました責任原則、自己責任の問題、この徹底と市場規律の十分な発揮がこれによってもたらせるだろうと思ひております。

そういう中で、野村の問題が出ましたこと、極めて遺憾千万、さんきの至りであります。本件は、証券第一次事件を契機として独立した委員会とし、証券等監視委員会、公正な取引が行われるよう、法令に違反することのなきよう、こういうことで、信託を得るためにスタートを切ったなかで起きたことでございますから、証券監視委員会の勧告を待って、厳正に対処してまいらなければならぬ。二度とこういうことが起きるはなりませんし、金融システム、いわゆるビッグバンというところで、痛みをお互い伴うことを覚悟の上でこれを突破することによって、新しい時代が生まれる、こういうことでお取り組みをいただいておるところでありますので、また格段の御鞭撻を賜りたいと存じます。

○杉浦委員 野村証券の問題について、ただいまきちつと対処するというお話があったわけですが、野村証券さんについては、表現は悪いですが、前科がありますね。今度二度目でありまして、しかも、野村証券さんの前に高島屋さんとか味の素さんとか、同種類の、大企業の中で不祥事が発覚した直後の問題でもありました。

この金融監督庁の設立が目指されている重大な

背景の一つでもあると思うわけですが、私としては、この際、厳正に対処するということが中身でありますけれども、きちつと処分をする。まだ監督庁はできておりませんから大蔵省がやるわけですが、免許の停止あるいは取り消しという処分もできるわけでありまして、優秀な人材の集まっている野村証券さんのことです。野村証券が真に再生をして新しい企業に生まれ変わって、新しい証券界を担ってもらうためにも、この際は、今までのような生ぬるい処分ではなくてきちつとした処分をしていただきたい、こう私は個人的に願っておるわけですが、今おっしゃられた大臣の厳正に対処する内容についてお伺いできればありがたいと思ひます。

○三塚国務大臣 今、調査、捜査が進行中であります。これをベースに勧告がなされるわけでございますから、勧告を受けて厳正に対処というのは主管大臣の責任かと思ひますので、御理解ください。

○杉浦委員 おっしゃるとおり目下検察庁で捜査中でありまして、その結果を見た上で、万一事態が野村証券のトップに及ぶような、そういうような報道もありますけれども、そういうようなことがあれば、これはもう免許の停止ということもあり得る処分をお考え賜りたいとお願いを申し上げておく次第であります。

法案の中身に入っておりますが、この法案の提出に至る過程におきましては、柳沢理事からも質疑があったとおり、自民党内においてもかんかんがく議論がございました。私も、当選させていだいてその議論の端くれに何回か座らせていたんですが、そして与党三党の政権でありまして三党の協議も行われて、与党の自社さきがけの三党合意ができておるわけでありまして、

十二月何日ですか、資料に配付されて、調査室がつくつてきた資料にも載っております。これがこの法案のもとになっておると思ひますので、委員長のお許しをいただきますして、これを見なが

ら質問したいと思ひますので、私の質疑の中にこの三党合意を添付していただければありがたい。一々読み上げるのは大変なものですから、お許しを賜りたいと思ひますが。

○綿貫委員長 速記をとめて。

(速記中止)

○綿貫委員長 速記を始めてください。

○杉浦委員 この三党合意、昨年の十二月二十四日付ですが、国際競争力強化、自己責任制度の確立を目標として、市場原理を基軸とした透明度の高い公正な金融行政を目指すという趣旨でこの改革を進めようということになっておるわけであり

ます。この金融監督庁の問題は、その三党合意の(2)に当たると思ひます。一の(2)の①から⑨まであるわけでございますが、この三党合意がこの新庁原案に、拝見すると反映されておるというふうに見られるわけでありまして、その⑨というのが「預金保険機構のあり方については、今後さらに協議する。」ということになっておりますが、この問題も、企画立案と監督検査を分けて盛り込まれておりますから、一応この金融の検査及び監督体制の改革、新機関の設置、新庁の設置という三党合意の内容はこの原案にすべて入っておるというふう

に理解してよろしいかと思ひますが、事務局の方、それでよろしいんでしょうか。

○白須政府委員 お答え申し上げます。

委員御質問のとおり、今般の金融行政機構改革の法案につきましては、昨年末に与党三党で合意を見ました改革案の内容に沿ひまして、それを具体化したものでございます。

先ほど御指摘のペーパーにもございましたが、それに順次沿つて申し上げますと、具体的には、まず民間金融機関等に対します検査及び監督を所掌いたします国家行政組織法第三条に基づく新機関といたしまして、金融監督庁を総理府に設置することといたしております。

また、現在大蔵大臣と各省大臣との共管になっております民間金融機関等につきましては、内閣

総理大臣と各省大臣との共管することといたしまして、また、金融監督庁は、金融・証券取引制度の企画立案についての意見を大蔵大臣に述べる事ができるほか、長官及び大蔵大臣が相互に緊密な連絡をとることとしておるところでござい

ます。さらに、破綻処理に関しましては、通常のケースにあつては監督庁が現行法令のもとでの既存の方策により対応することといたしまして、現行法令下での既存の方策により対応するのみでは信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがある場合には、金融監督庁と大蔵省が協議等を通じて適切な連携を図ることといたしております。

さらに、証券取引等監視委員会につきましては、合議制機関としての現行の体制のまま金融監督庁に移管することとしており、地方の検査及び監督は、既存の地方支部局でございまして財務局を活用することといたしておるところでござい

ます。なお、預金保険に関しましては、企画立案と検査監督というこの区分の考え方を延長したというもので、預金保険機構の資金援助に係る……(杉浦委員「余り詳しくはいけません。要するに、このとおりをやっているということですね」と呼ぶ)はい、そういうことでございます。

○杉浦委員 ③に人事のことについての記載があるわけですが、この問題に関連しまして、大蔵省から分離する金融監督庁と大蔵省の間で人事を遮断しろ、出る人については片道切符にしろという意見が世間にはあるようでございますが、私としては、省庁の人事交流というのはむしろした方がいい。大蔵省の金融検査のプロが金融監督庁に移るわけでありまして、できるだけ広い視野を持ってもらつた方がいいし、プロはプロとしていろんな官庁との交流があった方がいいと思ひます。そう思うんですけれども、これは省庁間の緊密な連携をとるとかいうような点からも必要だと思ひます。この(誠)政府委員、お答えいたします。

金融監督庁の人事につきましては、任命権者たる長官の人事権が厳正に確保されることを当然の前提といたしまして、長官がその判断により業務を的確に遂行できるよう適切に人事権を行使し、望ましい人材を確保していくべきものであるというふうに考えております。

御指摘のように、金融監督庁と大蔵省等との人事交流を一般的に遮断するかどうかにつきましては、まず、省庁間の人事交流は、いわゆる縦割り行政の弊害の是正に資するものであるということと、さらに、国民に信頼される金融行政を実施していくためには、検査監督の実務と制度の基本等の双方に通じた人材を養成する必要があることなどの点も十分に踏まえるべきであるというふうに考えております。

いずれにせよ、金融監督庁長官が厳正に人事権を行使いたしまして、適切な人事を行っていくことになるというふうに考えております。

○杉浦委員 ⑧についてですが、地方の検査監督については大蔵省の財務局を活用するということになっております。この資料を拝見すると、調査室のつくった資料ですが、平成九年度の地方財務局の検査関係職員数は四百二十六名ということで各財務局におられるようでありまして。いろいろお話を伺うと、これらの四百二十六名の方々はほとんどといえますが、金融監督庁の仕事をするということでもあります。だから、金融監督庁の仕事をするんだったら財務局に置いておかなくて、支分局をつくってそこへ置いたらいいじゃないかという議論も当然出ておったわけですが、原案においてはそのまま、身分は大蔵省のままでそれらの人々を活用するということになったわけでありまして。

新たな地方支分局をつくるということは行革の観点からも問題だということも思いますし、結論は妥当だと思いますが、しかし批判としては、地方の検査については、財務局にいるわけですから、金融監督庁の直接の監督のもとじゃありませんので、結局大蔵省の言いなりになってしまうん

じゃないか、思うがままになるんじゃないかという批判もあるわけなんです。この点についてはいかがでございましょうか。

○白須政府委員 お答え申し上げます。

地方の検査監督につきましては、御指摘のとおり、昨年末の与党の合意を踏まえまして、行政改革の意義に照らして既存の地方支分部局を活用することとしたところでございます。このような基本的な考え方のもとで、金融監督庁長官は、その権限の一部を財務局長に委任することとしておりますが、この委任されます事務に關しましては金融監督庁長官が財務局長を直接指揮監督するということにいたしております。

したがって、地方におきます検査監督事務は、長官の指揮監督のもとで、今般の金融行政機構改革の趣旨に即しまして的確に実施されるものと考えているところでございます。

○杉浦委員 その⑤のところ、前後しますが、新機関、新庁は、破綻処理にも対処する、「現行スキームを超えるおそれのある場合には、大蔵大臣と協議の上、適切に対処する」というのがこの新庁法に盛り込まれておるわけでありまして。これから大波を迎え撃つにあつては、実はこの点が一番大事だろうと推測されるわけなんですけれども、市場原理を基軸とする自由競争を前提とするということになりますと、当然落ちこぼれるところが出てくる。金融機関では破綻するところも出てくる。保険会社も、日産生命さんですか、つい最近そういう状態になったわけでありまして、これからも出てこないとは限らないわけでありまして。そういうものに、いわば金融の危機管理と申しますか、それにどう対処するかということところが一番問題であつて、また万全を期さなければならぬ、言うまでもないところでございます。

今まで大蔵省一本であつたわけですが、今度は役所が二つに分かれるということになりますと、検査監督という部門と企画立案という部門が相協力してこの金融システムの、信用の維持を図る必要があることは申し上げるまでもないことでござ

います。この三党合意に指摘する、現行スキームを超えるおそれのある大きな破綻処理については、内閣が全体として責に当たることは当然のこととございますが、この新法で、銀行等の業務停止命令、免許取り消しにつきまして、一定の場合に長官が大蔵大臣と事前協議するという仕組みが入っておりますが、それもそういう趣旨だろうと私は理解しております。

この協議規定があるために、金融機関の破綻処理に關して、実質的には金融監督庁が大蔵省のコントロールのもとに入つてしまふのじゃないかという指摘、御批判もあるわけでございます。党内にもいろいろ議論があつたところでございまして。したがって、この協議という内容についてお伺いしたいわけですが、この趣旨は一体どういうことなのか、まずお伺いしたいと思いま

す。

○白須政府委員 お答え申し上げます。

お尋ねの協議規定の趣旨につきましては、これは業務停止命令や免許取り消し、こういう処分自体の是非は大蔵大臣と協議するという、それ自体を対象とするものではございません。業務停止命令の対象となるような金融機関等の破綻処理に關しまして、現行法令のもとでの既存の方策により対応するのみでは信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがある場合におきまして、御指摘のとおり金融危機管理に万全を期する、そのために、金融監督庁長官がその判断によりまして、制度の企画立案機能を担つております大蔵大臣と協議を行ひまして、法令改正を伴う新たな措置の策定等の最善の方策を見出すこととして、こういう趣旨によるものでござい

ます。

○杉浦委員 そうしますと、この協議というものは、信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがある長官が認めるときに行うんだと。今までの破綻処理のスキームは、いろいろと二信組の問題から始まつて先例が幾つまで出ておるわけですが、そういう先例を踏まえてほとんど対処してい

く、金融監督庁が対処していく。金融監督庁が対処できると判断するものについては協議しない。それを超えると申しますか、それで手に負えないといひますか、重大な影響が出ると認められる場合について長官が申し出る、その場合に協議が行われる。長官がそのように認めないときには協議は行われず、金融監督庁の判断でほとんど破綻処理を進める、こう理解してよろしいのでしょうか。

○白須政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、金融監督庁長官が、金融機関等の破綻処理に關しまして、現行法令のもとでの既存の方策により対応することによりまして信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがないと判断いたしました場合には、この協議を行うことなく、長官が現行法令からの方策によりまして対処することになるということでござい

ます。

○杉浦委員 次に、この三党合意の(1)「大蔵省の金融部局の改革」についてお伺いしますが、これは①から③まであつて、その③の「官房金融検査部は、新機関に移す」。これはもう組織上移ることになつていくようですかいいわけですが、この①、②の部分につきましてはどのようになつておるのか、進んでおるのか、お伺いしたいと思ひます。

○武藤政府委員 与党合意の第一項目の「大蔵省の金融部局の改革」でございますが、「銀行局、証券局を廃止」「金融局」(仮称)として統合する。それから、「国際金融局については、現在担当している機能の一部を金融局に移管しつつ、当面は今の体制を維持する。」というふうになつております。

私どももいたしまして、近年におきますデリバティブ等の業態間にまたがる金融サービスの出現、あるいは金融市場のグローバル化などの新たな金融行政の課題に対しまして迅速かつ的確に対応していくためには、この縦割りの業態や業法を前提とした現行の組織を改めまして、市場原理を基軸とした業態横断的な制度やインフラの整備を

行う、そういうことに適した組織構成とすることが有用というふうな考え次第でございます。

そこで、この昨年末の与党合意を踏まえまして、政府としても行政改革プログラムにおきまして同様の趣旨を決定しておるわけでございまして、けれども、この金融局におきまして、金融・証券取引全般にわたる制度の企画立案のほか、金融・証券取引に関する行政事務で金融監督庁の所掌に属さないもの、これはいろいろあるわけでございましてけれども、そういうものを所掌する部局として金融局に統合したいというふうに考えております。

具体的には、この金融監督庁の発足が、平成十年の四月から七月までの間に政令で定める日から発足ということにされておりますので、それと同時に設置することにしたかと思っておりますが、こちらは政令改正事項ということになる次第でございます。

○杉浦委員 三党合意の大きな二、「財政と金融の分離等」、これにつきましては、目下、霞が関大改革、あるいは政府系金融機関のあり方、特殊法人の統廃合というようなことで政府・自民党を挙げて取り組んでおるところでございまして、これからの問題ということになるわけですが、この中で「金融と財政の分離を明確にする。」というのが一項目に載っておりますが、これはちよつと私よくわからない点もあるのですが、大臣、「金融と財政の分離を明確にする。」というのはどういうことでございましょうか。

○三塚国務大臣 かねがね、金融は金融、財政は財政でやられた方がオープンであり、透明性があつてよろしいのではないかと、こういうことであります。そういうことに尽きるのですかね。

○杉浦委員 あと一つ三党合意はあるわけですが、大きな三、「日本銀行法の抜本的改正」、これは現在審議中の日銀法の改正ということでは三党合意は盛り込まれておる、こう理解してよろしいのでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

日本銀行法案につきましては、日本銀行の金融政策の独立性とその意思決定の透明性を高めるとともに、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保する必要があります。したがって、政策委員会の権限の強化とその議事要旨の速やかな公表などの措置を講じているところでござい

ます。これらの法案、今御審議を賜っているところでございますが、この法案の前身は、昨年六月の与党三党で合意されました、中央銀行としての独立性と政策決定責任をより鮮明にする方向で日本銀行法改正を図る必要があるとの基本方針及び御提言されております八項目に完全に合致したものと

なっていると考えております。

○杉浦委員 要するにこの三党合意に基づいてやっているとということですね。それを確認いたしたかったわけでありまして、おおむねこの三党合意に基づく金融行政機構等の改革については肅々と進んでおる、こういうふうな理解できるのではないかとと思ひます。

若干見方を変えますが、新庁、金融監督庁ができることによりまして大蔵省は一体どういうふうに変わるのかという点について、まずお伺ひしたいと思ひます。

まず権限でありますけれども、大幅に減るといふのは改めて法律を読み直してびっくりしたわけでありまして、資料にございまして大蔵省設置法の新旧対照表、総理府が作成した資料の関係法律の整備に関する法律案新旧対照表、この六ページ以降、六、七、八に大蔵省の所掌事務の新旧対照があるわけでありまして、一から百二十九まであつて、関連の金融のところだけ書いてあるわけですが、大半の部分、監視、免許・監督に関するところ、検査に関するところ、監督に関するところ、金融監督庁に所掌事務、その権限が第五条であるわけですが、権限もそれに伴つて移っておりますけれども、金融に関する大半の権限が大蔵省から減るといふことに相なるわけでございまして、大幅な減だ。それが金融監督庁に移るといふことであ

ります。

人員がどうなるのかということをお伺ひしたいわけなのですが、現在の大蔵省銀行局、証券局からかなりな人が、つまり金融関係の検査監督のブ

ロの人たちが新庁に移る、当然のことであろうと思ひますが、それはどの程度になるかということをお伺ひしたいと思ひます。

まず、大臣官房の金融検査部、管理課、審査課、これは調査室がつくつて資料の八十一

ページに大蔵省の資料としてあるわけですが、この金融検査部というのは定員百五十人ですが、平成九年度、九々移る、こういうふうな理解してよろしいわけですか。

から抜けて新庁に移る。人員も最低、官房検査部の百五十名を含めて、恐らく二百名かそれを超すかはまだ言えないのでしようけれども、大蔵省の本省定員は二千名弱であります、かなりの人員が移る、権限の面でも人的要素でも新庁に移る、大蔵省に残る金融関係は企画立案だけだ、こういうふうになるわけですが、極論すれば、企画立案というのはわかつたようなわからない言葉なのですが、やることなくならんじやないか、大蔵省。そんなことは、極論は言えないでしようが、一体企画立案というのはどういうことをやることになるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○武藤政府委員 大蔵省に残ります企画立案機能につきましても具体的なお尋ねでございますけれども、金融及び証券取引全般にわたります制度の枠組みの構築と取引ルールの整備、一言で言えばこ

ういうことでございまして。

通常、法令レベルの事項にこれがわたる場合には、法令の制定、改廃に係る事務が含まれるわけ

でございます。さらに、もうちよつと具体的に申し上げますと、例えば最近の例で申し上げますと、昨年金融三法を制定いたしました、不良債権問題の早期解決等のための法的整備を図つたわけでございまして、これは企画立案の典型的な例でございまして、今後とも、例えば持ち株会社法が解

禁された場合にどう金融関連法案を整備されるかと、あるいは、証券業等の参入に係る規制を見直す場合には、それが企画立案になるというふう

に考えております。

取引ルールでも、例えばインサイダー取引規制の導入等が過去においてございましたが、今後とも公正な取引ルールというものを整備していく、さらには、最近言われますように、業態にとらわれない自由な市場参入、多種多様な金融サービスの提供といったようなことになりまして、この業

態横断的なルールの整備が必要になります、こういうものも取引ルールに、典型になるだらう。

さらには、これが企画立案でございすけれども

も、大蔵省は、日本銀行、これは銀行券を発行するということが本質的な任務でございまして、日本銀行の所掌、それから政府関係金融機関等の所掌といったようなことがあるわけでござい

ます。
○杉浦委員 大変理解しないのでつまらない質問をして申しわけなかったと思いますが、これからビッグバンがありますし、対応しなければならぬ問題は山積するわけであります。そのところは、二つに分かれますが、しっかりと協力してうまくやってもらいたい、うまくいきますか、万一一つということがないようにはきちっとやってもらいたいということを希望しておきます。

ところで、新庁の機構、人員はどうなるのかという点についてお伺いをいたしたいと思

います。
まだ、もちろん法律は通っておりませんし、定員の問題等はこれからですし、来年度の予算もあることですから、はっきりしたことは言えないでしょう、大まかなことで結構ですが、お教え願

いたい。
お聞きしたい一つのポイントは、太るのか、やせるのかということですね。大蔵関係等から新庁に移れる人よりもっとたくさんの方が要るのか。つまり、一本でやっていったときの方が少人数でできる、新庁をつくったために人数がふえて行革に逆行するのじゃないかというような心配もする人もありますので、そのあたりをお伺いしたいと思

います。
○中田(誠)政府委員 お答えいたします。

新庁の機構の点につきましては、今後具体的に検討していくことになりますが、金融監督庁には現在大蔵省が所掌しております民間金融機関等に対する検査監督事務が移管されることになりますので、金融監督庁の設立時には大蔵省の組織の大幅な縮減が伴うということになりまして、両者あわせて行政改革に反するということにはならないというふうに考えております。

○杉浦委員 ということは、太らないと理解して

いいわけですね。やせるとは言えるかどうかかわからないけれども、太らないということでは理解してよろしいわけですね。いいですね。——そのよう

です。
大分時間もなくなつてまいりましたので、絞りたいと思いますが、この監督庁で、長官にどういう方がやっていたかというのが一番重要だということとは再三議論されているところであります。大変な重責を担われることになるわけでござ

います。官房長官も再三、長官がだれなのか最も重要であると言っておられるところであります。が、官房長官いらっしゃるのではありませんか、大臣がお見えですから大蔵大臣にお伺いします。が、どうい

う人を選命されるべきだ、官房長官とお考えは違うかもしれません、例えば大蔵省から局長クラスを持ってきたら、官僚の中から出すのかとか、民間人を登用するとか、具体的に、優秀な人を持ってきたらいいわけですが、お考えのあるところをお聞かせいただければと思

います。
○三塚国務大臣 これは段々の御質疑で明らかになったように、執行機関としてその目的を達成する、こういうことであります。よって、成立をいたしますと、そこから人事に入るわけであります。が、内閣総理大臣、主管大臣でございますから、総理大臣の決するところ、こうなります。

○杉浦委員 もちろん、その長官をだれにするかによつて、場合によつたら反対するぞという方もいらっしゃると思うのです。総理大臣、それはおっしゃるとおりなので、大蔵大臣にお伺いするのは筋違いなのですが、ひとつ金融業界の非常に精通した、まあ役人でない方がいいと思うのです。が、立派な方を御選任賜りたいと願っております。でござ

います。法律が通った暁はでありますけれども。
それから、最後に人材の確保ということについてお伺いしたいと思

います。
長官の名において検査監督を行うわけであります。が、実際、検査監督事務に従事するのは職員で

あります。事業は人なりという言葉がありますけれども、現在の大蔵省の検査監督のプロフェッショナルが金融監督庁に集結するわけでありますけれども、そういった人材を確保し、育成し、充実していくということがこの金融監督庁あるいはこの制度改革の所期の目的を達成する根幹の一つだということはあると思

います。
機構、定員等、充実を図るという点について、どのように考えておられるか、お伺いしたいと存じます。

○白須政府委員 先生御指摘のとおり、検査監督事務の大蔵省からの移管、またこれに伴います定員の振りかえなどによりまして、当然これに伴います、このような事務に従事してきました者などの相当数を金融監督庁に移しまして活用していくということになるわけでござ

います。が、単に移して活用するということだけではなく、近年におきまして、非常に国際取引あるいはデリバティブその他の高度な技術といったようなものが出てくるわけでござ

いますので、こういうものにつきま

して研修等を充実する、その他一層の研さんを積みまして人材の充実に努めてまいることになろうか、かように考えております。

○杉浦委員 以上で終わります。

○綿貫委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております両案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁松下康雄君の出席を求め、意見を聴取したいと存じます。が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○綿貫委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○綿貫委員長 次に、倉田栄喜君。

○倉田委員 新進党の倉田栄喜でございます。

ちよつと両大臣、今、席を外しておられますので、ただいまお決めたきました日銀総裁、お

見えてございます。そちらの方からお伺いしたいと思

います。
まず、さきの四月二十四日の本会議で、私は、総理が昨年十一月十一日に示されました「我が国金融システムの改革 二〇〇一年東京市場の再生に向けて」、金融・資本市場改革に当たつての基本的な考え方、この点からお尋ねをさせていただきます。基本に据えてお伺いをさせていただきますと思

います。
総理が基本的な考え方として示されました金融市場改革の三原則、「フリー 市場原理が働く自由な市場に」、「フェア ルールの明確化・透明化、投資家保護」そして「グローバル 国際的で時代を先取りする市場に」そういう東京市場をつくり上げていく。そのフリー原則の中で、さらに具体的な検討項目の中でこういう項目が上がっております。「一千二百兆円の個人貯蓄の効率的運用(資産運用業務規制の見直しとディスクロージャーの充実・徹底)」これはさきの本会議で総理にもお尋ねしたことでありますけれども、時間の関係で、必ずしも総理のお答えに私は満足はいたしており

ません。
そこで、まずこのいわゆる個人貯蓄一千二百兆の運用という観点からお聞きをいたしたいと思

います。
まず大蔵省に、この一千二百兆、こういうふう

に言われるわけでありまして、これは正確にはどういう数字なのか。例えば、個人貯蓄が一千二百兆だとすれば、預貯金の法人貯蓄というのか、そういうものはまた別にあるわけですね。その辺のところも含めて、一千二百兆という数字がどの時点で、正確にはどういう数字なのか。あるいは、法人貯蓄みたいなものが個人貯蓄以外にあるとすれば、それはどういう数字になっているのか。わかつておればお答えいただきたいと思います。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

個人金融資産千二百兆と言われておりますが、

正確に申し上げますと、平成八年の九月末で千九百九十二兆四千五百二十億円でございます。

その内訳を御紹介したいと思いますが、現金通貨が三十五兆九千七百億円で、要求払い預金が八十三兆七千二百億円で、定期性預金が、これが一番多うございまして五百四十四兆三千七百億円で、譲渡性預金が六百億円で、非居住者円預金・外貨預金が二千四百億円で、信託が七十七兆二千八百億円で、保険が、これも比較的多いのですが二百九十九兆九千七百億円で、有価証券が百五十兆八千四百億円でございまして、これは個人でございまして、法人等は含まれておりません。(倉田委員「法人は」と呼ぶ) 法人の、ちよつと今資料としては別の統計でございしますが、企業の貯蓄として七百十八兆というのを手元には持つておりますが、この整合性、同じ資料から出ているかどうかの確認がとれておりませんので、比較できるかどうかは御容赦いただきたいと思ひます。

○倉田委員 これは私、本会議でも総理にお尋ねをいたしましたけれども、一千二百兆の個人貯蓄の運用、これは我が国にとつても企業にとつても、企業は今七百十八兆、比較できる数字かどうかかわらないというお答えでありましたけれども、これだけの貯蓄というものがどう運用されていくのか、我が国にとつても非常に大きな問題であります。

一方で、これは日銀総裁にお尋ねをいたしたいところでありまして、今我が国が金融政策としてとつておりますいわゆる低金利政策、超低金利政策と言われるこの金利政策、これを今までとつてこられた理由、そしてさらに今後もとつて続けなければならない理由は一切何なのか。

この間、総理は、確かに預金者の皆さんには大変なものかもしれないけれども、我が国景気の全体の浮揚に役立っているわけであるから、それは結局全体としてその方々にもプラスになっているんですよ、こういう御趣旨の御答弁ではなかったかと思ひます。しかし、これは言われていることだと思ひますけれども、経済活動には生産、支

出、分配、この三つの顔があつて、確かに生産部門については金利を下げるということで生産意欲を活発化させているかもしれないけれども、果たして支出、分配の方でどうなのか。このあり方をゆがめているのではないのかどうか。

さらに、今のこの金利の水準〇・五%、これは、これほどの金利の水準を維持しなければならぬほどの我が国の経済の状況であるのかどうかということも私は気になってゐるわけでありまして、ことしの一月の経済企画庁の調べでは、期待成長率が大体年二%くらいに下がっている。いろいろな数字の見方はあるのかもしれないけれども、こういうことを踏まえたとしても、日本経済がこの〇・五%、これはいわば大恐慌時代のそういう金利水準なのではないか。これを今後なお、いわゆる超低金利政策というのを続けていかなければ——今まで続けた理由、今後またその方向を目指す必要なければならぬのかどうか、そこをどうぞ日銀総裁、お答えをいただきたいと思ひます。

○松下参考人 私どももいたしましては、これまでも日本経済を自律的な回復軌道にしっかりと移行させるということをねらいといたしまして、思い切った金融緩和措置を講じてきたところでございまして、そういった政策効果の浸透もありまして、景気は現在のところ基調的には緩やかな回復を続けております。

ただ、そうは申ししましても、日本経済は依然バブル崩壊の後遺症でありますバランスシート調整ですとか、また新しい国際環境下での産業構造調整の途上にあるわけございまして、また当面は財政面からの影響が最も強くあらわれるその局面に入つてきております。こういった状況のもとで、低金利など現在の金融緩和基調は、経済が自律的な回復軌道にしっかりと移行していく上で大事な役割を果たしているものと認識をいたしております。

また、このように金融緩和を通じて経済活動を活発化させるということは、生産部門などの

経済活動の活発化によりまして、雇用の回復とか所得の増加というように分配のパイの全体が大きくなるという形で国民に広くメリットを及ぼしてまいらうと考えております。

ただ、もちろん私も、一口に国民や家計と申しますけれどもそこにはいろいろな世帯がありまして十分認識いたしておりますし、また、金利収入に多くを依存していらつしやる家計の皆様方の御苦勞というものも肌を感じてゐるのでございまして、当面のところ、経済全体の足取りをそのように一層しっかりとさせるということが先決であると考えてまして、引き続きこうした観点を基軸に据えながら適切な金融政策に努めてまいりたいと思つております。

○倉田委員 総理がさきに、昨年十一月に基本的な考え方として示された改革、その具体的な項目としては、いわゆる金融市場の改革と不良債権の処理、これを掲げておられるわけですね。

そこで、現在のこの、あえて超というふうにつけてさせていただきますけれども、低金利政策、先ほどお答えいただきました、その一千二百兆の正確な数字が一千九百九十二兆というふうにお答えいただいたわけでありまして、例えば、一千七百四十兆というのはいくらと前との数字でありますけれども、一千七百四十兆としてこういう試算があります。

一千七百四十兆から三百四十兆の借金がある、それとすると大体七百六十兆、一%で年間七兆六千億、二年間だと十五兆、一千七百四十兆ですから、先ほどの数字ですと一千九百九十二兆ですから、これと数字は大きくなると思ひますけれども、これくらいは所得がいわゆる国民貯蓄から移転をしてゐる。これは何故原因なのか。今総裁は、景気浮揚、確かに生産の面ではそうなんです。しかし、支出や分配の面でこれだけの大きな所得の移転、ゆがめてゐるのではないのか、そういう気がしてならないわけでありまして。

それは一体何なのか。結局、景気浮揚、生産を刺激する、そういう面ではなくて、いわゆる大蔵

省がやってきた金融行政のツケ、我が国の金融界が非常に大きな不良債権を抱えて、これから国際市場化に乗り出すととてどもこのままではいけない、それはそのとおりだと思ひます。だから、国民の多くは、あるいは預金者の多くは、我々のためではなくて、預金者のためではなくて、これは、過去大蔵行政がやってきたその後始末、いわゆる景気浮揚策ではなくて不良債権処理のためにこれだけの超低金利政策を続けているのではないのか、こういうふうにもう皆さんわかり始めているのではないのか、私はこう思ふのですね。

そもそも、先ほど成長率のことを申し上げましたけれども、現在のこの金利、これは果たして現在の経済活動のレベルと合つてると日銀総裁はお考えですか。

○松下参考人 御質問の金融機関の不良債権処理につきましては、これは、日本経済また金融システムにとりまして大変重要な課題でございまして、私どもの金融緩和措置自体は、日本経済を自律的な回復軌道に移行させるということをねらいとして講じてまいつたものでございまして、金融機関の救済でありますとか収益支援ということを目的としてまいつたものではございません。

もちろん、景気全体が回復をしてまいりますと、産業界の資金需要も増加をいたしますし、それが間接的に金融機関にとつて何らかのプラスに働くということはあると思ひますけれども、現在の金融機関の調達、運用の構造から見ますと、金利の低下が行われました場合に、預金金利は確かに低下をいたしますけれども、これは貸出金利の方も、過去の実績を検討いたしますと、多少のずれはありますけれども、預金金利の低下と同じ幅の低下が見られるわけございまして、このことは、ただいま御指摘の家計の側からの収入金利の他部門への移転というものが、金融制度というものを通り抜けて、その先の産業の面に移転をしてまいりまして景気全体の浮揚に役立つてきているということでございます。この点を御理解い

ただきたいと思ひます。

○倉田委員 今総裁がお答えいただいたような、そういう説明の仕方もあるのだらうと思うのです。しかし、先ほどの生産、支出、分配、この視点から申し上げたときに、これもちよつと古い数字だと思ひますが、例えばこういう指摘があるわけです。六十代の人たちが定期性預金を幾ら持っているかという、大体一世帯で一千二百万から一千三百万持っている。一％で年間の利子が十二万円から十三万円変わる勘定。この人たちに、四年前の一年物定期預金金利は四％から五％、それが今〇・三％ですから、金利収入は年間四十万円から五十万円減る。私は、これはこの人たちにとつてまさに人生設計を狂わせているような、こういう事態だと思ひます。

今総裁がお答えになったように、生産を刺激して、それが回り回つて景気を浮揚して支えているから、そのことによつてその方々も支えているのだ、このことも私は確かにわかつてもらわなければならぬと思ひます。しかし、今申し上げたように、四年前と比べて年四十万から五十万収入の当てが少なくなつてきている。そのトータルの積み上げが、私は先ほど七兆六千億と言ひましたけれども、少なくとも五兆から八兆の間、それくらいの大きな所得移動が行われている。この事態は、どう考えても預金者にもメリットがあると考へられるような事態ではない、私はこう考へます。

大蔵大臣お見えになりましたが、これは、年金の運用とか、さつきの企業貯蓄の七百十八兆も同じだと思ひますけれども、運用が大変になつていふと思ひます。今、大体日銀総裁のお考えはお聞きいたしました。この間、総理にもこの超低金利政策については御答弁いただいたわけでありまふけれども、この点、大蔵大臣はどう考へておるか。

○三塚国務大臣 低金利政策につきましては、我が国経済の持続的、安定的成長と、もちろん、いふも申し上げることでありますが、インフレがな

いということはその国の経済運営として最大のベクトルなものでございふます。そういうことを踏まえながら、御指摘の預貯金者に対して御苦勞をいただいておりますこと、肝に銘じておりますと同時に、御理解を得るべく、前回も答弁申し上げました、御辛抱を賜りたいと思ひ上げました。

同時に、この超低金利政策は物価の安定に大きく寄与しておりますことだけは間違ひございませぬ。そういうことによる基本的ベイスの面における寄与と、さらに、ローン等の支払いを持つております多くの国民各位が超低利ということの中でプラスがおりますことは間違ひございませぬ。

両々相まちまして国の基盤をつくりつつあるわけでございますから、これからは日銀総裁の金利政策の基本にかかわるわけでありまふので、そういうことであらう、こう思つております。

○倉田委員 我慢がどれくらいまでできるか、こうあると思ひます。私は、もうそろそろ、皆さん、先ほどの例でいけば、年間四十万から五十万も本来、四年前だったら入つてくるはずだった金利が入つてこない、こういう状態がそのまま続くことに我慢がでなくなつてきておられるのではないのか、そういう気がいたします。

そして、私がこの点を今質問をいたしておりますのは、私自身も一つ心配がおります。それは、一方でこれだけの超低金利政策だ、そして一方で、今、大蔵委員会で御審議あつたと思ひますけれども、外為法の改正があつた、やはり相当の資金の動きについて自由になつてきた。この二つが相まちますと、今一千二百兆と言われる我が国の個人資産の運用、さらには、七百十八兆ですが、わからないけれども、企業が持つていふ貯蓄の運用、これらは、ほとんど我が国の資本というものが海外に流出していくのではないのか、こういう心配をいたしますけれども、この点はどう認識されておりますか。

○榊原政府委員 預金あるいは債券投資等の形でお金が流出するかどうかというのは、その改正の

時点での海外の金利動向、国内の金利及びそのときの為替市場の状況によつていふわけでございます。

一つ大きな誤解がしばしばマスコミ等でございふますのは、ドル建ての金利と円建ての金利が基本的に違ふということでございます。ドル建ての金利と円建ての金利の間には為替リスクというものがございまして、その為替リスクがどうかということによつて、一体、ドル建てで資金を持つのか円建てで資金を持つのかという判断が出てくるわけでございます。その辺、為替市場の状況、内外の金融市場の状況によつて資本が流れるのか出ないのかというのが決まつてくるというのが第一点でございます。

それから、もう一つの誤解は、資本が流れるということと金融取引が外に出るあるいは金融取引が日系の金融機関ではなくて外資系の金融機関で行われるという、その三つの点がどうも混同されていふ嫌ひがあるというふうに思ひつけてございませぬ。

基本的に、ネットの資本流出というのは経常収支の黒字とイコールでございますから、ネットの資本取引が大きく短期的に変わるということにはございませぬ。

ただ、東京で行われていた取引が、例えば、私が東京で日本の株を買つていた、それをニューヨークの証券会社を通じて日本の株を買う、こういうことはあるわけでございます。これは、金融取引の流出でございます。ただ、これは、日本のお金が流出したということではないというところで、よく東京市場の空洞化と言われるのは、金融取引が外に出るということでございます。

それからまた、金融取引が国内で行われても、これを日系の金融機関でやるか、あるいは外資系の金融機関でやるかというふうなことがございまして、例えば外為法の改正というふうなことをにらみまふと、非常に外資系の活動が活発になつて、外資系の金融機関と日本の居住者が取引をするというふうなことはふえてくるかもしれませぬ。

ただ、この場合も資本が必ずしも流出するといふことではないといふことで、私は、外為法改正で資本が流出するといふのは幾つかの誤解に基づいた見解だといふふうに思つておりまして、必ずしも資本が流出するといふことではないといふふうに考へております。

○倉田委員 誤解あるいは混同、経過のつけ方はそれぞれ立場の説明の仕方があると思ひますけれども、私は、結果として資本が流出するのではないのか。今のお答えは、それは多分しない、そういうお答えだと思ひます。しかし、水が低きに流れる、金利が高きに流れる。もちろん手数料の問題、為替リスクの問題、さまざまあるかと思ひますけれども、この超低金利政策、外為法の改正、私は、この点は大いに心配をしておかなければならない、そう思つております。

同時に、我が国は今大変な財政赤字を抱えていふ、国政の大きな課題であります。この財政赤字を国民の皆さんが引き受けてくださる限りにおいては、いわば、簡単に言えば半分が債務者であつたとしても半分が債権者、そういう理屈の立て方もあるのだらうと思ひます。しかし、我が国の資本が海外に流れていふ、国債さえ引き受ける体力がなくなつてしまふ、それはまさに大きな問題であります。

官房長官、私は先ほど、年間四十万から五十万、もつと上がらうと思ひますけれども、それくらい所得移動があるいは入つてくるお金が入つてこなかったといふことを申し上げました。本会議で、この超低金利政策に対する国民の皆さんの怨嗟の声はますます大きくなつていくことではなう、ちまたに満ちることになるでしようと思ひます。申し上げました。官房長官は、この預金者の皆さんの声をどういふふうにお受けとめになられますか。

○梶山国務大臣 所管外のことでございますが、余り詳しくは私には知りません。ただ、私の過去を見まふと、昨年、予算委員会

の席で、ちょうど住専問題の討議をいたしているさなかに、いわば銀行の業務純益が八兆何がしかあった。私は、そのとき金利政策に触れたつもりはなかったのですが、しかし、所得を失って預金金利を十分に自分の生活に当て込んでいる方々、もしもあるとすれば、そういう方々には、シルバー定期とかいろいろな、若干小さい商品もありますけれども、せめて一兆円ぐらいは放出をして上げたら、私が何か金利政策を批判したといつて、日銀の専管事項だといつてしまつたのです。

若干お困りになつてゐるというか、確かに所得のある方は所得への循環もあるわけですから、その目くらまを立てては言いませんけれども、既に所得を失つて自分のなけなしの退職金やその他をばたいて定期にしている方々は、私の身の回りにもたくさんおられます。そういう方々の話を聞けば、何かこちらからこちらへ移転したんだからちつとも関係ないんだという話は、ちよつと庶民としては受けとめかねる。銀行には住専問題を起こしたその腹いせもありまして、こんな悪党がぬけぬけという思いが実はしておりましたので、つい記者会見でも申し上げたわけですが、冷静になつてみても、やはりそれはそう感じます。

私は、今大蔵省の方がるおっしゃられて、外為法の改正があつてもその資本の流出はない、それは期待、願望を込めて、恐らく大きな変化がないことを望んでいるのでありましようけれども、私は、そんなに簡単に政府が思うとおりにはいかない。多分金利は、ある商品が日本に出てくれば利用する方がある。為替リスクというのは当然考えなきゃならいけれども、長期の金利で考えれば、いつかは、循環の社会ですから、そういうものを見出せば、私は若干でも、日本の一番世界に冠たる個人の金融資産、これを良好に回すことが日本の国益につながるという思いがいたしますので、そういうことになることを心ひそかに期待

はいたしておりますが、果たして、私は専門家じゃありませんから、大蔵省の方々が言うように金利は上がらないということになるかもしれないが、ひよつとすると上がるような商品が出て、庶民は喜ぶということにもつながるのではないかなという期待をいたしております。

○倉田委員 私は、今官房長官がお答えいただきましたように、庶民、預金者の痛みというものを政治家としてわかつていただきたい、そういうことでございます。

そこで、日銀総裁、私からは最後のお尋ねでございます。

今ある質問をさせていただきますけれども、この超低金利政策、まだ今後も続けなければならぬのですか。

○松下参考人 私ども、現在、我が国の経済を自律的な回復軌道にしっかりと乗せていくということとをねらいといたしまして金融政策の運営に当たつてゐるところでございます。

それでは、今国内経済の現状がどうなつてゐるかということとを簡単に申し上げますと、景気は、ただいまのところ、消費税率の引き上げなどの財政面からの影響が、一歩強くあらわれる局面に入つてきてゐるところでございます。このために、当面は景気の一時的な減速は避けたいというふうに見られますが、その一方で、民間部門におきま

のがだんだんとはつきりするようになってきております。

こうしたことを踏まえますと、財政面からの影響を乗り越えて、この先景気回復の流れが持続していくという可能性は高いというふうに見えておりますが、このあたりのところ、今後の実際の消費者の行動でありますとか企業活動に即して見きわめをする必要があると思つております。

また一方、物価面におきましては、国内需給が緩やかに改善いたしましたので、昨年の末から下げどまりの傾向がはつきりとしてまいりました。四月におきましては、消費税率の転嫁が行わ

れましたから上昇をいたしましたけれども、これを除きますと大體横ばいの動きとなつております。

このような物価、景気の情勢を踏まえまして、私どもでは、当面は金融政策運営に当たりまして、引き続き景気回復の基盤をよりしっかりと、引き続き景気回復の基盤をよりしっかりと、意深く見守つてまいりたいと考えております。

○倉田委員 どうぞ総裁、いわゆる金融政策、まさに日銀総裁の専管事項でございます。財政に従属をするという批判がありました。そういうことではなくて、まさに金利政策として、どうぞしつかりと国民の声も聞きながら、誤りなきかじをとつていただきたいとお願ひ申し上げます。総裁、私からの質問は以上でございます。

そこで、「二〇〇一年東京市場の再生に向けて」といふ、大蔵大臣、いわゆる野村証券の証券取引法、商法違反事件、このことはいわゆる国際社会から見た場合に、国際社会はこの野村証券事件というものをどう受けとめてゐるというふうにご考へておられるのか。あるいは、この事件は我が国の証券市場あるいは金融市場にどのような影響を与える、それを現在の時点でご御認識になつておられますか。

○長野政府委員 野村証券事件の証券市場の評価やそれに対する影響という点につきましては、まことにこのような事件が発生しないということが一番望ましい状態ではございますけれども、国際的な評価ということにつきましては、やはりこういう日本の証券市場に問題があつたのかという点につきましまして注目されておることは当然でございます。

また同時に、国際的には、そういった事件がきちんと当局によつて摘発され、適正な処断を受けるといふことが大切であるといふふうな考え方であらうかと思ひます。

その意味で、十三日に証券取引等監視委員会が告発といふところまでまいりましたこと、それを受けまして、現在検査当局において捜査が進んでおります。いずれまた監視委員会から、事件の実

態を踏まえて、法令違反等の事実に対して行政処分等に係る勧告ということも当然考えられます。そういった形で、きちんと、起こつた事件についての対応をしていくということが国際的な評価を高める上で肝要ではなからうかと思つております。

そしてまた、国際的なことを申し上げましたのが、国内におきましてもそれはもとよりでございます。大勢の投資家の方々が、マーケットにおいて不正を働いた場合にはそれがきちんと正されるという御信頼をいただくかぎり、この証券市場の健全な発展はあり得ないと思つております。

○倉田委員 二〇〇一年まで、我が国東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ、そういう国際金融市場にしよう。五年間、五年間で間に合うかどうかという問題もあるわけですが、総理が基本的な考え方を示された中での今回の事件であります。しかも、野村証券は以前にもこの国会で取り上げられましたけれども、同じような問題が起つた。

そもそもこのようなことが起る原因、背景、それは、やはり大蔵省はそれぞれ毎年あるいは不定期に、いろいろな形で検査監督をやつてこられたと思うのです。当然、前のことにしても今回の事件にしても、その事件の原因、背景というのは承知しておられなければならぬはずだと私は考えますけれども、この点はどんなふうにお考へになつておりますか。

○長野政府委員 前回にもそのような事件があつたという御指摘でございます。そのとおりでございます。また、同時に、その事件そのものが不祥事という意味では共通いたしておりますけれども、また個々の事件につきましまして、より深く考察すべき原因、背景というのがあるのかもしれない。

例えば損失補てんにつきましまして言えば、前回の時点では、損失補てんは、そもそも証券法上禁止規定すらなかつたという状態で起つた事件でござ

というと、いわば指導という名のものと、検査をするという機構が同じ場所にあることによって甘くなり過ぎたということ。それから、そういうもののチェックが当然なされていけば、あの銀行の形態がどんなふうに移行しているかわかるはずであります。膨大なものを見ようとするのですから、そんなに全能に見えはできなかったかもしれないが、そういう時の流れと、それから慢心というか、そういうものが合わさってなったことでありますから、この問題に対して初心に返らなければならぬ。それには、企画立案とかいうものと検査監督というものは截然と分けることによってチェックをしていかなきゃならない。

ですから、恐らくこれからの大蔵省の金融政策というのは、総体として金融はどうあるべきかという問題であるし、監督庁は、個々の金融機関がどういう状態に置かれているか、これはルールにのっとって、いいかどうか、そういう問題をお互いに明確にすることによって今までの問題を何とか解決できるであろうという処方せんになったという思いがいたしております。

○倉田委員 大蔵大臣は、総理が基本的な考え方として示されたいわゆるフリー、フェア、グローバル、このいわゆる三改革原則、このことをお示しになって、そういう方向に向かって変わっていくかなければならぬだろう、従来のいわゆる護送船団方式、裁量的業者行政、そこは変えていかなければならぬだろう、こういうお答えであります。

官房長官は、もちろん今の大蔵大臣のお答えを前提に置いていることだと思えますけれども、従来同じ大蔵省という組織の中に検査監督があったから、同じ身内の中で少し甘くなったんではないのか、本来チェックしなければならぬところをチェックを見逃したんではないのか、そういう御認識も一つあるみたいであります。ですから、これは違う組織でやった方がいいんだらうと。

私は、そのところは、今御指摘のところもそ

のとおりだと思えますけれども、先ほど大蔵大臣がお示しになった自己責任、市場ルール、その部分がこれから示すべき方向としてあるとするならば、検査監督、それは従来の検査監督のあり方で、本来やらなければいけないことを見逃した、甘くなっていた、そういうことは論外だと思ふんです。本来システムの問題として、検査監督するにしても、何の基準に基づいてどういう検査監督をしたのか、そこも変わっていかなければならぬんだらう、こう思っております。

ですから、甘かったとかチェックしなければならぬのに見逃したとか、そういうことではなくて、これから国際市場ルールに向かっていくときに、監督すべき基準、そういうものがきちんとあつて、それにのっとって検査監督をする、いわゆる事前にチェックをするのではなくて、事後に、その基準にのっとってやっているかどうか、言葉として言えば事後チェック型、そういう方向に変わっていかなければならぬんだらうではないのか、私はこう思っておりますけれども、これは官房長官でしょうか。検査監督の目的とか手法とか、それは従来と同じでしょうか、変わるんでしょうか。

○白須政府委員 お答え申し上げます。

今お諮りいたしておりますように、金融監督庁設置法、これにおきまして任務の規定というのを設けているわけでございまして、ここにございまして、民間金融機関等の業務の適切な運営または経営の健全性が確保されるよう検査その他の監督を行うこととございまして、検査監督、これは業務の適切な運営あるいは経営の健全性の確保、これを通じて、預金者、保険契約者等の保護、また金融、有価証券流通の円滑を図る、これを究極的な目的とするところとございまして、

今般の金融監督庁の設置後ということにつきまして、監督庁は民間金融機関等に対します検査監督を専門に行う行政機関ということとございまして、御指摘のように、監督庁によりまして検

査監督事務がルールに基づいて厳正かつ的確に遂行されることとなると考えておるわけでございまして、特に、平成十年の四月以降、客観的な指標でございまして自己資本比率に基づいて、透明性の高い手法によって所要の措置を発動することによりまして金融機関経営の健全性確保を図ります仕組みでございまして早期は正措置が導入されるとございまして、

このような早期は正措置を、新たに設置されます金融監督庁が透明かつ公正に執行する、こういうことによりまして検査監督の一層の適切を図ってまいりたいというところでございまして。

○倉田委員 余りよく理解できなかったんですけども、変わるのか変わらないのか、私は変わらなければならぬ、そう思っております。

大分質問の項目は用意したんですけども、ちよつと時間がなくなつてしまいました。あとちよつと、一点、二点だけお尋ねをいたしますが、いわゆる日銀検査が契約に基づいて定期的に行われるのと違って、従来行われてきた大蔵省の検査監督というのは不定期に突然に行われてきた。そして、そこで知り得た検査監督の資料に基づいて企画立案を行つてきた。

一点だけ教えてください。今までいわゆる蔵検と言われて、先ほどの野村証券事件のことにもかかわるわけでありますけれども、蔵検として大蔵省が金融界から相当な資料というのをお持ちになつて帰る。これは、新しい金融監督庁になつて、その知り得た情報、資料というのとは基本的に公開される方向でお考えになっておられるのかどうか、この点いかがでしょうか。簡潔に教えてください。

○白須政府委員 監督庁が検査あるいは監督を通じて入手いたします資料につきましては、例えばそれぞれ処分等の理由に用いました場合の会議の説明等で示すということはあるかと存じておりますけれども、それぞれの金融機関の経営、これは信用秩序等にかかわるという面もございまして、それらの点につきましては慎重な対処が

必要かというふうを考えております。

○倉田委員 これも私はディスクロージャーの一つの要請なんだろうと思うのです。持っている情報もちゃんと公開することによって責任の所在も明らかになる。情報が不明確なままでは本当に、どうなつておるんだ、だれが責任を本来とらなければいけないんだということさえ不明確になつてしまいます。従来行つてきたいわゆる蔵検と呼ばれる検査によって集められた資料もどうぞ公開をしていただくように、私は要望しておきたいと思ひます。

そして、金融行政が組織の分割の前にならなければならぬのか、どう変わらなければならぬのか、そのところがまだ明確になつていないから、残された大蔵省、そして金融監督庁のこの関係も、私も本会議で申し上げましたし、この委員会でもる御指摘がされておりますけれども、不明確な点、あいまいな点がいっぱい残つておるんだらうと思ひます。その点はさらに解決をされなければ、私は、二〇〇一年、東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際市場にするというのでは、この最初の段階でつまづいてしまふのではないのか、こう危惧をいたしております。

残された、一、二分だと思ひますが、官房長官、ぜひ前からお尋ねしたいと思つていたことがあるんです。今行政改革の論議をやつておるわけでありまして、いわゆる政治改革、政治改革と行政改革は両輪だと思ひます。政治改革がきちんと完遂をしなければ行政改革もまた完遂をしない。私も、私は決して熱病などとは考えておりませんけれども、選挙制度の改革の論議をやつて、新しい選挙制度になりました。官房長官は、この新しい選挙制度で選挙が行われたわけでありまして、政治改革の一つの結果として行われたこの選挙制度、政治改革の一つの到達点、まだまだ完成はしていませんけれども、一つの到達点、それをどのように総括しておられる

のかということが一点。

それからもう一つ、どうしてもこれは官房長官にお尋ねをしたいと私が前から思っておりまして、これは、いわゆる吉野作造という民主主義を唱えた学者の方でありますけれども、この方が民主主義を唱えられた背景というのは、いわゆる政治的自由、その最大のものは国民の政権政党を選択する自由、つまり、かつて三十八年間自民党の一派支配の時代がありました。その間は、国民有権者の皆さんは政権政党を選択する自由は持たなかった。与党に対しておきゅうを握ることができたとしても、自民党にかわり得る政権政党という選択肢が実はなかったのではないのかと私は思っております。民主主義を唱えた吉野作造がい

わゆる二大政党制を唱えたのは、国民有権者の側から見て、政権政党を選択する自由、そこが与えられて初めて、いわゆる自由、政治的選択の最大のもので与えられる、そこから二大政党制というものが一つ位置づけられる、私はこう考えております。

この二点について官房長官の御所見をお聞きをいたしまして、私の質問を終わります。

○梶山国務大臣 官房長官という立場でお尋ねになったわけでございます、選挙制度自身も、この立場で論議することの権利を私は持つておりません。

ただ、言えますことは、今までの中選挙区制度とそれから今回の小選挙区制度、大きく違ったことは、やはり政党本位の政治を目指すというのが小選挙区の利点、死に票も多いかもしれない、それから中選挙区というのは、どちらかというといわば連立志向型の選挙制度、このように本質的には理解をいたしております。ただ、長い間自民党の一派支配があつた選挙制度で続いたではないかという論点というのか、それに関しては、結果としてそうなので、中選挙区制度が自民党の一派独裁につながつたとは私は思っておりません。

あの当時の世界の情勢を見れば、いわゆるアメ

リカ側とソ連側という二大陣営があり、日本は特に、戦争に敗れた後、資源もない、いろいろなことを考えればいわば自由経済の恩恵に十二分に浴することがいいという判断、そういうものに立てば、国民の皆さん方は、下世話な言い方で言いますと、アメリカの代理店自民党、ソ連、中国の代理店社会党、共産党、そうやってみますと、やはり国民はどちらが得かということで選択をして、結果として政権が自民党になるような投票行為をしたというところは、私は賢明な国民の意思が動いたという見方をいたしております。それが証拠には、ソ連が崩壊した後、前の選挙をやつたらば自民党単独政権は崩れてしまったという、この一事を見てもおわかりになると思います。

しかし、小選挙区というのは大変怖い制度であります。これは二大政党などと言えない。私はよく、一強何弱かの政党が生まれるだろうという見方をしているわけですが、確かに、大きなスキャンダルやあるいはテロ、暴力等があれば政権交代につながることは多いわけですが、それ以外のことは、飽きぐるまではなかなかかえない、かわれない、そういう思いがたしますから、政権与党としては、まさに自重自戒をしながらやっていたいかなければならないという思いがたします。

○倉田委員 官房長官の今お答えいただいたお考え、御認識でいいのかわか、私は少し異論がございますけれども、また次の機会にさせていただきます。

以上で終わります。

○綿貫委員長 この際、今井宏君から関連質問の申し出があります。倉田君の持ち時間の範囲内においてこれを許します。今井宏君。

○今井委員 今井でございます。

十二時までの時間をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。

さて、今、この行政改革の特別委員会に御指名をいただいたわけですが、行政改革のみならず、政府の方でも、橋本総理大臣の六つの大改

革を仕上げていく、こういう時代認識のもとでのビジョンの提案かと思っております。

よくこの大転換期を、明治維新、黒船が来たから維新ができたよ、次は第二次世界大戦、連合軍によって、占領軍が来たので改革ができたよ、でも、第三の転換期はそれにも劣らぬ大きな転換期だけれども、外圧がないので国民みずからがそういう意識改革をしないとできない、こういうふうに言われておるわけですが、私はそうじゃないだろうと思っております。

やはり外圧がかなりある。外圧のない限り、どうも日本は改革に取り組み勇氣、覚悟、そういうものが足らない国民で、いわゆる島国という歴史、風土、文化もあるのでしょうか、そんな感じがしてならないわけです。島国日本のやり方、システムを変革しなければならぬ、こういうことで、この改革ができなければ政治家としてあるいは行政として国民に対する責任が果たせない、恥であるという認識をしっかりと持たなければいけない、そんな視点から何点か御質問をさせていただきます。

最初に、行革会議でございますが、五月一日に中間報告がございました。この評価を、どのように政府としては評価なさるのか、お聞かせいただければと思います。

○梶山国務大臣 行革担当は総務庁長官が行っておりますが、便宜私が質問の矢面に立たせていただきます。

五月一日の行政改革会議において取りまとめられた中間整理というものの中には、内閣の危機管理機能の強化に関する意見集約の部分については、危機管理を専門的に担当する官房副長官クラスに職を設けること、そしてこれを補佐する事務体制を整備すること、内閣の情報収集、集約、分析機能を強化すること。行政改革会議から政府に対して提言をされ、それ以外のものについては部分的に幾つかのものを列挙をされて、十一月に成案を得るということになっております。確かに、この部分だけ取り上げて、内閣の危機管理能力の

強化ということは、いろいろな自然災害やテロその他のことを考えますと喫緊の課題であり、政府がまた一番取り組みなければならぬ重要な問題でもあるわけでありまして。

これを受けて私たちは早急に検討して、できたならば、通常行われるであろうこの八月の概算要求期、それまでには成案を得て、そういうものに対応する仕組みないしは予算、こういうものを目指したい、このように考えております。

○今井委員 ただいま危機管理、政府にとって国民を安全に、豊かにするのは一番肝心な仕事かと思っておりますが、あわせて、その中間報告では、六つの大改革をなし遂げるための相互の関係、それぞれの達成目標それから手順、スケジュール、これらを明確にするべきであつて、工程表を作成し、それを公表するべきである、こういう報告もございました。

この公表でございますが、いつごろを予定なさっているのか、聞かせていただければと思います。

○梶山国務大臣 それぞれの改革が密接に関連連をしていることは、委員御指摘のとおりであります。近々にいたします、発表いたします。

○今井委員 さすが、武士道そのものの大官房長官でございますので、明快な御答弁をいただきます。

それでは、今定例会ぐらには我々も目を通させていただけるといふような感じでよろしいのかどうかということでございます。

ところで、省庁再編でございますが、これも首相は、十一月末を目途に省庁の再編案をまとめる、こういうお話を過去何回かいただいているわけでございますが、このスケジュールに変更はないのでしょうか。

○梶山国務大臣 やらなければなりませんし、やれると確信をいたしております。

○今井委員 その省庁再編案でございますが、いろいろ報道もされておるわけでございます。その省庁再編は、四つの分野に取りまとめをすると

か、今ある二十二を半分程度にするとか、いろいろな御意見があつて、行革会議を中心に取りまとめがされることだろうと思うわけでございませうが、各省庁の設置法案の提出時期というのは、この再編案を取りまとめた後、どういうスケジュールでなされるのでしょうか、お教えいただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 行革に関する専門の方がいないようでありまして、便宜、私からお答えを申し上げます。

これは、二〇〇一年の一月一日という総理の強い願望があります。これに間に合うようにというか、若干の余裕は持っているものの、総理としては二〇〇一年の一日に行いたいという意向が強いわけです。

それぞれに各省庁、密接な関係がありますから、今どれがどうなるということをお断りします。それはできませんが、それぞれ国の大きな行政のねらい、それも先ほどありましたように、何がそうさせたかという、今外圧もあると言われますが、今日日本がたえなければならぬのは国内的なことよりも国際化、世界がどんなふうに進んでいくのか、世界と全く違つた時点で日本だけが生き残れるのか、あるいは協力ができるのか。これを考えますと、私は、今回のいわば政治改革という行政改革というか、すべてのものはいわば国際化という改革を迫られている、こう考えますので、その国際化をするに値する、たえられものを一つ取り上げるということが第一ではないか、このように考えます。

○今井委員 私、首長、埼玉県、草加市の市長をやっております。地方分権を主張しておりますし、これからは地方分権型社会というものを一つつくっていかねば、官房長官がおっしゃる国際的な視点にもかなわぬ、こういうふうな思つておるわけです。とりわけ地方分権を徹底することが、実は省庁の再編、いわゆる行政改革につながる、ひいては政治改革につながる。私は、地方分権が行政改革の最大のものである、こうい

う認識を持っております。

この分権も日本だけが必要なのではなくて、例えば地方自治のグローバルスタンダード化、世界の地方自治宣言、こういうものも既に、国際自治体連盟、御案内と思いますが、IULAによる世界地方自治宣言というものがされております。とりわけ一九九三年、三十一回世界大会で新宣言が採択されておるわけであります。

これはどういふことかといふと、まさにEU統合に伴うヨーロッパの地方自治憲章とほぼ同一の内容でございまして、地方分権はもう大きな世界的な流れである。後ほど質問させていただきますが、経済同様、グローバルスタンダードに対応していかなければならない。日本の行政の仕組みも、分権という形にして、グローバルスタンダードに対応するものにしていかなければならない。これはまさに国際的な視点、水準に日本の仕組みも革命的に変えていくということが必要だ、こういうふうな思つておるわけであります。

ところで、省庁再編をやる前に、あるいは同時に、一緒に国と地方の役割分担ということの明確にいたしませんと、省庁の姿というものがどれだけ削減、スリム化できるかわからない。今までのような中央集権のシステムから分権システムにする、ことによつて、省庁のあり方が問われるのではない。とりわけ事務の関係でいえば、機関連任事務は廃止にはなつたけれども、自治事務と法定受託事務がある。ヒアリングの経過を讀ませていただきますと、各官僚の抵抗が非常に強く、できれば現状維持でやりたい、国内全体を統一していききたい、こういう要望が非常に強いわけでありませう。

そうしますと、ここで、どういふふうな分権をする覚悟と、その政治のリーダーシップを発揮できるか、できないか、そこが一番の課題かと思つておるわけです。それによつて省庁再編も事務の内容も変わってくる、こういうふうな思つておるわけでございます。

分権推進委員会は、七月にずれ込むということ

でございますが、今までの答弁その他では、来年の通常国会のできるだけ早い時期に分権推進計画を策定する、こういうふうな政府の方から明言を受けておるわけであります。そうしますと、この再編案と分権推進計画、これをどういふ視点でお互いにリンクさせ、整合させ、整理され、それで省庁再編になるのか、その辺につきましましてお教えいただければと思つております。

でも、例えば、国はこれだけ財政構造に真剣になつていて、地方の問題もそうだし、地方にもその問題を言うわけであります。地方自治体に行つてみれば、これは自治省がちゃんとした例えは起債計画を組んでやつてくれたんだから全部国の責任です。ですから、責任論を伴わないことは、将来でも、分権をしていっても、その基礎が揺らぐのではないのかという心配を私はいたします。ぜひとも、やはり権利を付与されるかわりには、責任というものがどこまで遂行できるかということをやまず認識し合うところから始まらなければならぬ。いづれにいたしましても、規制緩和や地方分権というのとは大切な今の政治目標の中心でもあるわけでありまして、個々の問題にいろいろある問題があるけれども、個々の問題にいろいろある地域が特色のある自治体として発展できるようにどうあらねばならぬか。

ただ、私が感じますことは、今委員が御指摘になつたように、各国、世界の通例を見ても、言うけれども、日本の歴史を考へてみますと、本来、地方の権利というものはそう認めていられなかつた。逆に言えば、あつたといふは藩閥政治のころ、それぞれの領主、藩主というものは、一つの自治権を、今よりもむしろ強力な自治権を持った集合体の国家を形成したわけでありまして、明治以来、日本を強くしようといふところでは、むしろ画一性を求めたところに日本の行政の中心が置かれたわけでありませう。

しかし、ここまで成熟をいたしました、やはり民主政治の根幹、揺籃といふものは地方自治にある、こう言われているわけでありませうから、これからそういう意味での日本の政治の習熟度という成熟度というか、それを試すというか、でき上がるものは、地方自治がどのようになつていくのか、その特色を持ちながら機能を果たしていくかということにならうかと思ひます。

ただ、今心配をすることは、大きく分けて国と地方の役割分担、これはできるのですが、それぞれの地方がそれでは何を指すかといふみずから意欲といふものにまだ欠けているといふと批判をするようになりますが、私はそれができ上がらないと、幾ら分権をされてもその問題意識が高まらない。

どちらが先か後かという問題がありますが、今

私も、例えば、国はこれだけ財政構造に真剣になつていて、地方の問題もそうだし、地方にもその問題を言うわけであります。地方自治体に行つてみれば、これは自治省がちゃんとした例えは起債計画を組んでやつてくれたんだから全部国の責任です。ですから、責任論を伴わないことは、将来でも、分権をしていっても、その基礎が揺らぐのではないのかという心配を私はいたします。ぜひとも、やはり権利を付与されるかわりには、責任というものがどこまで遂行できるかということをやまず認識し合うところから始まらなければならぬ。いづれにいたしましても、規制緩和や地方分権というのとは大切な今の政治目標の中心でもあるわけでありまして、個々の問題にいろいろある問題があるけれども、個々の問題にいろいろある地域が特色のある自治体として発展できるようにどうあらねばならぬか。

私はよく、私見であります。選択的分権論といふのを言つております。都市であるものは都市計画やその他のものに、いわゆる純農村地帯の厚みを加えてほしい。それをしないで全国画一的なものをメニユーとして並べますと、熱度が違つてしまふ。その意味では、その分権メニューを例えば百なら百置くとすれば、私のところは十はAクラスで欲しいです。あとの五十はBクラスが欲しい、そういう選択をする自治体の意識と、それから自治体の意欲と、それにこたえられる中央の仕組みがあるのではないか、このように考えております。

○今井委員 おっしゃるとおりです。どこの町も金太郎あめで、同じ基準で中央集権だからやつて

も、分権を早く整理をして、そして再編の方にもきつとリンクさせていたきたい。

地方は、それは中央から見れば心配なんでしょうけれども、やらせればできます、やらせれば。これは、多分だめだろう、だめだろうといつても、やはりやらせて真価を問うていったらいいのではないか、こういうふうな思っています。それ以前に、中央政府としては、もともと日本の国のありようとしてやらなければならぬ歴史的な責任というのが中央政府にはあるわけですし、そちらの方に全注意力を結集していただく、あとは、地方は地方にゆだねるということで割り切りが大事かと思っておりますので、ぜひ御指導いただきたいと思っております。

それから、省庁再編なんでもございますが、今エージェンシーが非常にキーワードになっています。これもどうやら、実態がわからないから各官僚の皆さんも答えようがないというふうに行政改革で言っているという新聞報道等がありますが、やはり、外庁方式というよりも民営化という、民営化していくんだ、それでスリム化していくんだという大前提みたいなものがないと、わけのわからないエージェンシーが果たして本当の意味での行政改革になるのでしょうか。事によるとそうじゃないのかもしれないという心配を私もしていますし、国民もしているわけでありまして。

最悪のシナリオを考えるわけではありませんが、けれども、地方分権でも政府が腰が砕けて、国会議員も、地元利益誘導が中央集権ではなくて分権されますとできづらくなりますから、選挙に弱くなりますものですか、どうも腰が引けてくる国会議員の体質、それから、中央政府も放しなくては現状でいいよ、地方も受けたくなくて現状でいいよと。ただ単に省庁を半分ぐらいに大きくくりして、企画立案と執行部門は独立しましたよ、一省庁を二分割しましたよ、でも結果的には中身は変わっていないことになったのでは最悪のシナリオで、こうならないと確信していますし、また、私たちが政治の責任というものを果たしてい

かなければならぬと思いますが、とりわけ官房長官、リーダーシップを思い切って発揮して、革命とも言えるこの時期を乗り切って後世に責任を持つ政治を打ち立てていただきたい、こういうふうに思います。

さて、金融監督庁でございますが、内容を拝見いたしますと、共管の部分が非常に多いわけでございます。これは、共管の部分をできればなくしていく方向という視点が大切ではないか。そうしませんと、どうしても責任の所在というものが非常にあいまいになってくるのではないかと。だから、将来は共管の部分は監督庁なら監督庁にずっと取れんしていくということが必要ではないかと思っておりますので、これにつきまして、立法した役所ではどんな議論で最終的に今の原案の提案になったのか、また、そういう方向というのは今後考えられるのか、それをお聞かせいただきたいと思っております。

○白須政府委員 お答え申し上げます。

今回の金融行政機構改革の法案におきましては、現在大蔵大臣と各省大臣との共管になっております民間金融機関等につきましては、内閣総理大臣と各省大臣との共管とするというふうなことにしているところでございます。

これは、現在各省で行われております検査監督、これがそれぞれの行政の目的を踏まえて実施されているわけでございます。また、金融監督庁におきましては、金融行政の観点から、民間金融機関等に対する検査監督を所掌する機関といたしまして検査監督を行っていく、これが重要であるというふうな考え方によるものでございます。金融監督庁と共管省庁との間におきましては、当庁設置後におきまして、一層密接に連携をとりながら、迅速かつ適切に共同いたしましたして監督を行っていくというふうな方向かと考えております。

なお、全体的な中央省庁の再編等の問題につきましては、御指摘でございますように、現在行政改革会議で御検討いただいているところでござい

すので、それらの点につきましてはお答えは差し控えていただきたいと思います。(今井委員「最後がわからなかった」と呼ぶ。現在、行革会議の方でまず大枠の方から御検討いただいているところでございますので、その先にわたりまして、その中でどうなっていくというふうなことにつきましては、私どもの方といたしましては差し控えていただきたいと思いますと考えております。

○今井委員 済みません、三塚大蔵大臣、よろしいですか。

実は、大蔵省のヒアリングが、一昨日ですが、行革会議でございました。その議事録も読ませていただいたわけでありまして、大蔵省の考え方、そして大蔵省を所管する大臣としてのお考え方は、これはよくわかるのですが、私がここで聞きたいのは、大政治家三塚先生、政治家として、この行革会議の中のヒアリング、行革のあり方、その辺をどうお受けとめになつてどう評価なさっているのか、ぜひお聞かせいただきたい、こういうふうな思っています。

○三塚国務大臣 行革会議がヒアリングをするというのはいくつのプロセスかと思っております。お互いに理解が深まるということは大変よいことではございます。聞く耳を持つ、同時に、聞きつつ放しではなくその結論をどうつくり上げていくかというの、行革会議の設置をされたゆえんだと私は思っております。

昨今、六つの改革、その中で行政改革は極めて重要と。行政改革は内閣が一つや二つづつ覚悟でやらなければやれないのだというの、先輩の政治家が言い続けたことでございまして。ましてやこれは全体をやる、こういうことでありますので、価値観がもう従前の発想とは違う。さっき官房長官が言われた、国際化という問題の視点が一つあります。

国際化の視点は、取り残されて消えていく国家であつてはならないという、ここに危機感があるわけです。そういうことであれば、外圧を利用してこれをやり抜くのではなくして、これだけの主

権国家ですから、みずからの決意と実行で成果を上げていく、こういうことでなければ取り残されるわけでございますから、六頭立て、やり過ぎではないか、何もやらないのではないかと御批判をいただいておりますが、そうではなく、六頭立てでいかなければこの国は立ちおくれしてしまうという大きな危機感の中で行政改革があり、財政構造改革があり、金融システムがあり、まさに社会保障・医療改革があり、経済構造改革、そして教育改革と、これは国民各位から寄せられた声を内閣において首相を中心に取りまとめたということであるわけでありまして。

私も、みずからの主権国家としての決意と責任で実行していくことでありますので、本件については与党各党、マスコミ流にいきますといろいろあると言っておりますが、いろいろあつてはだめでありまして、企画委員会一つの見解、方向に取れんされつつありますし、第一党である自民党がこれをどうだと言つてはだめでありまして、五原則を決めた以上、これをしっかりと踏まえていくというのが、私の知り得る限りの国会議員各位の決意と決心でありますから、この改革は確実に前進をしていく、また、前進をせしめなければならぬ、こういうことでおるわけでありまして。これは国家のためでありますので、国会という意味で、野党という立場から批判するときは大いにいただきますが、よいことはひとつ御激励、御鞭撻をいただいて、成果あるものにさせていただきます。

○今井委員 大変心強い御答弁をいただきましたので、もう立場を超えて後世の国民に責任を持つというところで、まさに全員が火だるまになる覚悟をしなければもう簡単にできるものではない、こういうふうな思っております。そういう意味で、私たちが全力を挙げてこの行革というものに対して、あるいはそのほかの改革に対して取り組んでいく決意でございます。

さて、そうしますと、十一月末には行革会議の結論が出るわけですから、とりわけ、先ほど来各委員

○今井委員　実は、十一月まで行革会議をやっているわけですよ。そこで結論を見出しにくる、そのためのヒアリングがあった。大蔵省は、分離はいかぬよ。この御主張はよくわかるのですが、もし仮に、実は分離するべきだという結論が出たらどうするのでしょうか。もう一度大蔵省の組織を見直し、いじるのでしょうか。もしいじるとするならば、それこそが金融システムの不安定化を、またまた招くことになりはせぬかと心配している

○今井委員　懸念をしておりますのは、分権計画でも、いよいよ政府の手による勧告を受けた分権推進計画をこしらえたときに、今どうやら役所の皆さんが落ちついているところを見ると、いや、そのときに骨抜きは十分可能だよ、我々の主張は通るよと思つていてのではないかという見方もあるわけです。大くくりの再建案がこの十一月にできた、仮にそうなりましても、実際に設置をやるまでの間に一定の時間がかかるわけですよね。そのときに、設置法をつくつたり廃止したり、改廃のこのときにまた骨抜きして、現状維持派でなるだけ、こういうふうになつてしまったのでは大変なことになるといふ懸念を抱いているわけです。

ならば、まさに今までの金融のあり方、大蔵省のあり方あるいは金融行政のあり方、もっと言えば金融政策も含めて、プロ中のプロが役所の方にも育っていかなければ世界の流れに対応できないのではないかとという心配をする一人であります。

○今井委員　実は、世界の金融の変わり方、変革の仕方のスピードが、スピードに加速度がついているぐらいな感じですから、普通の対応ではもうそのスピードについていけない、こんな状況が現在にあるかと思うわけであります。それで、今の、海外にも職員をどんどん出させている、大変結構なことだと思いますが、もっともつといういろいろな知恵、対応力を、我が株式会社日本もその体制をき

ちゃんと固めていかないといけないのではないかと
思っているのです。

これは、大臣、どうなんでしょうか、今の大蔵
省の人事システムというのがありますね。私も専
門家ではありませんから物の本でしかわからない
のですけれども、どうも財政が主力ですよ、金融
はつまという横ですよ、だから金融出身で事
務次官をやったり、将来は極めて少ないんです
よ、ただ経過的にちよとそこへ行くぐらいです
よ、人事は御案内のように一年、一年半、最長で
も二年ぐらいでどんどん変わってまいりますよ
と。

だから、そういう人事システムを変えていかな
きゃいかぬのではないか、あるいは、金融の責任
者を財政の責任者と同等、もっと当然だという
ところにきちんと認知していく中で、本当にやりが
いのある仕事を、能力のある方が金融をばんと
やっていくということに転換しないといけないの
ではないか、こういう指摘もたくさんあるわけ
ですが、大臣、政治家としてどのようにお考えで
しょうか。

○三塚国務大臣 大変難しい、また斬新なアイ
デアをちょうだいしました。

人事は、行政が国民の期待にこたえ成果を上げ
ていく、こういうことを基本といたしますと、国
際化の時代でありますから、国際的な識見を持
った、経験を持った人、また財政運営といえども、
これはかつて言われました内政派、ドメスティック
オンリーで外国を知らぬのではないかと批判があ
りました、昨今そうではあります。それぞれ
言われましたようなことで、若手のころから財
政、金融一体化の勉強をしながら取り組んでお
るということもございますから、議員御指摘のと
おり、いつもこういうことかというのではござい
ません、よって、次官同格の財務官というのを
併置をいたしておるわけでありす。

こういうことで、財政、金融が両々相ましまし
て国民の期待にこたえられる行政組織として成果
を上げられる、こういうことであります。ただい

まの、行政のあり方人事にありという御見識はし
かと受けとめさせていただき、今後の対応に考え
させていただきま。

○今井委員 そんなわけで、我が方も、日銀の位
置づけというものを、金融委員会というのをきち
んとこしらえてやっていったらどうだという案を
持っておるわけですよ。日銀の方が、いずれに
も市場に近いわけですよ、マーケットに近いわけ
ですよ。役所の人がマーケットにどれだけ近い
かというと、距離感からいってやはり金融に近い
わけですよ、そんなことも提言の中で言わせて
いただいているわけでありす。

さて、先ほど御質問があつて、御答弁はほか
の委員さんもいただいているのですけれども、
報道には、今度の新庁、金融監督庁の組織体制に
ついて盛んに報道はされておるわけですよ。

例えば、今、七課の組織になつていす。それ
で、四月の九日の新聞等には構成図まであらわ
れていすよ。大蔵省も金融局というものができ
て、金融局の組織の原案が明らかになつた、こ
うい報道もあるわけでありす。職員の総数も三
百五十人前後ですよ、そのうち大蔵出身の職員
の方、初めだから当然かと思ひますが、九〇%と
いふ報道もあるし、九五%ぐらい大蔵出身の割合に
なる見込みですよ。独立性の担保はどうもでき
そうもありません、なぜならば新庁には人事の
独立もないようございすよ。大蔵とのいわ
ゆる緊張という意味では、人事の交流の禁止、こ
ういことも、どこまでノリタインの原則が貫
けるのでしようかねという心配。人事課がない
というのは、結局大蔵の傘下、影響下でやってい
くのでしようかね、そういうことになるかと外部
からの人材登用はできづらくなるのではない
のでしようか、こういう報道がずつとあるわけ
です。

どうなんでしょうか。この法案を審議する我々
にとつて、そういった組織だとか人事だとか定員
だとか、そういったものが明らかにできないのは
どんな理由なんでしょうか。それで、報道機関は

こういうニュースが明らかになつたという報道を
されているのですが、どういふニュースソースと
いいますか、報道機関には明らかにすることが
あつても、この委員会ではまだ、夏の概算要求時
期前だし、来年度の予算をつくって職員だつてカ
ウントするのだから、それまで待つてちょうだい
よと。だから、公式の場ではだめだけれども、非
公式ならいいよというのか、その辺を教えてください。

○中田(誠)政府委員 機構・定員のお尋ねでござ
いすよ、その具体的な内容につきましては、平
成十年度の予算編成過程において、行政改革の基
本を踏まえて、総務庁と関係省庁が十分相談し
て詰めていくこととしておるところでございま
す。

なお、委員からマスコミに出ているじゃないか
という御指摘がございましたが、私ども、私ども
の案としてマスコミに発表したとかリークしたと
か、そういうことはございせん。ただ、八月末
の概算要求というございすので、その過
程でいろいろ勉強はしてあります。

○今井委員 中田さんの名前は出ていなくつたの
かな、出ていたのかな、新庁の責任者はそれに
ついてどういふことを言っているというコメント
がいろいろ報道もありましたよ。

草加市というのは人口二十二万なんです、私
は市長を十六年ばかりやっていたんですが、地方
では絶対議会が許してくれせん。これこれこ
うい形で条例化します、こう設置します。そう
すると委員は何人ですか、その費用は幾らです
か、費用弁償は幾らですか、それに伴う予算措置は
幾らですか。全部説明しない限り議会はうんと
わなないですよ。民主主義とすれば当然だと思
ひますが、私も地方分権の議員立法を四人で、政府
とあわせて提案した経験からして、そのときに
も、それは任せてください、任せてください、
それはまだ不明確ですというところで絶対言つて

れないのですよ。

これは言えないのですか、法的に。それとも、
これが通つてから詰めるのですか。準備はしてい
ないのですか。そんなことはないと思ひます
ね。しているけれども、何が根拠でそういうこと
を明らかにできないのか、その説明をしてもら
いたいと思ひます。

○中田(誠)政府委員 先ほどお答えをいたしま
したが、手続面でお答えいたしますと、まず、十
年度の発足でございすので、十年度の概算要求に
盛り込むということになります。したがいまし
て、例年なら、俗に言うシーリング、概算要求基
準が決まつて、それに基づいて各省庁が概算要求
をつくり、八月末に大蔵省なり総務庁に要求を
出すという手続になろうかと思ひます。したが
まして、新庁の機構・定員もそのような手続に
のつとつて、私どもは公式に正式の要求として取
りまとも、世の中に問うていきたいというふう
に考えてあります。

なぜ言えないのかということですが、私どもは
決してそういうふうには考えておりません。た
だ、先ほどいろいろ、まだあらあらの考え方
でございす、そういうことについて勉強してお
ると申し上げました。

それを申し上げますと、現在、大蔵省において
民間金融機関等に対する検査監督事務に従事し
ている職員数は、これから精査を要しますが、お
おむね三百人台というございすので、これ
が金融監督庁の定員を検討する上での一応の目安
になろうかというふうにご考慮しております。組織に
つきましては、長官のもと、長官官房、それから
監督を所管する部、検査を所管する部の二部体制
にしたかどうかということでご考慮しております。
なお、部の下に複数の課を置きたいということ
で検討、勉強はしておりますが、具体的に、
じゃ、どういう課が幾つということについては
まだ、今のところまだ固まつておるわけではござ
いせん。
以上でございます。

○今井委員 それから、公開、透明化の問題で最後にちよつと一つだけ御質問申し上げたいと思ひますが、分権推進委員会では、推進委員会が開かれるたびに委員長が記者会見していただいております。その後、直ちに概要を発表しまして、それから数日置いて議事録を公表している。透明感を持たせるといふことで、随分議論、やりとりがあったのですが、そうしてくださいました。

それで、今回の新庁と大蔵との関係とか、それから共管の部分とか、検査、指導の部分、この辺の、今お話ししたような具体的な手法をお考えでしたら御答弁いただきたいと思ひます。どういふ形で、国民に共有の情報を持って、そして密室ではない、護送ではない、新しいグローバルスタンダードの検査監督ができるのか、その辺について御答弁いただきたいと思ひます。

時間がございますのですが、あと、日銀の總裁、申しわけございません、これもまとめて三点だけ、ちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

実は、中央銀行の独立性といひますか、過日、イギリスではブレア政権が誕生いたしました。思ひ切つて直ちに、中央銀行に金融政策は任せると、その法律を直ちに直す、こういうことになつてきました。言うなれば、イギリスだけじゃなくてヨーロッパを含めて、大きな流れは中央銀行がそういう役割を果たしていくという流れのようでございます。そういう中で、日銀だけが世界から取り残されていくのではないだろうかという懸念を持っております。もちろん、五十年ぶりの日銀法の改正で、それなりの権限なり独立性なりはできたと言ひけれども、まだこれとて、世界の流れから比べるとちよつと、一歩おくれてくるのではないかと、グローバルスタンダードなのではないかということでもあります。法律をつくる以外に、すべて金融政策は日銀に任せるといふことを言ひ切れないのでしょうか。これが質問の一点であります。

九九年にはヨーロッパのユーロ圏で通貨統合をやるわけでありまして。そういう状況の中で、ドル圏とユーロ圏によつて世界が二分されてしまふ心配というものをしている専門家もあるわけでありまして。そういう状況の中で、円の国際化をさらに促進をして、円エリアを、アジアを中心として基軸通貨の一つであるという位置づけでいかなければ、円がローカル通貨になってしまうという心配をするわけでありまして。

EUでは、二十一世紀に向けて、実はデノミよりもっと複雑な、大変な通貨統合をやる、そして新しい時代を、二十一世紀を迎えていくんだというわけですね。そういう意味で、私たちは、デノミをぜひ二十一世紀に向けてやるべきだ、こう言っているわけでありまして、なかなか總裁としてはこれについてどうかと言ひづらうと思ひますけれども、この辺につきまして、百分の一、一ドル一円を想定しておるわけですから、その考えに対する御意見で結構ですので、お答えいただければと思ひます。

○農中誠政府委員 日銀總裁のお答えの前に、金融行政の情報公開についてお尋ねがございましたので、私の方からお答えさせていただきます。

これまでも、金融機関に対する金融行政の情報公開につきましては、大蔵省におきまして、例えば金融機関に対する指導内容の成文化とか、認可基準の明確化、金融機関の不良債権額の公表、それからインターネットを利用した審議会の議事概要の公開等が実施されてきたところでございまして、金融監督庁になりましたら、引き続きこういう努力は続けてまいりたいと思ひております。

なお、現在、先生御案内のとおり、政府は、行政改革委員会が昨年十二月に提出しました情報公開法制の確立に関する意見というものを最大限尊重しつつ、九年度内に所要の法案を国会に提出すべく検討を進めているところでございまして、金融監督庁が発足後は、この中で金融行政に関する

情報のうち可能なものは公開すべく取り組んでいくと考えております。

○松下参考人 現在御審議をいただいております日銀法改正案は、昨年の中央銀行研究会から金融制度調査会へと受け継がれてまいりました検討の結果に基づきまして、中央銀行の独立性と透明性という考え方を軸としたしまして、二十一世紀の金融システムのの中核としてふさわしい日銀のあり方を具体的に規定されたものになっていると考えております。

具体的には、現行法の政府と意見が異なることを理由とする役員の解任権や業務命令権などの広範な監督規定は明確に廃止をされております。また、日銀の最高意思決定機関でございす政策委員会、政府の経済政策との整合性を図る観点から、透明性の高い仕組みが提案されているところでございます。

私どもといたしましては、この法案が成立いたしますならば、新しい制度のもとで自己改革を進めながら与えられた使命を達成してまいりたいと思ひております。この新しい案の基本的考え方、御指摘がございました欧州各国、イギリスを含めましての中央銀行の制度改正の考え方と軌を一にしたものであると判断をいたしております。

それから最後に、円の役割をグローバル化の時代にさらに強化するためのデノミについての御質問でございますが、円の持つ役割をグローバルスタンダードを取り入れながら強化をしていくというところは非常に大切なことでございまして、このために、昨年来提唱をされておりますいわゆる日本版ビッグバンと申しますか、諸般の、金融・証券の面におきまして大きな改革を實行してまいらうという動きが現在進行しているところであると思ひます。この動きは私どもは非常に意義あることだと思ひまして、これに対して私どもの立場からも御協力を申し上げてまいりたいと思ひます。

が、デノミ自身の問題につきましては、かなりのコストがかかります上に、各方面に影響するところも非常に大きゅうございまして、現状におきましては、非常に慎重に検討されるべき問題であると考えております。

○今井委員 時間が参りました。まだ問題点もございまして、引き続き質疑の機会をちよつといただいたいと思ひます。

実は、一昨日、私の地元の草加から国会見学に来られてまして、津田忠雄さんという、ロータリアンでございまして、社会保険労務士さんなんです。が、狂歌を書いていただいたのですよ、印象を。ファクスを送ってくれたのですが、これを御披露しておしまいたいと思ひますが、こういうのです。「国会や行革戦争かけひき職官僚布陣難攻不落」というのですよ。もう一つは「政治屋さん資料集めはお役所に教えをこいて頭上からず」、最後は「行革や机の数は減らせずにただ看板を取り替へるのみ」。

このようにならないようにお互いに努力していただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○綿貫委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時一分開議

○綿貫委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。安住淳君。

○安住委員 民主党の安住でございます。私の質問時間は一時間でございますが、まず野村証券事件について何問か伺ひをいたします。

九一年の損失補てん、それに端を発して、証券業界全体の不透明さ、まじめな投資家が、一般の投資家がきつと市場のルールに従つてやっていると云々、他方で損失補てん、損をしな

人たちがいる、これが非常に我が国の証券業界の中の不透明さをあらわしているのではないかと、大きな問題になりました。

それが国会の問題となつて、最終的には証券監視委員会というものができたわけでございますが、しかしそれから、また今回総会屋というものが出来て、それに対して不正な利益を供与をしていた。なおかつ、後で質問させていただきませんが、VIP口座の問題も出てきている。今、私たちの国が抱えている行政改革とも大きくこれはかかわる問題でございますが、つまりは私たち日本の市場というものは果たしてフェアなのかどうなのかということが、私は世界的にも問われていると思います。

それは野村証券という一証券会社の問題なのか、それとも、長く戦後続いてきた証券業界と、またそれを守ってきた、保護してきた、監督をしてきた大蔵行政のどこかに大きな問題があったのではないかと。そういうことが今出てきていて、その事件の最中に金融監督庁というのがリンクをする形で、今この法案として提出をされているわけであります。

二〇〇一年にビッグバンをやると橋本総理はおっしゃられました。その決意というものは私も評価をいたしますが、じゃ実際に、二〇〇一年のビッグバンに向けて、どのように世界に対して、また本場に善良な一般の投資家が株式市場に対して参入をしていく、そういう環境というものを行政が中心になつてできるのかというところが、私は問われているのだと思っております。

そこで、まずお伺いしますが、三塚大蔵大臣、今回のこの野村事件について、率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

○三塚国務大臣 御指摘のとおり、九一年の事件を反省として、二度とかようなことが起こらないようにというのが証券等監視委員会がスタートを切ったことは御案内のとおり。

昨今、強制捜査の中で、野村事件が世の批判を浴びることになりました。ビッグバンに向けてス

タートというところで、諸制度の改廃、強化等を基に、極めて残念な極というか遺憾である。表現の言葉がないくらいであります。

よって、これは証券委員会がまだまいちでなかったのではないかと、あるいは大蔵と証券業界、機能しておらなかったのではないかと、こういう事件が出来ますと、そういう指摘を受けることになり。全く責任なし、こういうことにはならぬ。精いっぱいやりましても、やる人はやるわけですから。

こういうことを考えますと、今後さようなことが起きませんように万全の体制をとらなければなりませんし、そのためには調査及び検察庁の捜査を見ても対応をして、どこにどう対応すべきかというところを考えると、どうなるかと思ひます。

○安住委員 これは申し上げておきますが、我が党は、この問題が決して一義的にはやはり野村という企業の体質の問題だと思ひます。それを行政の監督が悪いとかそういうふうな、行政に對して何をやっているんだというふうな、今までのような考え方を私も持っています。この問題は、やはり一義的には野村証券という体質の問題はあると思ひます。

それを前提にして次の質問をさせていただきますけれども、証券業界、大蔵大臣、これは、ここは公的な場所ですから個別の証券会社の名前は申し上げられませんが、野村事件が起きたように、総会屋に便宜供与を圖つたり、こうした体質というものは、それでは損失補てんが行われたあの事件の反省が、私はそれは野村だけでなく、ほかの証券業界全体に対して大きな警鐘を鳴らしたと思ひます。しかし、実際に事件としてまだ表立ってはおきませんけれども、じゃ実際同じような体質が証券業界、業者というものはあるのかないのか、そういうことに対する認識というものは、大蔵省はどのように思っているのでしょうか。

○長野政府委員 お答え申し上げますのは、あ証券市場あるいは証券取引と申しますのは、あ

る意味で、率直に申し上げますと、健全な経済取引を仮装して不法あるいは不適当な取引が行われやすいという潜在的特徴を持ったマーケットであらうと思ひます。そのことがゆえに、先生が御指摘のような問題が現実化してきておるといふことでございます。

そういう弱さと申しますか問題をほらんだ市場で事業を行う証券会社におかれては、通常の注意以上の注意を持って自社の取引の中にそういうことが紛れ込んでこないような内部的な管理体制等々のものを確立していただく必要があるであらう。その意味で、一つ起こつた事件は業界全体としても共通の注意を持って対応しなければいけないことであらうと考えております。

○安住委員 今の証券局長の認識というのは、証券局長は前からそういう認識を持っていたらいいと思います。それとも、今回の事件を契機にそういうふうな実感をしたということでございますか。

○長野政府委員 今回急持ったというわけではございません。証券業界の歴史を長くひもときますと、必ずしもその事件が過去の長い間において行われております。したがって、アメリカにSECという組織がございますが、日本も前回の不祥事で証券取引等監視委員会という独自の検査監視機構を設けさせていただきました。国内にありましてもその事業の中でその業界だけを監視検査する組織が設けられておるといふのは、国内でも海外でも同じでございますけれども、証券業界のある意味では特異かと存じますけれども、そういった組織がなぜ証券業界という業界にだけ必要であつたのかという点は、先ほどお答えしたことのの中に含まれておるように感じております。

○安住委員 午前中の答弁の中で長野証券局長は、経済取引の中で証券市場というのは比較的連法行為が行われやすい、そういう市場であると。今のお話を聞くと、前からそういう認識を大蔵省としても持っておつた。それでは、そういう業界、またそういう証券市場に対してどのような行

政を行ってきたのかというのが今度は大きな問題になると思ひます。

例えば、ある意味では市場というものを重視をして、市場のルールというものを逸脱した者に対して本場に厳しい措置をとってきたのか。それとも、業界を保護してきて、護送船団方式と言われるような行政体質の中で、いわば官と業といふものがある意味ではあななな体質の中で、こうした不正が行われる可能性が強いという認識をしていたにもかかわらず、行政がみずから厳しい目で業界というものを見てこなかったそうしたツケも、私は今回証券業界全体にやはり来ているのではないかと認識を持っております。

例えば株式の固定手数料、この問題一つとお話をさせていただきました。海外、特にアメリカにおいては、欧州でもそうでございますが、株式の売買手数料というのはもう既に自由化されております。ところが、我が国ではこれを固定手数料という形で温存をしているものから、商売をする側に立てば、免許をもらった証券業者は少しでも株を動かせばそれで、極端なことを言えば、ああ、つぶれなくて済むと。

ある意味ではこれは、大蔵大臣、そういう護送船団方式の行政が、ある一時期はよかったかもしれませんが、しかし、これから、今現在でも私はこうした行政のやり方のツケが回つてきているのではないかと、いふふうな認識を持っておりますが、いかがでございますか。

○三塚国務大臣 証券業界、先ほどの九一年の御指摘の事件以来、反省をしながら全力を挙げて、業界としてまた会社としての信頼を得るために頑張つておると私は見ておるわけです。

そういう中で、今のポイントは、手数料の自由化をどうだという間接的な……（安住委員「例えばの話です」と呼ぶ）例えばの話。これは今、六月に答申が出ますから、引き続きそれを真剣に協議をして取り進める、こうなっておりますので、それを見ていきたいと思っております。そんなことで、業界の体質を批判されているわ

けですが、批判されないような体質にするため、

実は自由であり公正であり国際的な基準に合った
信託の受けられる会社、そして取引もその基準に
同じゅうしてやり得るようなものを二〇〇一
年に向けて完成をしようというので、あり
とあらゆる関係の審議会に論議をいただいてお
るところでございます。六月中にはその中間取り
まとめが出てまいりますから、それに向けて、外
為法四月一日施行と歩調を合わせながらスタート
を切っていく、法律改正を伴わずやれるものは
やっております、こういうことであります。

○安住委員 私の解釈では、今の大臣の話で言う
と、議送船団方式的な行政というのは改めてい
くんだという認識でよろしいですか。

○三塚国務大臣 そうです。

○安住委員 とすれば、私は、なおさら金融と財
政というものが明確に分離をされた行政というも
のが必要だと思えます。これについては後でお話
をしますが、もう少し野村事件をお伺いしないとい
けません。

VIP口座というのが出てまいりました。これ
は普通の一般の投資家から見たら、やはりVIP
口座というのは、野村は特定の顧客に対してのい
わば通称であると言っていますが、これはしかし
私は世間の人が見る目というのは違ふと思いま
す。どうも高級官僚や政治家の名前が出てきてい
るのではないかと。そしてまた、総会屋と同じよう
に損をさせたための何かのからくりをやっている
のではないかと。現にそういう報道も多々ありま
す。

ここは私は、襟を正すためにも、大蔵省として
大蔵省の幹部の皆さん、VIP口座にみずからの
名前が本当にあるのかないのか、その辺のところ
を例えば調査をなさるとか、襟を正すような姿勢
というのには必要だと思えますが、今この時点に
至って、予算委員会では大蔵省側の意向というの
は伺いましたけれども、改めて伺いますが、大蔵
省としてみずから率先してこのVIP口座に幹部
の名前があるのかどうかお調べになるおつもりは

ございせんか。

○三塚国務大臣 本件であります、大蔵省職員
の株式取引については平成七年度に通達を發出し
たしております。毎年その取引状況について報告
を求めていますところでありまして、御指摘の
ように特別の問題があるというものは報告されて
おりません。

○安住委員 ないというふうな認識ですが、それ
では、また飯の話だと答えられないと言いかもし
れませんが、もしあった場合はどのようなことに
なるのですか。

○三塚国務大臣 もしあったならばというものは
話はなかなか、あるともないともどちらで、仮定
でありますから、仮定に答えることはこういう正
式の国会でありますから御遠慮をさせていただき
ますが、そういうことで御理解ください。

○安住委員 もし発覚をした場合は厳重な処分を
行うというふうな認識は持つていらっしゃると思
いますか。

○三塚国務大臣 発覚ということではなく、問題
はないという報告ですから、問題があるとすれ
ば、その時点で問題点は何なのかということ、た
だいまのところはない、こういうことでありま
す。

○安住委員 これは官房長官、大変恐縮でござい
ますが、現内閣においても、これは政府の例えは
全省庁にまたがる問題になるかもしれないと。私
は、橋本総理大臣が国民に向かって、襟を正して
行革をやっていくという姿勢を示すためにも、こ
うした問題に対してみずから進んで内閣全体を牽
引して例えは調査をするとか、そういうことがあ
つてもしかるべきではないかと。これは政治の常識
ではなくて、国民の側から見た常識としてそんな
ことを私は感じておるのですが、官房長官として何
かおやりになるという、例えば調査をしてみると
か、そういうお考えはございせんか。

○梶山国務大臣 にわかにはどうするという判断も
持っておりませんが、いずれにいたしましても大
変な問題であります。前回も、損失補てんの問題

をめぐるして大変な問題があった。私も口が悪
いから、当時は、やはり株屋さんかという表現だ
けで、株屋さんの体質が出たのだらうと。しか
し、今や証券会社というわけになったと。しかも産
業資金の調達をし、それぞれの公的な役割を担っ
ている証券業界でありますから、これが正しく運
営をされ、疑惑を招かないことは何よりも大切で
あります。

実は私自身も、おとついの夜、某週刊誌から、
VIPの名簿を一部入手した、そこに貴殿の名前
が載っておりますよ、ですから名簿を重んじて聞
くけれども、いつごろからVIP口座を持ったん
ですか、だれが接洽の相手ですか。そういう、た
だタイプで打っておつて、名前だけがペン書きで
すから、これは不特定多数にあるいは配られたの
かなという、いわばひっかけ……(安住委員「長
官は入ってはいらっしゃらないのですか」と呼
ぶ)全くありませんということをその会社に伝え
ました。

そういう、なくても書かれることが果たして野
村にあるのかどうか。これもどこから調べてみ
なければなりません、野村さんになんかという
と、某週刊誌がそういうことを捏造して、ひっか
け質問をやつたのかという気もするのですが、
そういうものにみすみすまたひっかかっても、閣
僚の皆さん方、迷惑かなと思つて、私は実はおと
ついの夜そういうことをなされたわけでありま
すから、怒り心頭に発しているのです。しかし、野
村の問題がなければこんなこと、江戸のかたきを
長崎というわけじゃありませんけれども、野村と
いうやつは嫌なやうな感じが実はして
おります。

個人の私は粗野な感情の持ち主ですから、大変
表現がまずいかもしれませんが、何としてでも正
常に証券業界が立ち直つてほしい。そして、それ
を報道する側も、きのう新聞社の人に聞いたら、
週刊誌も週刊誌、ちゃんと思つていけな
いんだ、こう言われましたけれども、そう言つたらま
たこれもしかられますから……(安住委員「大

臣、時間がないので」と呼ぶ) そうですか、以上
で終わります。

○安住委員 長官、そうであれば、なおさら襟を
正すためにも、こちらの側から調べたいかがで
ございせんか。言われて、そういうことで文書が
出てくるのではなくて、長官ないし、例えば大蔵
省ならば三塚大蔵大臣名で官房長を通して、き
ちつと局長、課長以上の管理職に対して、そうい
うものに入つていくかどうかということをお聞き
になるだけで結構なわけですか。なければないで結
構でございます、それは。そこは調べることがで
きると思うのですが、いかがですか。

○梶山国務大臣 私の責任においていたします。
○安住委員 大変、政治家として御決断をいた
して、ありがとうございます。

これは、委員長、要望でございますが、今官房
長官、せっかく言うていただいたわけござい
ますから、この委員会で正式にその報告を受け
て、また議論させていただきたいと思ひますの
で、理事会で諮つていただいて、今の官房長官の
話をこの委員会で報告を受けることをぜひお願い
したいと思ひます。

○梶山国務大臣 私は、内閣の名においてこの実
像を各閣僚に問い合わせをする。これを公表する
しないという問題はまた別個な問題でありますの
で、その点は、ここで私たちを拘束することがい
いのかどうなのかも改めて考えて、やつてほしい
と思ひます。

○安住委員 今官房長官のお話もありましたが、
この件についてはぜひ理事会で諮つていただい
て、少なくとも官房長官、そこは、調べていただ
いたその結果については、国会において質問が
あつたときはきちつと答えをいたさうというこ
とはお約束いただけないでしょうか。

○梶山国務大臣 あるかないかまだわかりません
が、私は九九・九九%ないと思ひますが、私のよ
うな事例があるわけでありまして、間違つた情
報によつて万一人の名譽を傷つけるということに
なれば、個人、議員ならばいいかもしれませんが

が、閣僚の一人が傷つけられるということになると大変でありますから、この発表に関しては慎重にさせていただきますと思います。

○三塚国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、大蔵省はやっておるわけです。報告を受けておるわけですが、毎年、問題になるものはない、こう申し上げておるわけです。

○安住委員 官房長官はお調べになるということですが、これは二重三重にやっていたかどうかの私は結構だと思います。国民の起っている疑惑の目を解消するためにも、官房長官、そこは政府の責任者の一人として、そうした調査というものを、今お約束をいただいたわけですから、ぜひ行っていたきたいと思います。

それでは、少し日産生命の問題もあわせて話をさせていただきます。

先日、我が党の枝野議員がこの日産生命のお話をしたときに、資料を要求したら、大蔵省の方からこちらの方に資料をいただいて、私ちょっと愕然としたのです。何かというと、日産生命の不良債権は、社長の記者会見でも、大蔵大臣、これは二千億円近くあるという話だったのです。

しかし、いただいた資料を見ますと、不良債権の償却状況というのがあるのです。平成五年に一億四千万、平成六年が七億三千六百万円、平成七年はちよつと多くて百六億なんです。これは、実はこのうちの六十九億はあの住専のときに償還をさせられたという額であります。つまり、これはどういうことかという、実際に持っていた不良債権の二千億円等のお金は正直隠しておいて、表向き一億、七億、そして百億というところで償還をしているという形をとっていた。

ところが、それだけではないのです。そうしたいわば会社でいえば大きな借金をしているにもかかわらず、納税状況というのがあります。納税状況について資料をいただきましたけれども、見ますと、損益計算書より取り上げた資料でございますが、平成五年には六億四千万、平成六年には三億四千二百万、平成七年には五十二億八千五百万

円、税金を納めているわけです。

大蔵大臣、これはどういうことでございますか。これは、内部事情をまず知っていたのかどうか。まあ、知らなかったと答えると思いますけれども、知っていて、不良債権が二千億も山のようにあるこの日産生命に対して、不良債権の償却は一億や七億というその数字を信じて、大蔵省や、つまり税の関係の方は税金を当たり前のようにつまみ、三億とかけていたという話なんです。こうしたことで本当に、その生命保険会社、この日産生命の社内の現状みたいなものをきちっと掌握していなかったのではないかと疑問が私わいてきたのです。これについて、少し大蔵省側の見解をお聞かせください。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。日産生命につきましては、通常の企業会計原則とかあるいは経理基準等にとりて決算を作成いたしておりまして、それに基づいて納税をしたものでございます。

○安住委員 知らなかったわけですね、不良債権の実際の額は。

○福田(誠)政府委員 御指摘の点は少し次元が違つかと存じますが、私が今申し上げましたのは、日産生命の公表の財務諸表にのっとりまして正規の処理をした結果、最終的に黒字が発生し、それに基づいて納税をしたということでございます。

御指摘の点は、恐らく実質的に債務超過であるということをおっしゃっているかと存じますが、毎期提出されております業務報告書、決算書でございますが、これは正規の財務諸表に基づくオンバランスといえます。一定のルールに基づいた決算書でございます。債務超過と申しますのは、それとは別に、例えば相場がない証券等々について、実際の時価に基づいて計算したときの実質的な姿を申し上げているわけでございます。決算そのものが不適正ということではないわけでございます。

○安住委員 ちよつと細かいことを伺いますが、

これは大蔵省は今まで余り認めたことがないというのですけれども、大蔵省、決算承認というのを日産生命に対して毎年行っていないんですか。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

決算承認という制度は特にございません。保険会社については、先ほど申し上げましたように、事業年度ごとに業務報告書で大蔵大臣に提出しなければならぬことになっておりまして、日産生命もこれらの手続に沿って提出したものでございます。

この決算書の作成に当たりましては、当然のことながら諸ルール、規則により処理されておりまして、加えて監査役や会計監査人の監査を経て当局に提出されているものでございます。したがって、そのような法律に基づきます業務報告書、決算書につきまして、その後の事態について当局が審査を行うという性格のものでございませぬ。

○安住委員 実はこれは大蔵省の方は今まで、委員会でもそうだし、公式には、あるということは一切認めないことにはございせんが、実は大蔵大臣、これは業界では当たり前の話になってしまして、それが、どっちが正しいかというのはいわゆる、それがないけれども、こういうことを言う人がいるのです。

つまり、赤字で、日産生命がそれほどの不良債権を多額に抱えているのはもうみんなわかつていて、あるところが、ある意味で非公式にやっている決算承認の対象になっているところが、一年に一回大蔵省が検査するわけですが、それが、ある意味では、承認をもらおうと裏判をもらったという形になるのです。業界内部での話は、その裏判をもらうと、表向きはこれは不良債権の話が出て、大蔵省は守るというふうな前提のもとに、平気でまた商売をしていたというのです。これは長官、一般の人たちの、企業の世界での暗黙のルールだということをお聞きしたのです。

だから、実際には非常に不信を持っているのです。つまり、大蔵行政は本当に我々にとって開かれたものなのかどうか。つまり、業界を守るために妙なことをやっているのじゃないか。これは、私そこはちゃんと正直に実は答えてもらいたいのです。非公式でも何でもそういうことを本当にやっているのかやっていないのか。

どうも聞くと、私は実際別の会社に聞いたら、これは日産生命と同じクラスの生命保険会社の中にも、そういうことでお伺いを立てて、大蔵大臣の判ことはいませんでしけれども、お墨つきをいただいて商売をやらせてもらっていますという人が現にいるのですから。いかがですか、大蔵省。

○福田(誠)政府委員 御指摘の点、必ずしも十分理解しかねておりますが、例えば、実質的な債務超過にもかかわらず配当などが行われていたというような事例でおっしゃっているのかと存じますけれども、先ほど申し上げておりますように、日産生命は一般的な経理基準にのっとりて決算を行っておりまして、例えば配当について見ますと、一定の経理基準にのっとりた決算の結果最終剰余が発生しておりますので、その中から配当しておるということでございます。私どもは、例えば配当の承認に当たりましては、財務内容あるいは営業、いろいろな保険料の……

○安住委員 明確に答えてください、明確に。そういうのがあるのかで結構です。

○福田(誠)政府委員 ちよつとその御質問の趣旨がよくわからないのでございますが、私どもは、決算書類に基づいて、常にそれを妥当なものとして処理をしているわけでございます。

○安住委員 今の部長のお話がそうであれば、要するに二千億円もの不良債権があるのを知りませんでしたという話ですね。だって、出てきたものに対して課税しているのですから、六億、三億、住専のときは政府がああいうふうな六千九百億円出したものだから、百六億の償還をやらせて、それに応じて五十二億税金を取っているのです、大蔵大臣。ということは、これは審査も何もあつたものでないですね。

私は、日産生命は、日産生命の会社ももちろんそれは悪いと思いますが、心配なのは、今この世の中、長官、先ほどから長官は大変庶民感覚のある発言をしていただいておりますが、生命保険は大丈夫かという不安が、もう本当に週刊誌から何から含めて、国民の間に物すごく出ていると私は思うのです。

つたない話ですけれども、私の家内ですら、お父さんに掛かっている生命保険は本当に大丈夫かしらと言っているんですね。やはりこれは生命保険の……（発言する者あり）いやいや、若いですから、掛けています。生命保険まで、国民から見ても、今まで絶対にそれは返ってくると思つたものに對してまで、不良債権が見えないものだから、不安を与えているわけですね。

私は、これはディスクロージャーの問題が出てくると思いますが、行政の姿勢にもあると思つたすよ。例えば簿価会計を時価式の会計にちゃんとしたら、それは京橋などはつぶれてしまったわけですから、そういうことをきちんと出すということが大事だと思つたのです。

だから、これはほかの生保を含めて、本当にこの不良債権というのがどれくらいあるのかというのを、大臣、しっかりこれは行政当局に對して指導して、明らかにするおつもりはございませんか。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

日産生命につきましては、いろいろな場面でお答えしておりますが、平成七年九月の検査を実施した段階で実質的な債務超過ということがわかつたわけでございます。

ただ、一般論として申し上げれば、それぞれの企業会計におきましては、例えば市場性のない有価証券については原価法で処理するというふうなことになると思いますが、それから市場の価格のあるものにつきましては、保険会社については一般事業会社よりもかた目に、金融機関と同様、低価法を採用しているわけでございますし、今御指摘の点が、業務報告書ベースのルールにない、い

わばオフバランス分も全部表示せよということでございますと、それは一保険会社の会計処理の問題だけではございませんで、一般的な問題かと存じます。

○安住委員 いや、本当は時間があれば、何か生命保険会社というのは不良債権と言わないで債務超過と言ふようなので、そこはちょっと訂正します。

そもそもこの生命保険の債権というのは一体どういふふうなものかという話を本当はしないといふと、多分始まらない話だと思うのです。しかし、この金融システム全体のバランスが、言つてみれば、大丈夫だという神話がやはりこれは崩れていくという時代認識を持つて金融行政というものを考えていかなければならないということを、今の日産生命とそれから野村の事件というのは、私はこれは、時期的なことを言つても、我々に対する、いわば行政のあり方に対する警鐘ではなからうかなというふうな思つておりました。そうした観点から、今回の金融監督庁の問題について、少し疑問がございますので、何点か質問をさせていただきます。

本来であれば、ちよつと行政改革の問題、後で質問をさせていただきますのですが、武蔵長官が財政構造会議が何かに出ていて、後でおくられてきたら、行政改革の問題に踏み込んで少しまた議論をさせていただきますかと思つた。

まず、お伺いします。

三党合意で金融監督庁ができた、そのことはわかりました。しかし、これはその間のプロセスを、実は私ほうつとこの間、三月か何かにテレビを見ていたら、武蔵審議官が主役でNHKの特集が何かに出ておられて、金融と財政を分離するのは反対である、大蔵省で特別チームをつくつて反論の紙を、私のところにも参りましたけれども、まさながら、必死に抵抗した、そして政治と、言つてみれば、政と官が激しい闘争をした結果として、妥協の産物としてこういうものが生まれできたというふうなことを特集でやっていまし

た。

武蔵審議官にお伺いいたしますが、今回つくつた金融監督庁は、武蔵審議官というよりも、大蔵省にとつてみれば本意ではないわけですか、金融と財政の分離というのは。

○武蔵政府委員 御指摘のとおり、昨年の二月以来、与党におきまして金融行政組織のあり方について御議論がございました。いろいろな経緯はございましてけれども、昨年の十二月に三党の合意として、現在提出されております法案の骨子が合意されたわけでございます。

その際、大蔵省に對しまして、大蔵省としてどのような意向、意見を持つのかというお話がございましたので、大蔵省としての考え方を申し述べました。その基本は、大蔵省の三条庁としての、検査監督について独立した、独自の外局としての庁を設置するのが一番いいのではないかと趣旨の、細かく申し上げますという趣旨の趣旨の趣旨の、要約しますとそういう趣旨のことを申し上げました。

しかし、私どもが申し上げたことは、あくまでも私どもの考え方でございまして、与党において最終的な御判断がなれば、それをあるがままに受けとめるのが我々の立場であるというふうな考えでございます。

○安住委員 今の言葉、明確には申し上げなかつたですが、審議官のお話を聞くと、金融と財政を分離するのは大蔵省としては本意ではないというものが言外に伝わってまいりました。

私は、この法案そのものの細かい共管の問題や、それから、例えば地方の組織の問題については少し後で時間があれば触れますけれども、確かにこれは運用上問題があると思つた。

しかし、もっと問題なのは、これは長官ないし大蔵大臣に伺いますが、これはあくまでも暫定的な措置、つまり中間的な措置として、省庁再編のときに改めてこの金融行政、それから財政当局のあり方については考えてしっかりと結論を出す、それまでの暫定措置であるということはこの委員会

でも何度も答弁をいただきました。では、その本格的な再編のときに、金融と財政というものは、今回のような暫定措置ではなくて明確に分離をした形での省庁再編をやるおつもりなのか。私は、それは政治家の決断でもあるし姿勢の問題でもある。

しかし、逆にこれは、同時に大蔵省にも伺いますが、この法案は新しい省庁再編ができるまでのあくまでも暫定的なものなのか、それとも恒常的なものとお考えなのか、双方のお考えを伺いたいと思つた。

○三塚国務大臣 提案者は内閣総理大臣、総理府であります。きちつと整理をしますと、これはもう合意したとさせていただきます。これでよろしいと。ベストなものとして出してありますから、金融監督庁、暫定ではございません。これは、このことできちつと企画立案と検査執行、この分野を明確に機能分担をいたしたことでありますから、これはこれで御理解をいただくと。

それと、財政と金融という国の機構の中の原則的なものについては、十一月の大きく行政改革、いわゆる行政庁どうあるべきか、武蔵総務長官が来ましたが、こういうときに、この根幹となるべく財政と金融について協議をいただく、こういうことでございます。

○安住委員 大蔵大臣のお話であれば、この金融監督庁というのは暫定的なものではないと。

そこで武蔵長官と梶山長官に伺いますが、前回この委員会では、これは見直しは十分あり得るんだ、つまり、中央省庁再編のときにはまた見直さんだというお話だったと私は伺いました。しかし、これはあくまでも暫定的なものでないということは、要するに金融監督庁はこのまま省庁再編があつても残すわけですか。いかがでございますか。

○武蔵国務大臣 この間申し上げたのは、従来から住専の問題その他で、今のままではいけないというところで、金融に對する検査監督は別のところであるべきだということからこの問題は起きてき

た。もう一つは、私ども行革会議で今進めておりますのは、二〇〇一年からは全く新しい感覚で、考え方で日本の行政機構をつくり上げていきたい。今までのもの、いわゆるこちらとこちらをくっつけるとかいうような考え方はなくて、二十一世紀においては国家はどういう機能を果たしていかなきゃならないのか、あるいは二十一世紀において国民に対する行政サービスは、どういうことを国民が望んでおられるか、それをしっかりとつかんだ上で、それじゃこういう仕事を行政としてやっていかなきゃならない。

その行政としてやっていかなきゃならない仕事をどういう組織でやっていったらいいのか、こういう考え方で私も新しい行政機構をつくっていくことと思っているわけでございますから、当然この問題についてもその中で、どういう形になっていくかは、私は必ずしも今のままだととは考えられないというふうに申し上げたわけで、そうならばおのずからそのときには変わってくる可能性はある、こう思っています。私は申し上げたわけであります。

○安住委員 つまり長官、これは監督庁も例外なく見直しの対象になるということですね。

○武藤国務大臣 今申し上げましたように、現時点の行政機構というものはすべて私は見直しの対象にしていかなきゃならぬ、こう思っております。

○安住委員 私がなぜこの話をしつこく言うかといひますと、与党三党の合意だから仕方なくこういう省庁、つまり金融監督庁というのをつくった。しかし、大蔵省は金融、財政一体論でありまして、これに対しては本意ではございません。しかし、与党の、例えば山崎政調会長は十二月一日のテレビにおいて、これは新聞報道にも載っていて私も持っていますけれども、二〇〇一年に財政と金融の完全分離をするんだ、そのための中間的措置として今回の案を考えたとはいきり言っているわけですよ。

だから、ある意味では、法案の細部を少し話すると、いろいろな矛盾点が残っているわけです。大体これは共管なんということ自体もおかしいし、これは梶山長官所管でございしますから私一つだけちょっと説明をさせていただくと、例えば地方の財務局の問題は典型だと思ひます。

財務局長が金融監督庁に依頼をされたら、金融監督庁の仕事その財務局がするわけです。これは役所的に見たら確かにそれで整合性はとれると思ひます。しかし長官、検査を受ける銀行の側に立って見てください。同じ人間が行って、きょうは財務局の仕事で来ました、あしたは金融監督庁の仕事で来ましたという話になるんですよ。こんなことが私は役所としてまかり通るはずがないと思ひますよ、行政として。

そういう整合性のない中途半端なものをつくった。それは金融の検査監督を、個々の銀行はやる、しかし業界は大蔵省がまた抱えますという話ですね。これはどう考えたって私は矛盾があると思ひます。

そして、答弁をひもとくと、橋本総理も我が党の池田委員の答弁にこういうふうにご答えておられます。いいですか官房長官。最善の案と信ずるものを国会に提出をして審議をしていただいております。しかし、これは建前と本音とが、ある意味では、ないまぜになつていっているという話です。

長官、いかがでございしますか。要するに私が聞きたいのは、二〇〇一年までのあくまで暫定的な措置としてこうやっていっているけれども、二〇〇一年のときには財政と金融をきちっと分離をして、そして金融というもののに対しては市場を、大蔵大臣さつきからおっしゃっているように市場ルールというものを、メカニズムを大事にして、そこから逸脱したものに對して市場にペナルティーを課していくような行政に改めていくんであれば私はそれで評価をしますが、しかし、どうも行政サイドはそうではないような意識を持っているんで、果たしてこれはうまくいくんだらうかという危惧を持っているわけです。いかがでございしますか。

か。

○梶山国務大臣 私は、委員から、説明申し上げますがと言つて私に御説明をちょうだいしたわけですが、その説明、必ずしも十分には理解をいたしません。

この発端というのを何遍も私ここで申し上げておりますが、住專問題に端を発したいわば銀行と大蔵の悪く言えばなれ合い、これにメスを入れなきゃならないというのが発端であつたわけでありまして。他党はいざ知らず、この与党三党の議論も実はそこに集中をして、初めは大蔵改革案というのを去年の九月にまとめた。そして、去年の十二月には金融行政のあり方というものにまとめ上げてきたわけでありまして。

だんだんそれがそういうふうになつてしまつたわけでありまして、この中で見られることは、冒頭私が申し上げましたように、表現が悪いけれども二枚鑑札は要りませんよ、少なくとも企画立案をする分野とそれから個々の検査監督というものは全くセパレートしなければ、今までのあいまいな、護送船団方式とよく言われるようなものになつてしまつた。この二つを峻別することが一番大切だというのが、この金融監督庁をつくる発端であります。

ですから、その後になつて皆さん方もそれぞれの議論が分かれて、あるいは金融は一本でやれ、それならば今の太蔵省そのまま何にも変えないで置けばいいのかもしれないことが一つあります。それから、今委員が言われるように財政と金融の分離という問題、これも大き過ぎるから分けるのか、あるいはこの金融と財政の部門に矛盾、不都合があるのかどうか、その指摘がなくて、これをただ分ければいいという性質のものではないです。ですから、事財政、予算編成その他について、内閣に置けるという案もあれば、主として今日までやってきた大蔵が責任を持つて一時的には置いて、最終的には内閣が責任を負うわけでありまして、そういうことがあるわけでありまして、この問題を、この金融監督庁というのは、今日だいま考えられる、あるいはやがて二〇〇一年にできるものまで待つていて果たしてこの間のような事故が起きないかどうかという保証がないから、緊急のことだけは冒頭、一丁目一歩地でもやらないといふ意識のもとに今度の金融監督庁をつくった意義というのを考えを願ひたいと思ひます。

○安住委員 二〇〇一年の省庁再編というのは、今、現時点でどういう写真を持っておられるのか、それは私よくわかりませんけれども、これは武藤長官、所管でございしますから、そのときには金融と財政の政策の部分での分離をするのか、それとも今のよう大蔵省なりほかの省庁になるのか知りませんが、そこが一体としてやつた方がいいのか、その辺はどういうふうな認識を持っていますか。

○武藤国務大臣 おととい、実は行革会議でもこの問題を議論いたしましたけれども、委員の方々にもいろいろ意見の違いもございましてまだ方向を見出しておりません。私自身も実はまだ、今どうしたらいいのかというはつきりした結論を持っているわけではございません。

ただ、今御指摘がありましたように、与党三党では何か、財政と金融ははっきり分離すべきだと文書にも書いてありますから、私も、やはりそれはそれなりに尊重していかなければいけないと思つております。実際どういう形で、組織として財政、金融を、とりあえず仕事を分けようというのは簡単ですが、中央省庁をこれから私どもつくっていくときには、やはり簡素で効率のよい行政にしていかなければいかぬとおもつておるときに、複雑な行政機構をつくるわけにいかぬものですよ、その辺で私、今苦慮しているというのが正直な現状であります。

○安住委員 大蔵省に伺ひますが、おととい行革会議があつた。私テレビを見ていたら、武藤長官、相当不愉快なお顔をなさつて、財投の問題もちょっと今聞きますけれども、言つていたという

のは、どうも大蔵省、相当武蔵長官と違うことをお話しになったのかと思うのです。大蔵省、財政と金融の分野について、新聞にはいろいろ出ていますけれども、どういふことをこのヒアリングの中でお話ししたのか、簡単に話してもらえませんか。

○武蔵政府委員 十四日の行革会議のヒアリングにおきまして、冒頭大蔵省から、行政改革への取り組み、財政構造改革、金融システム改革、財政投融資の見直しなどについて御説明を申し上げた後、委員の方からいろいろ御質問、御意見が出まして、それに対して大蔵省としての考え方を申し述べたところでございます。

この項目、六つのヒアリング項目がありましたけれども、財政投融資、予算の内閣移管、財政と金融の分離、印刷局、造幣局の民営化といったことについての議論がございました。

ごく簡単に、手短かにやりますと、財政投融資につきましては、現在、資金運用審議会の懇談会で本格的な検討を行っているという事実がございまして、そのあたりの状況を御説明申し上げます。現在でも予算編成は内閣全体で行われているといったような現状の御説明が主なものではないかと、金融は日銀の問題であつて大蔵省が所管するということ、主権はおかしいではないかという御質問がございましたが、金利政策は日銀の専管事項でございまして、金融システムの安定は行政の所掌であるといったようなことの御説明を行ったところであります。それから印刷局、造幣局のエンジニア化などについても、いろいろな御議論があり、御説明を申し上げました。

以上でございます。

○安住委員 それを武蔵長官はお聞きになって、武蔵長官自身、率直なところどういふふうにお感じですか。今は多分冷静だから、テレビというのは正直で、出てきてからの武蔵長官はむっとしておられました。特に財政の問題について、武蔵長

官の話をすぐ私メモしたのですが、郵貯、年金、簡保、理財局がやっているものについては、償還の見通しもないようなものに金を預けてどうするんだ、やめたいじゃないか、そういうふうな僕は言ったんだという発言をしている。本場でございませうか。

○武蔵政府委員 私は、あくまで財政投融資が融資であるならば、少なくとも返済のめどが立っているところへ貸すのが当たり前じゃないか。例えば国鉄清算事業団が今問題になっております。これは多分返せつこなかつたんじゃないかな。それから国有林の特別会計、これも今三兆何千億という赤字を抱えています。これもどう考えたって返せないですね。それから、返せるか返せないかわかりませんが、道路公団にしたってあるいは都市整備公団にしたって、大変大きな赤字を抱えている。

少なくとも金融で、融資というものであるならば、そういう大きな赤字を抱えている法人へ融資ができるのだからかという点から見たら、私は、今の財政投融資は本場の融資なんだからかということ、これを非常に疑問に思っているわけでありまして、これが第二予算というように割り切るのならばまた話は別だと思ふのですけれども、あくまで融資という点であれば、これは私は大変おかしいことではないか。

それからもう一つ、今郵政の三事業、いろいろ問題になっておりますけれども、例えば郵便貯金、預かるだけは預かるけれども、それをうまく運用するのは資金運用部でやってくれたいという運用してしまふというところは、果たして、金融業という形からいけばこれは片手落ちじゃないか。やはり金融業となれば、お預かりした金をうまく運用して、そしてお預けになった方に金利をつけてきちんと返す、これが金融の姿であるのであつて、そういう点が郵貯というのは片手落ちじゃないだろうか、こういう話をしました。そうすると、いや、郵貯は今度は五十兆、自主運用をしていただくのをふやしましたという話だ

から、五十兆といったって郵貯の資金運用部へ入っている全体の金から見ると大したことないじゃないかということ、私は言つたわけでございます。その点についても、郵貯のあり方というもの、やはり預かるだけじゃなくてそれを自主的にどう運用したいのか。しかも今の五十兆にしても、一週資金運用部へ入つてからまた郵貯の特別会計へ戻している、なぜそんなことを、二度手間のことをしなければいけないのか、こういうことも率直に、私は財政投融資に關係しては申し上げたわけでありませう。

○安住委員 武蔵長官のお話と、大蔵省のたしか浦井官房長のお話というのは、どうもこれは見解が違ふような感じがいたします。きのうのテレビを見て、新聞を見ていても、みんながそう思つたと思ふのです。

つまり、この財政の問題というのは、今いみじくも武蔵長官は、融資をする以上はこれは金融である。しかし、財政当局は金融だと多分思つていないと思ふのです。これは大蔵省いかがですか。財政というものは金融ですか。

○伏屋政府委員 お答えいたします。財政投融資は、私ども従来から国の政策、特に財政政策をいづゆる融資という金融的な手法によつて行つて行つてあるというぐあいに御説明させていただいております。

○安住委員 大蔵大臣それから官房長官、財政の問題で、きょうは私、本日は小泉厚生大臣にもおいていただいで議論したかったのですが、お忙しいようだったので無理は言いませんでした。

しかし、この問題は、やはり私がさっきからしつこくお話をさせていただいたように、金融と財政というものを一体で運営して、それが財政投融資となつて、我が国がそれこそ高度成長の中で、住宅が足りないといへばそちらの方に資金を充てる、非常に効果的に使われたことを私は認めます。しかし、それが今後も続くかといへばそうではないという認識を持つてゐるからこそ、私は、やはり財政と金融を行政の立場からも明確に線引

きをするのが財政問題、ひいては特殊法人の改革の問題にもつながつていかざるを得ないと思ふのです。その基本的な考え方が、大蔵省の言つてゐることも、それから長官のおっしゃつてゐることも、それぞれがみんな違ふ、原点が違ふわけですから、意見が分かれたら行革はできないんじゃないかと私は思つてゐます。

この財政の問題、これは基本的には、やはり行き着くところは金融と財政の問題、分離をするのかしないのかという問題にもつながつていきますので、もう時間がございませうが、最後に、これは官房長官そして大蔵大臣、この問題にどういふふうに入つていくのか、この基本的な姿勢をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○三塚国務大臣 これは、制度がパーマメントなものは一つありません。時流と政治の要請、社会、経済の要請で変わつていく、絶えず見直すのは当然のこと。ただ、財政方式でやらなければ大型プロジェクトの問題はできない、御案内のとおり。金融機関は五年とかというのが長い、あとは書きかえやすからね。そういうことからいふと、一点、道路公団、高規格道路などというのはそういうことではない。

そういうことで、確実に償還をされていくというものは、それは十二分に機能しておるといふ意味で、国民がサポートをしていますから、いいわけです。借りた金を返さなくて債務がこんなになつておる、役目は終わったのだと言われるものは、見直すのは当たり前です。そういうことです。

○梶山国務大臣 私は、まだ財政に關して一言もいまだかつて公的な場所で発言をした覚えはございません。もう少し議論の落ち着くところを見て自分の意見もまとめてみたい、このように考えています。

○安住委員 この金融監督庁、法案の細部についてはきょうは触れませんでしたけれども、我が党の池田議員それから枝野議員が言つてゐるよう、御指摘をさせていただきましたが、法案の細

部の問題について大変問題があると私も思っておりますので、修正案というものを提出させていただいて、この委員会でもその御審議をいただければと思います。

時間が参りましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○編費委員長 この際、古川元久君から関連質疑の申し出があります。安住君の持ち時間の範囲内においてこれを許します。古川元久君。

○古川委員 民主党の古川でございます。

私そしてまた安住議員と、大先輩方から見ますと、私たちのような一年生の、しかも三十代の若造が大変にぎやんぎやんとするさく言うのはまことに耳ざわりかもしれませんが、大臣方の明確な御答弁をいただければ四十分で終わりますので、どうか明確な御答弁をいただきたいと思えます。

きょうは、お忙しい中、武蔵総務庁長官にもおいでいただいたわけでありまして、最近本場によく行政監察局は頑張っておられまして、私、見てみると、ここ半年で十年間ぐらいの仕事をしておられるのじゃないかなというふうに感じております。

私どもが、この委員会にも付託されております行政監察院法案を提出いたしましたときには、行政監察局の廃止を打ち出したわけでありまして、その理由の一つには、長官が長官になられる前の行政監察局というのがどうもちゃんと機能していないのじゃないか、そういう認識をしておりましたから、そういう意味で行政監察局の廃止というものを打ち出したわけでありまして。

しかし、最近の活動を見ておると、これはなかなかどうして、さすがやはり武蔵長官というふうには私などは大変に感服しておるわけでありまして、やはりリーダーというのが大事だなということをつくづく痛感するわけです。同じ人でもとにかく長官の指導力によってもう組織がこれだけ変わるわけですから。

そういった意味で、長官は、政治が行政をリードしていく、そういう本来の政治と行政のあり方を実践しておられるわけでありまして、きょうはその長官の指導力をぜひとも發揮していただきまして、きょうの御答弁を伺って、私たち、行政監察院法案のうちのこの行政監察局を廃止するという部分はもう取り下げても、やはり行政監察局というものは残しておこうと、そういうふうな決断できるような、やはり行政監察局というのは、行政の立場に立っているわけじゃなくて、通常の行政とは離れたところにあるべき長官の強い指導力のもとに行政のお目付け役として存在しているのだ、そういう聞いている者が納得できるような長官らしい御答弁をまずお願いさせていただきたいと思えます。

最初に、最近、三塚大蔵大臣は私が話をしますとすぐ謙卑の語になるのもうんざりしておられるかもしれませんが、謙卑の干拓事業について御質問させていただきます。

私も民主党、どうも一部の与党の人々の中には民主党が人気取りのためにやっているのではないかと、そういう本論を外れたところで、党利党略のところでこの問題を議論してしまうようなところが若干見受けられるわけでありまして、私もこれは決してこれは党利党略でやっているわけでもありませんし、また、ムツゴロウを救おうというところが特にクロゾアブサれておりますが、これは私たちは別にムツゴロウを救うことだけが目的じゃないのです。

もっと大きな目的というのは、この謙卑の干拓事業というのが、公共事業のこれまでのあり方、つまり、よく私も地元でもそうですけども、とにかく事業として着工してしまえば、後はもう何をしようがお金は毎年ついてくる。だから、着工までこぎつけること、そのところを一生懸命やって、着工してしまえば後は左うちわというようなところがあった。そういう公共事業のあり方について見直していかなければいかぬ。その公共事業のやられ方が問い直されている。その発

端が私は謙卑の干拓事業ではないか、そういうふうに考えて私どもは主張しているわけでございします。

そうしたことから、民主党は人気取りをしているというふうにも思われるのであれば、そういう問題意識を同じくしておられる諸先輩方は、ぜひとも政治家として、長官を初め、もう本場に次に総理にどなたがなられてもおかしくない、そういう方々がきょうお三方来ていただいておりますから、そのリーダーシップでむしろもう先にやっていたらいいのに私どもは構いませんので、そういう御決断をいただきたいと思うので

きょう武蔵長官に来ていただいた理由は、行政監察局がことしの二月二十八日に、農水省に対して、大規模な農業基盤整備事業に関する行政監察結果というのを報告しているわけです。

まず最初に農水省に聞きたいのですけれども、この報告を行政監察局から受けて、農水省は何か対応はしたのですか。

○山本(徳)政府委員 総務庁から御報告いただきました行政監察については、私も十分に検討させていただいております。

五月三十日までには御回答することになっておりますけれども、今の謙卑の干拓事業についての御指摘は、環境に十分配慮し、また、土地利用、営農等の確実性について確認しながら適切に対処するということの趣旨の御報告をいただいております。

この事業の環境対策につきましては、六十一年に県の条例に基づきます環境アセスメントを実施し、工事を始めておりますし、また、現在、工事の過程におきまして、水質等の環境モニタリング、環境の監視、測定を行いながら、これを毎年広く住民の皆様方に公表して工事を実施させていただいております。

また、土地利用や営農の点につきましては、事業の実施の工事計画の中に営農計画がございしますけれども、これが現在時点で地元の農業経営とし

て成り立ち得るものかどうか検証するために、地域の農業関係者のアンケート調査、また、現時点でのいろいろな農業情勢に引き直してこれを調査し、現時点で農業上の利用は十分図られるという見通しを持って進めさせていただいております。これからは、この事業の実施に当たって、行政監察で御報告いただきました点を十分尊重しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○古川委員 そうすると、十分報告の趣旨は踏まえて、報告は尊重しながら無視してやっているということですか。それか、ちゃんと報告の趣旨はもう今やっているとおりで十分踏まえているというふうには農水省は考えているということですか。

○山本(徳)政府委員 現在も報告の趣旨を十分尊重して事業を実施しておりますし、これからもうそのようにしてまいりたいと考えております。

○古川委員 武蔵長官、今、報告の趣旨を十分尊重しながら今事業を執行しているというお話があったわけでありまして、その行政監察局が報告をした中には、昭和六十一年五月に関係一市十町の中核農家の約一〇％に当たる五百戸を対象に実施されたアンケート調査の結果、約六〇％の農家は規模拡大をしないという回答をしたという記述とか、また、その中核農家は、昭和六十年には四千二百九十七人であったのに、平成七年には二千七百七十人と半減しているとの記述があるのですね。一体これで、こういう記述をしているのに、土地利用、営農等の確実性というのは本当に図られると考えるのでしょうか。

また、もう一つその中に記述があるのは、昨年七月には、謙卑が締め切られれば多数の魚介類が死滅するおそれがあるとして、工事の差し止めの訴訟が提起されているわけですね。今これは係争中なわけですよ。実際に環境の面でそういう疑義を呈している人がいるにもかかわらず、本場にこれは環境に十分配慮していると言えのか。

現実、四月にこの溝を締め切って、その後干涸が干上がり始めて、淡水化が進んで、今や魚介類は、長官もテレビで見てわかられると思いが、実際に行っていたら、もう、すぐこんなのはとうとうに思われると思いますけれども、どこか、何かこれは天変地異が起こった、あるいは戦争で焼け野原になった、そういうところかと思うような、荒涼とした、ひび割れた干涸の上に、貝の死骸とか、何かカラスがついていて、大変な異臭がしている。果たしてこれで、今農水省が言った、勧告を十分に配慮して、環境にも配慮して、それで工事を進めている、事業を進めているというふうに長官は感じになれませんか。

○武藤国務大臣 私は、実はテレビでは見ましたが、けれども、現実を見ていないので、なかなかお答えがしにくいのでございますけれども、環境に十分配慮しながらやっておりますというところは、こちらから勧告しているわけですから、果たしてどういう形で、勧告とおり、環境に配慮しながらやっておりますのか、ちょっと私も現実を見ていないもので、すから何とも言えません。

いすれにしても、農水省から、これも私は今三カ月となつてゐるのちよつと長いような気がいたしますが、一応今のルールでは三カ月後に勧告についてお答えをいただくことになっておりますから、これが五月末になるわけですね。ですから、ちよつとそれまで、私も今の段階で、いろいろ世間を騒がせていることは事実だと思ひますが、では、けしからぬかどうかという判断は、やはり向こうから出てきた回答書に基づいて判断するというのが一応行政上のルールだと私は思ひます。

しかし、現実環境に十分配慮されていなければ、これは勧告と違ふわけでございますから、場合によれば、再勧告をするなり、事業の見直しをもう一回していただきたいということをお願いするなり、それは起きてくるのが全く可能性がないとは言えないと思ひます。

しかし、実際問題として、どういふ答えが出てくるのか、その答えに基づいて私どもの担当者が当然現場をまた見に行くことになるだろうと思ひますので、その報告に基づいて私は判断をしたい。きよう現在でどういふことはなかなか申し上げられにくいというのは、行政上の今のルールとして御理解をいただきたいと思ひます。

○古川委員 行政のルールはよくわかりますが、今求められているのは政治的な判断だと思ひます。確かに、長官が言われたように、行政のルールでは、三カ月が来て、その勧告に対する対応が来てから、また監警局、そして長官として判断をされるというのがルールかもしれせん。

しかし、今干涸が置かれてゐる状況を見れば、これがすべてだめになつて、生物が全部死んでしまつて、そういう一回だめになる状況をつくつてしまつたら、またこれを後に戻すということは極めて困難なわけなんですね。今、排水門をあけて、とりあえず海水を入れて、生物も生活できるように、そういう状況にした上で、むしろ、そうおっしゃるのであれば、勧告に対する回答が来たところで、その判断の結論を踏まえてまた排水をすればいいやないですか。

それこそ、そんな、いやルールは三カ月です、それまでは何も手が出せないというのでは、私、最初には、行政監警局、いや大したものだと言つたのですけれども、まさに行政監察というものは、万一、本当にもうこれは今すぐこの行政をとめなさいやない、やつてゐることをとめなさいやないやないや、やつてゐることをとめなさいやないや、それをとめることができないのであれば、やはり同じ穴のむじなかと。

最初に褒めさせていたのですけれども、いや、それは勧告のちゃんと返事が来るまでは何も言えませんというのでは、やはりこれでは行政監警局は要らないんじゃないかというふうに思わざるを得ないのですが、どうですか、長官。

○武藤国務大臣 おつしやる気持ちはわかりますけれども、やはり今行政の一つの中で私どももやつてゐるものから、これは私は前から言つてゐる通りに、私どもの行政監警局、私は相当尻をたたいてやつてまいりましたので、少なくとも過去よりは変わつてきたことは、これはお認めいただけると思ひます。

しかし、私は、限界があることも正直痛感しております。委員会でも、私、前に予算委員会あたりで答弁申し上げておりますように、今のままでやはり横並びで、それだけ権限がないわけですね。だから、やはり法律改正してでももう少し権限強化をさせていただかないと十分な監察の効果は出てこない、これは私は痛切に感じております。

今おつしやることも私はよくわかるのです。思ひ切つたことを本当はやりたいのですけれども、ルール上そこを認められていないのですから、幾ら私が奮勇を振るつてやつても、それはどういうルールかと言われたときには、なかなかそれが答えられない。

その辺は私も切歯扼腕してゐるというのが正直な気持ちでございます。できるだけ早い機会に、私は、前のときは、臨時国会が秋に開かれれば、ぜひそこで法律を改正しても、我々の設置法を改正しても、ひとつもう少し権限を強化したものにしたいということを申し上げておるわけでございます。それができない間は、残念ながら今申し上げたようなことしかできないということでは、私は御理解をいただきたいと思ひます。

○古川委員 ルールがないとおつしやつたのです、そこで、私は、いいルール、今の法律でも長官がその勇断を発揮できる場所があるのです。今からお伝えします。ぜひともそれを行使していただきたいと思ひます。

私も民主党は、おととい、とりあえず排水門を開いて海水を干涸に流入させて、死滅しつつある生物を救ふことを求める質問主意書を提出いたしました。

しましたが、この質問主意書というのは、もう御承知のとおり、来週ぐらいには農水省から、来週か再来週になるかもしれませんが、きのう聞いてみますと、まだ農水省の方に来ていませんから、来週ぐらいになるんじゃないですか、うちに来るのは、というお話をしておりましたから、閣議にかかるのは再来週になつてしまふのかもしれないが、これは閣議の了解がない限りは、私ども返答をいただけないわけですね。

この閣議というのは、もうこれは言うまでもなく、全閣僚のサインが必要なのであります。もし、この農水省の私どもの出した質問主意書に対する回答が、排水門をあげることはまかりならぬ、とにかく、このまま干涸が干上がつて生物が死んでも、もうこゝまで来てしまつたんだからだめです、あとはほとんど事業を進めます、そういう一方方向の回答しか出てこなかった場合には、これは、長官が、いや、もう一回検討する時間が必要だと思ひになられるのであれば、その場で署名を拒否していただければいいわけです。これは今の法律の中でできるわけです。

そこでお伺ひしますが、もし、そういう排水門をあけないという回答が出てきた場合、長官は閣議の中でサインをされますか。それとも、今おつしやられたように、できるならばこゝで何とか言いたい、その気持ちをサインをしないということとで表明されますか。

○武藤国務大臣 正直、まだ質問書に対してどういふ回答を農水省が出そうとしてゐるのか、今おつしやつたのはあくまで仮定の問題ですから、私は、やはり閣議にかける前に十分その辺はチェックできてると思ひますので、どういふ回答書が出てくるか、それによつて判断をしたいと思ひます。

○古川委員 長官は半から外交日程があるというお話を伺つておりますが、私は、それはいろいろな、ほかの条件はあると思ひますが、少なくとも排水門をあけて海水を入れるか入れないかというところだけは、ほかのその他の条件は別ですよ、

しかし、もしそこがあげないということであつたら、海水を入れないということであつたら、サインをするかしないか、そちらの、するかしないかを聞いていたわけでありまして、それは別に、仮定だから答えられないとかいう話じゃないはずであります。そこをお答えいただかないと長官にお帰りのためにいかなければいけません。ずいぶん、ぜひとも御回答いただきたいと思います。

○武藤国務大臣 農水省が、こういう議論もしておりますから、どういう形の文書を出していただくか、私は農水省がこれから考えることだろうと思っております。そうして閣議にかかる前に、当然私の目に入るとは思います。こちらと関係のあることであれば当然私も文書は目に入るとは思いますので、その辺で、場合により私が行政指導をする場合もあり得る、こう思っております。

○古川委員 私は武藤長官に、総務庁長官として、行政監察局長として判断をしろというふうにお願いをしているわけじゃないのです。政治家武藤嘉文としてどういう判断をされるのか。閣議の中では、長官が所掌されているものだけでなく、すべてのものについて個人的な意見を述べることもできるはずでありますし、意見を表明することができるとはあります。その政治家個人としての判断を聞いているわけでありまして、ぜひともお答えをいただきたいと思います。

○武藤国務大臣 だから、申し上げているのは、閣議に正式にそういうものが出てくる前に、私の役所との関連がございまして、当然、どういう形で質問書に対する答えを出したいかというの私の目に入ってくるはずですから、その時点で私が判断をして、こういうことではちょっとこちらがオーケーしかねるよというところには注意をしてやるといふ行政指導は私はできるといふことを今申し上げたわけでありまして、

いうものが出てこないかもしれないというふうに思っているわけでありまして、とにかくそういうものが出てこないかもしれないから今言えないというのじゃなく、もしあけないというものが出てきたらどうするかということですね。

私は、長官が今このままだとどんな事業を進めるのがよいと思っておられるのか、あるいはやはりもう一度議論する時間を設けるのがよいと思われているのか、もしいいと思っておられるのであれば、議論をする時間が必要だと思つておれば、とりあえず一度海水を入れるということ、それは御納得いただけるはずだと思つておられます。それが御納得いただけるのであれば、排水門はあけられないという回答が返つてきたら、論理的に言つて、それは署名できないというふうにならざるを得ないと思つておられますか。

○武藤国務大臣 なるべく閣議で署名を拒否するとか何とかというところは私は避けたいと思つておられます。その前の段階でできるだけ調整をさせることのできることは調整をさせたいという意味で私は申し上げたわけでありまして、その辺はそんなに気持ちとしては変わつていないと私は思つておられます。

○古川委員 では、長官のお気持ちというのは、私どもが期待する方向で進んでいくというふうな考へてよろしいわけですね。そういうこととして理解をさせていただきますので、長官も次のがあると思つておられますから、そのように言つていただければと思つておられます。

○梶山国務大臣 閣議は総理が主宰するものであります。便宜私がその進行をいたしております。しかし、委員の今の、この問題の質問に対する意見があなたと同じ意見でなければ幾らお答えをしていてもお答えにならない、よつて帰すわけにはいかないという議論は、内閣と委員会、議会の問題でありますから、協議願つて、ちゃんとやつて下さい。

○古川委員 私が最初に申し上げましたように、

はつきりと言つていただければ別に何もとめるつもりは全くありませんから、そういうことを申し上げているわけでありまして、御了承いただきたいと思います。

○武藤国務大臣 よく御理解をいただきたいの、私は先ほど、もう一回念のために申し上げておきますが、閣議で署名を拒否するようなことはなるべく避けるべきであると思つておられます。ですから、当然、こちらと関係のあるものはそういう質問書に回答するときは相談があるはずですから、そのときに私がよくそこで判断をして、これならいいのじゃないかということをお断り申し上げます。それがこちらと全く同じ考え方に立つかどうか、それは私は違つたわけで、私は私の判断で、文書を見て、そしてこれはこう直すべきだとか、これはもう少し書き直せとか、いろいろなことがあり得るというふうな思つておられる、そういうものになつてくれれば当然署名をすることになるだろうと思つて、そういう段取りを、手続を私は申し上げたわけでありまして、

○綿貫委員長 ちよつと古川君に申し上げます。先ほど官房長官からも御発言がありました。自分の答弁に対して全部いいあれが出ないから帰すわけにいかぬとかいうことは、委員会の運営上ちよつとおかしいと思つておられますから、そこは御注意願ひます。

○古川委員 わかりました。

どうも長官、ありがとうございます。では、大蔵大臣の方にお伺いいたしますけれども、私は、先日の大蔵委員会では、みずから閣議に発言してはいいかがか、そういうことをお誘ひ申し上げたわけでございます。では、大蔵大臣はこの質問主意書に対してはどう考えられるのか。もしこれを、先ほど長官の話の中でありましたけれども、否定するような話であれば、長官はとにかく閣議にかかる前に何らかの、自分の方か

ら注文をつけるなら注文をつける、そういうことをやるというふうにおつしやいました。大蔵大臣のお立場からしても、六月、この国会が終われば現地を視察したいという御希望もお話されておられましたし、こうした公共事業、大規模なものをあらゆる意味で見直していかなければ財政再建なんというものはとてもじゃないけれどもできないはずであつて、財政再建、そして財政構造改革を進めるのであれば、これはやはりこうした問題についてもう一度よく検討する、そういう時間をもつて、大体この事業というのは、四十五年間もある意味ではたなざらしにされてきて、ちよばちよばと進んできたようなものでありますから、何もここで一カ月、二カ月を焦る、そんな話ではないと思つておられます。大蔵大臣はその質問主意書の回答に対してどのような態度で臨まれるおつもりですか。

○三塚国務大臣 これは、これだけ議論になつた問題は、大蔵大臣として分析、検討しなければならぬと、また、内閣で、基本法に内閣というのはいくつかの一体でなければ運営がその都度つまづくわけですから、そのことは外部的に見て内閣不統一、こういうことになる。これは官房長官の言をまつてもなく、大事なポイントはそのにあるのです。共同して責任を持つ、与党とともに国会に責任を持つ、国民に持つということでありまして、大所高所から本件に対応してまいります。

今直ちにここでどうするということは、まだ主意書も拝見してありませんし、またそれに――要旨は聞きました。同じ省の担当大臣がどう考えるのかの弁明も全くまだありません。そういう点で、後は私自身閣僚として全体を考え、判断をします。

○古川委員 今のお話を聞いていますと、閣僚、確かに内閣は統一しなければいけないというふうに入っているかといえ、それは政治が行政に国民の意思を私たちを通じて反映させていく、そのた

○三塚國務大臣 九年度予算を大蔵大臣として認定をしておるわけですね、この部分について。認定をした以上、認定したものの責任は私にあるわけですね。ですから、状態を私、見に行けないわけですね。

そしてまた官房長官は、大変に政局観にすぐれておられるわけでもありますから、この問題でいつまでも排水門をあげないということをやっておられるようなことになれば、これは場合によつて本当に内閣の支持率を下げるようなことも起こり得る、そういうものではないかというふうに官房長官はもう鋭く感じておられるのじやないかと思ひますが、よもやそういう危険を冒すようなことにはされない、早い時点での政治的な決断がいただけるといふうに感じておりますが、いかがですか。

○梶山國務大臣　私が、前段取つてかわつて積極的にこの場に立つて申し上げたことは、議会は最

きもの、このように思います。

○古川委員　じゃ、今までそういうのもろもろの資料や判断もしてなくて、こういう事業がこのまま進められてきたわけですか。私は、最初に申し上げたように、決して、ムツゴロウを救う、そのために門をあけると言っているわけじゃありません。この問題は、公共事業そのもののあり方、一度着手してしまつたら、途中でいろいろの問題があつても続けてしまつていくという、そうしたこれまでの公共事業のあり方について、おかしいんじゃないかと、もう一度そこを考え直す。

だから私は、何もこの事業をここでやめると言っているわけじゃないのです。一度ここで後に戻ることゝ可能な状況に戻した上で議論をして、官房長官もいろいろな資料、これから御検討されると思いますが、その上で判断をしていただく、その時間をつくつたらいいいじゃないかというふうに申し上げておるわけでありますから、そういうことからすれば、官房長官も今おっしゃられたように、そういう資料は今まで見ていないし検討もしていないというのは、これは事業を進められてきた内閣として、甚だ責任という点で疑義がある

す。

○古川委員　私が申し上げているのは、だれもそんな神様みたいな人はいないのです。ですから、誤りがあった、そうじゃないかというようなときには、今長官は勉強しようと思われているわけですよ。もし今から長官が勉強されて、これから一カ月後とか二カ月後に、やはりこの事業はおかしくなったということになった場合には、どうするのですか。もうそこまでいつてしまったら、いや、もうでもここまで来たら、全部干上がっているし、すべてでないから、これはやるしかない、そういうふうになってしまうわけですか。じゃ、それは、仮にそういう状況になっても、この事業をやめるなというそういう判断も出てくるということなんですか。

○梶山國務大臣　私の申し上げている意味がおわかりで、なおかつお尋ねになっていると思います。が、私は、あなたが言う水門をあげるということとがどんな影響が出るのかもよく知りません。あなたは、水門さえあげれば、全部すべてのものは中立のニュートラルになって、なおかつその次に即刻物事が前へ進むというふうに御理解になっている。

るのかどうなのかも知つて、私はまだそれだけの知見がないということを申し上げているわけであります。

門をあけることによってどんな影響が出るのか、どれだけの工事の遅滞が起きるのか、あるいは今までの投資に対してどういう問題が起きるのか、それをあなたは全部知っていて言っているのか、それから、その問題に対してお互いに私は勉強しなければならぬということを申し上げているわけでございます。

○古川委員 この議論を続けていても水かけ論に終わると思いますから、この辺にさせていただきますけれども、私は、この問題というのは、ただ単に、もう何度も繰り返すことになりますけれども、ムツゴロウとかそういう、もちろん環境の問題も大事であります、今この国がやっていたいかなければいけないこと、そして橋本内閣が命運をかけて行財政改革をやるといふことであれば、今までのあらゆる公共事業について見直しをしていかなければいけない。

確かに、この門をあけることによって何らかの被害は起こるかもしれません。その問題については、逆に、これから事業を進めて新たに何百億、何千億とお金を投入するよりも、そういう被害が起らないようにその部分の手当てをした方が、実は金銭的に言えば経済的であるかもしれない。そういうことも、官房長官は、私が全部知っているのだからと、そういう大変に御皮肉を言われたけれども、私どもの党なんというのは本当に衆議院だけで五十人の小さな党で、そんな調査能力はありません。内閣はまさにたくさん人の役人もおられて、そういうことを日々調査するだけの能力もあるわけですから、それは早急にやほりやられて、そういう意味で私たち国民が期待しているのは、内閣はそのために、行政というのはそういう我々が知りたいことを、そしてこういう疑念を持っていることをちゃんとクリアにしてくれるように、そのためには行政であるはずなんです。

国民のための行政であるはずですから、私は官

房長官にお願いしたいのは、今この問題を、そうおっしゃられるのであれば、至急に、ではあけたときにどういふ問題が、これはマイナスイメージ、こうなるか、かかるとかそういうことを、むしろそういうことであれば、この事業を進めるのはこれだけで、これをあけることにかつて生ずる被害よりも、これから事業をどんどん続けていく方がむしろ経済的にもいいのだというように、お示しをさせていただきたい。その辺がわからないで、今の皆さんの話を聞いていても、非常にまだそこははっきりしていない状況では、やはりもう一度議論をする場を設けていただきたい。

私も言っているのはその一点でございますので、ぜひともその点を考慮に入れていただきまして、本当は金融監督庁の質問をしたかったので、これでも、こういうことになってしまいましたので、これで私の質問を終わります。

○綿貫委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

金融監督庁について最初に御質問したいと思っております。

金融監督の独立と権限の強化というのは今大変強く求められていると思います。空前のバブル経済とその破綻、その過程で護送船団方式と言われる状況というのが大変弊害があったということ、いろいろ指摘をされております。

住専問題あるいは東京二信組の問題、あるいはアメリカでの大和銀行の不正事件に対する大蔵省の対応、最近では野村証券の総会屋に対する不法な利益供与、こういう相次ぐ不祥事に国民の怒りが今非常に高まっております。これにどう対応するかというのが政治の課題だと思っております。

私どもは、大蔵省から独立した金融監督機関の設置、これを強く主張してまいりました。提案されている金融監督庁の新設というのは、検査監

督権限を大蔵省から分離をする、そして単独の専門機関をつくるということでありまして、これは組織的には私は一歩前進しているというふうに思っています。しかし、実際に求められている課題から見ますと、まだまだこれは不十分だというふうに思っているわけであります。

一つは、独立した行政委員会、権限を持った行政委員会になっているのかどうかという点でございます。昨年の九月二十五日の連立与党の合意文書、ここにありますが、この合意文書の中ではこのように言っているのです。「公正取引委員会のような国家行政組織法第三条委員会として独立した機構を設置する」、このことを基本にするとされていると思うわけですが、これはこのとおり確認してよろしいでしょうか。

○島中(誠)政府委員 先生御指摘の文書はたしか去年の九月時点の文書で、最終の合意文書ではないというふうに理解しております。

○佐々木(憲)委員 最終の合意ではないけれども、九月の時点で先ほど申し上げましたような内容になっていたわけでありまして、

ところが、現実には、その後の経過それから実際につくられた法案を見ますと、この金融監督庁設置法案によりますと、同じ総理府の外局とはいいますが、公取型三条委員会とは違っていて、独立性の弱い監督庁ということになってしまったわけでありまして、なぜこのように後退したのか、その理由を明らかにしていただきたいと思っております。

この過程で大蔵省の巻き返しがあったのではな

いかと言われているかもしれませんが、それは事実でしようか。

○白須政府委員 お答えいたします。

のよう要件を満たすことが必要であると考え

る。というところで、幾つかの要件を挙げているところでございます。

この点につきましては、与党内におきまして、行政委員会型も含めましてさまざまな御議論がなされまして、最終的に、国家行政組織法第三条に基づく庁ということで金融監督庁を総理府に設置するということに、昨年十二月二十四日の与党の合意でなつたというふうに承知しているところでございます。

政府といたしましても、民間金融機関等に対します検査監督と申します執行面の機能、これは長官の指揮監督に服します金融監督庁によりまして十分に発揮されるものと考えまして、かような法案を提出させていただいてるところでございます。

○佐々木(憲)委員 十二月にはそうだったということではあります、その過程で、十一月に大蔵省が根回しに使つたという文書がありまして、それは報道もされているわけですが、それと、独立官庁では優秀な人材の確保は困難、こういうふうにも書かれているわけですが、これは今もそういうふうな考えでいらっしゃるわけでしょうか。

○武藤政府委員 組織をどうするかという議論の際に、職員の、人材の確保という観点が必要であるということとは十分考えなければならぬ。この点につきましては、そもそも今御指摘のあった九月の与党の中間整理の中にもその旨が書かれているというふうに理解しております。

○佐々木(憲)委員 「独立官庁では優秀な人材の確保は困難」、こういうふうな書かれていたわけでありまして、この立場は今も変わらないかというふうにお聞きしたわけですが、お答えにならないのですが、いかがですか。

○武藤政府委員 私どもといたしましては、この与党の中間整理のところにありますように、専門的能力を有する人材が確保できなければならぬ、こういう趣旨のことを考えているわけござい

います。

○佐々木(憲)委員 「専門的」という言葉を使われませんでした。十一月の文書では「優秀な人材」、こうなっているわけですね。それで、公正取引委員会は、では我々は優秀ではないのかというふうなことで、事務総長が烈火のごとく怒ったというふうな言われているわけでありませう。つまり、大蔵省の意識の面で、これはやはり常識から外れているんじゃないかというふうには私は思うわけでありませう。

法案では、検査監督を金融監督庁、それから企画立案は大蔵省、この二つの機能を基本的に切り離すというところで提出されているわけでありませうけれども、お伺いしたいのですけれども、なぜこれを、二つの機能を切り離したのか、その積極的なねらい、その理由ですね、これを伺いたいと思います。

○白須政府委員 お答え申し上げます。

今般の金融行政機構改革におきましては、与党の合意を踏まえまして、政府として検討いたしました結果、企画立案という政策面の機能、これを担う機関、また検査監督という執行面の機能、これを担う機関、これをそれぞれ独立の官庁として設ける。これによりまして、公正かつ透明な行政の実現に資することができ、こういう考え方で、もって両者を切り離すという考えでございます。

○佐々木(憲)委員 透明かつ公正なという答弁でありましたが、それで、具体的な内容を見ますと、必ずしも検査監督機能と企画立案機能というのは明確に分離されていない。例えば、大蔵省の権限を定めた大蔵省設置法改正案、この中には、預金保険機構を監督する、こういう部分がありまして、監督という点を大蔵省に残しているわけでありませう。

二月二十五日の与党三党の合意では、預金保険機構に関する大蔵省の権限を三つに分類をしまして、個々の金融機関の破綻処理に関する権限は金融監督庁、定款変更の認可などの場合は大蔵省、

特例的な破綻処理に関する権限は両者の共管、こういう三分類が行われていたそうでありませう。ところが、大蔵省設置法改正案によりまして、こういう明確な分類になっておりませう、預金保険機構については大蔵省が監督する、こう明記されているわけでありませう。

大蔵省に全般的な監督権を残して、それで、金融監督庁設置法案には個別の権限だけは書き込む。こうなりますと、分離ではなくて、大蔵省は監督庁よりも上位の監督の機関になってしまいうというふうな思いのわけですけれども、なぜこれを、預金保険機構については大蔵省に監督権を残したのか。これでは、検査監督を移すという趣旨から外れているのではないかと、思うわけですね、すけれども、これはいかがでしょうか。

【委員長退席、柳沢委員長代理着席】

○白須政府委員 お答え申し上げます。

検査監督を移すということでは、民間金融機関等、つまり事業を行います民間金融機関等の検査監督につきましてこれを移すということでございます。預金保険機構、これは、言いますと預金保険法に基づきまして、預金保険制度という制度、仕組みを担っていく認可法人という立場のものでございませう。

したがって、いわゆる民間金融機関等と同じ検査監督というレベルでとらえているわけではございませう、預金保険の所管等につきましては、いわば民間金融機関等に対します検査監督というものの延長線上というところで、検査監督を通じて実態を把握しているという点から、いわゆる個別金融機関に対します適格性の認定、これを監督庁が所掌する。

他方、預金保険制度そのものの中身を構成いたします保険料率の設定の認可とか機構の業務の範囲とかいう定款変更認可、あるいはいわゆる整理回収銀行その他に対する出資の認可とか、そういうような保険制度そのものの枠組みに係るもの、こ

ういうようなものにつきましては、その認可法人といたしましての機構の監督というものと一体のものとしていたしまして、大蔵省の方で所掌ということで整理をいたしているところでございます。

○佐々木(憲)委員 今の説明は、結果的にこうなったというその結果についての説明だけでありまして、私が質問したのは、二月二十五日の与党三党の合意の三分類から今回の法案は変わっているではないか、このことを聞いているわけですね。二月二十五日の合意と違うという点はお認めになるわけですか。

○白須政府委員 お答えいたします。

預金保険法の改正案、こちらの方をごらんいただきますれば、ここで申し上げましたとおり、また二月の与党の方の合意、御説明いたしましたものと同一ということでもって何ら変わっているところはないというふうに考えております。

なお、設置法におきましては、個々のものを、一つ一つを必ずしもすべてを書くものではないというところでございまして、また既に、大蔵省設置法の場合には、現在ある規定がございませう。この規定のうちのあるものは削り、あるものは残し、またそれに対応する規定を監督庁の方に設けるとか、そういうことで処理いたしておりますので、一方に、監督庁設置法の方に、事務及び権限の方に、監督庁設置法の方に預金保険機構の監督が残っております。これは、まあ監督と申しまして、先ほど申しました法人としての監督、そういうことが中心でございまして、あとそれぞれのものはそれぞれの実体法、この場合でございませうと預金保険法によって定められているわけでございますので、何ら変更はないというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 もう一つ納得できるような答弁ではございませんでした。次に、天下りの問題についてお聞きをしたいわけですが、大蔵省の高級官僚による特定金融機関

への天下り、頭取や役員に対する天下りというのがこれまで常態化しております、一度占めたポストというのはその人がやめた後も後継に受け継がれるというのが通例になっております。一九九五年三月末現在、ちよっと資料は古いかもしれませんが、全国銀行百五十行の中で、大蔵省が百三十八名天下っているというところであります。このような天下りは金融行政をゆがめ腐敗の温床にもなるということで、国民的な批判を招いているわけでありませう。

先ほど申し上げましたけれども、昨年の九月二十五日の連立与党の大蔵改革プロジェクトチームのこの文書の中では、大蔵省を初めとする中央省庁の天下りの問題については、「抜本的な改革を検討する」とされてきたわけでありませう。既に八カ月経過しているわけですから、抜本的な改革というのは検討されたのかそれともされていないのか、この点について、できれば大蔵大臣にもお伺いしたいと思います。

○三塚国務大臣 天下りの問題というのは、天上がりと言ふ人もおたりしまして、一概に定義することが難しいのではないでしようか。

なぜそう申し上げておるかというところ、再就職については、従前より国家公務員法の規定に従って行われるわけですね。それと、やはりそこに再就職する以上、その人の能力、人材また識見、こういうものなくして受け入れるという、最近だけではなく、今まで私はそういう状態にないと思うのです。

特に、国際金融が国内金融と直接間接の影響を及ぼしながらいくわけでございますから、そういうことでありますと、国際金融を担当しておる大蔵省の官僚諸君、また民間金融を担当しておる大蔵省の諸君、その部分について、長年行政を通じてノウハウを蓄積してきているでしようし、国会において議員各位から御鞭撻あるいは問題点の指摘、こういうことについてやり来たった能力というものを評価をされていくということもあるのだらうと思うのであります。

よってしからばと、こういういろいろな反論が、世評出ているわけですが、そのことで、けしからぬ、〇Ｂが再就職をしたが、業績が上がらないだけではなく数々のけしからぬことがあるという批判がなされたかという、そのようなことはないのです。これは冷静に私ども見ていかなければならぬことだと思います。

いずれにいたしましても、民間金融機関への再就職を禁止することについては、公務の公正な執行の確保という国家公務員法の要請、言うなれば、直ちに就職することになると、前職をもって影響力を及ぼす、こういうことがあつては、公正な、また公平な自由社会、金融の立場からとるべきことではない、こういうことであります。

それと、憲法に保障されておる職業選択の自由という基本的な人権との関連というのも、官界におつた者だけは再就職まかりならぬ、選択の幅を、この部分ということだけで果たしていいのだろうか、こういうこともございます。調和との関係であります。

また、定年年齢等のあり方を含めて、公務員制度全体の論議の中でこれは行われていかなければならぬわけで、後段の御指摘、こういうものを、官房長官を中心に、また総務庁長官を中心に、内閣は内閣として協議をしておるところであります。

○佐々木(憲)委員 今大蔵大臣の御答弁を聞いていますと、天下りを合理化するというふうにしかりは思えないわけです。

大分長い御答弁でありましたけれども、結局従来の、昨年来続いている政府の立場ということを繰り返して説明されただけでありまして、九月二十五日の与党プロジェクトチームの、「抜本的な改革を検討する」というふうな書かれていた中身を実行していない、こういうことになるわけでありまして、それならば、九月の時点でなぜこういう合意をされたのか。与党が合意されたことさえできないようでは、行政改革はできないのでは

ありませんか。

○三塚国務大臣 この点は、この御指摘、与党ですから真剣に受けとめておるわけです。批判を受けないようにすべきであるという基本で進んでおりますことは御案内のとおり。〇Ｂの諸君といえども、二年たつてもなかなか就職できないという実態は御承知かと思ひます。

○佐々木(憲)委員 それでは次に、日産生命の問題について伺いたいと思ひます。

生命保険会社としては初めて業務停止命令を受けたわけでありまして、このことは、生命保険全体に対する不安、こういうことで国民の中に大きな議論を呼んでいるわけでありまして、原因を徹底的に究明して、納得いく対策をとるということが求められていると思ひます。

四月二十五日に、日産生命の米本社長は、既に三、四年前から債務超過に陥つていた、このように述べているわけでありまして、つまり、一九九三年から九四年ごろには実質的な債務超過に陥つていたということでありまして。

そこで、大蔵省にお伺いしますが、大蔵省の検査が行われていたと思ひますけれども、それはこの当時の前に行われていたのか、それとも後に行われていたのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

平成七年の九月の検査を実施した段階で、資産内容が悪化しておりましたために、資産を時価で評価してみたところ、時価ベースで負債が資産を超過する状態、いわゆる実質債務超過状態にあるとの事実を把握したところでございます。

○佐々木(憲)委員 先ほど申し上げました、実質的な債務超過に陥つていた後で大蔵省の平成七年九月の調査があった。したがって、大蔵省は債務超過の事実について既に知つておられたわけでありまして、しかし、今回このように実質的には再建不可能ということで業務停止命令というのが発せられたわけですが、それでは、再建ができない、あるいは従来の経営が維持できないとい

うふうに判断をされたのはいつの時点でしょう。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

日産生命は、バブル崩壊に伴う市場金利の低下あるいは株価の低下等の影響を受けまして、運用利回りより予定利率との間に大幅な逆ざやが生じることとなつたわけですが、その当時から経営改善努力を続けてまいりましたが、株式投資の失敗とかあるいは株価の低下の影響を大きく受けまして、含み益が枯渇し、最終損益で大幅な赤字決算となる見込みとなりまして、去る四月二十五日の朝、日産生命の臨時取締役会において事業継続を断念する決議が行われたわけでございます。

大蔵省に対しましては、直ちにその決議の報告及び保険契約者保護基金の発動を伴う処理スキーム策定の要請が行われまして、私ども大蔵省としても、事業継続はこれ以上困難であり、日産生命に対しては契約者保護上業務の一部の停止を命じることが必要であるとの時点で最終的に判断したものでございます。

○佐々木(憲)委員 最終的には四月二十五日ということですが、それでは、大蔵省としては日産生命が立ち行かなくなつていくとそれ以前に既に判断をされておると思ひますけれども、二十一日に初めてその事実がわかつたわけではなく、それ以前に既に知つていたのではありませんか。

○福田(誠)政府委員 日産生命の財務内容が不良であるということは、先ほど申し上げましたように平成七年九月の検査等により把握しておりましたが、その後、日産生命におきましてはいろいろな内容に基づく収支改善計画を強力に推進しておりますので、平成七年度決算では単年度収支黒字も達成できていたわけでございます。平成八年度につきましては、一層のリストラによる事業費の圧縮とか、グループ企業支援、グループの企業支援による基金の増強、営業力の強化等を柱とする経営改善計画を策定いたしまして、さらに進めて

おつたわけでございますが、最終的に八年度末、すなわち三月末の株価の低下等を受けまして、事業の継続が困難に立ち至つたものと認識しております。

平成七年九月の時点では、残存する含み資産等もあり、さらに経営改善計画も策定されておりましたので、経営努力による再建は可能と考えておつたわけでございます。

○佐々木(憲)委員 大蔵省は、日産生命の保険を引き継ぐ救済会社として、大手生保会社に対してその救済会社になってくれるようにことしに入つて打診をしていたという事実があると思うのですが、そのとおりですか。

○福田(誠)政府委員 日産生命そのものについてのお話はございませんが、一般論として、また日々の行政の中の話として、経営困難な生命保険会社が仮に出てきた場合に今後どのように対処したらよいかというようなことは、話題として交換したことはあると存じます。

○佐々木(憲)委員 報道によりますと、最大手の日本生命に対しては何度か働きかけた、しかしこれは拒否されたということも言われているわけでありまして。そうしますと、既に以前からそういう深刻な事態について掌握をし、今一般的にはいろいろな話をされるということを言われていたけれども、話の内容は極めてリアルで具体的な内容ではなかつたのかというふうには思ひます。

そこで、先ほど四月二十五日の時点で最終的に判断をした、こういうお話でありましたが、二十五日の朝、もう不可能ということ業務停止命令やむなし、これをその朝決めたのでしょうか。

○福田(誠)政府委員 先ほど申し上げましたように、最終的な判断はその時点でございまして、○佐々木(憲)委員 最終的な判断は二十五日の朝と言ひますけれども、実は当日朝、緊急役員会というものが日産生命では開かれていて、その前に、もうお客さんからいろいろな問い合わせがあるというところを想定されまして、「お客さまＱ＆Ａ」

というのが、こんな分厚い一問一答が作成されているわけであります。それから「緊急業務対応基準」、こういうものも作成されています。

つまり、業務停止命令が最終的に出される以前に、業務停止命令が既に後に出た後についてもう社内ではこういう準備をしていた。大体、ワープロを打つだけでも、これだけの分量ですから大変なものであります。これだけのものを準備するには一定の大蔵省との連絡が必要でしょうし、そういうことであるならば、これは少なくとも二、三日かかるんじゃないかというふうに思うわけであります。

ですから、そういう点で、業務停止命令をもう出しますよということ、日産生命の一部幹部との間では了解を得ていたということになるんじゃないか。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、先ほど申し上げましたように、たしか三月三十一日の株価水準で決算としてはかなり困難な状態になったことは事実と承知しております。それを踏まえまして、日産生命におきましては、つまびらかに存じませんが、やはりグループ関係企業にも最後の支援協力を依頼してきていたようでございますし、そういうことも踏まえて、今後の事業継続が可能か否か、最終的な検討を行っておられたものと思えます。

大蔵省といたしましては、経営者が最大限努力した上での経営判断をも考慮すべきものと考えておったところでございます。そういう状況におりましたところ、先ほど来お話でございます二十五日の緊急取締役会での決議を踏まえ、大蔵省も事業継続は困難というふうに判断したわけでございます。

○佐々木(憲)委員 このように、事実上の経営破綻に陥ったということについて、実は三、四年前に債務超過に陥っていたということを検査の結果掌握をしていた。ところが、実際に経営の内容について大蔵省自身が情報を開示し、あるいは傷の

浅いうちに処理するという立場に立つべきでありましたけれども、それをいわずと引きずってきたというところに非常に大きな問題があり、そういう点で大蔵省の責任は非常に大きいと思っております。そういうふうな、早目に処理をするというのをしなかった。それだけではなく、逆に日産生命と一体になって事実の隠ぺいを行ってきたのではないか、こういう疑問もわいてくるわけであります。

日産生命は、決算対策のために、外貨建てデリバティブ、こういうリスクの高い金融商品、これをオフバランスにして、それに手を出してインカムゲインを計上してきた。そのために、九六年度には表向きは黒字を出していた。しかし、実態はそうではない。このオフバランス、つまり帳簿外の外貨建てデリバティブ、これが全体として大変大きかった。外国証券それから国内投資信託の元本が総資産の中で占める割合は一七、三三七七億円の規模に達していた。それが、この三月では八百九十七億円の大幅な損失を抱えていた。これを含めると、本当の、真の債務超過の金額というのは二千億円とも二千五百億円とも言われている。ところが、日産生命の側は、そういう点を表に出すことを避けて、あるいは隠して、契約者に配当を続けてきた。こういうところに非常に大きな問題があるわけなんです。

そこで大蔵省との関係ですけれども、この債務超過の実態について報告を受けていたと思うわけですから、このオフバランスの実態があったにもかかわらず、なぜそれを黙認してきたのか、この点についてお答えを願いたいと思えます。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

債務超過事態を把握してから黙認していたのではないかとお尋ねでございますが、私も決して黙認なり放置していたわけではございません。

大蔵省としましては、バブル崩壊後に日産生命の収益基調が劣後してきた状態を踏まえまして、

平成四年度以降、新契約費の削減とかあるいは安定的収益の確保等を柱とした数次にわたる収支改善計画の策定方を指導し、その実行を求めたところでございまして。平成七年度の決算では単年度収支において黒字を計上するなど、経営改善の効果も認められたわけでございます。ただ残念ながら、この直近の一年におきまして、御指摘のような有価証券投資の失敗が響いて、最終的に事業継続が困難に立ち至ったものでございまして。しかしながら、繰り返し申し上げますが、平成七年九月の時点では、残存する含み資産の状態あるいは経営改善計画の成果から見まして自力による経営再建は可能と考えていたわけでございます。

一般論でございますが、免許業種たる保険会社でございますから、いやしくも契約者の保護を考えますと、最大限の努力により、自主努力による再建を目指すのが当然であると存じますし、行政当局もこれを支援するのが適当な立場ではないかと考えております。

○佐々木(憲)委員 私が申し上げたのは、実質的に債務超過になっていたということは大蔵省も知っていたが、それを公表しなかったということとを言っているわけなんです。経営改善努力を指導したと言われたけれども、しかし、それは表には見えないわけでありまして、経営の実態がどうかということとを契約者自身は知ることができないわけですね。そこに問題があったと思うわけなんです。

先ほど私、外国証券や国内投資信託の元本が三百七十億円と申し上げましたが、三千七百億円でありますので、訂正します。

それで、四月二十五日の日産生命の社長の記者会見では、配当をするという点について大蔵省に認可をお願いしてきた、こういう発言をされているわけなんです。大蔵省はなぜ、実質的な債務超過を知っていたがこのような配当を認可してきたのでしょうか。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

日産生命におきましては、一般的な経理基準に

のつとって決算を行っておりまして、平成七年度決算までは決算基準によりまして当期剰余が発生しております。当期剰余でございます。保険業法の第五十八條等の規定によりまして、配当は最終剰余の中から行うべきということになっておりますので、当期剰余がございました七年度分まで同社が配当しておりますことは法律上は問題ないわけでございます。業績が悪化してきてから、一部含み益のある資産の売却等により決算を行ってきたことは事実でございますが、そのこと自体は特に問題ではないと考えております。

○佐々木(憲)委員 当期剰余が生まれていた。しかし、オフバランスで、帳簿以外のところで大変な損失を出しているわけでありまして。そのことについては大蔵省は十分承知をしていた。しかし、契約者や国民はそのことは一切見えないわけでありまして、手続上表に出てきたのは、確かに当期剰余があった。しかし、実態はそうではない。まさに会社は火の車の状況にあった。

そういうときに、本来ならこういう配当というのは、大蔵省としては、そのような状況にある以上見合わせるというようなことを指導するのが当然だと思われなければならない。この日産生命は、そういう状況にありながら、配当を出したということとを大蔵省にお願いをした。お願いをされた大蔵省はそれを認めた、こういう問題があったんじゃないか。

○福田(誠)政府委員 若干御説明を申し上げますが、配当についてのお尋ねでございますが、相互会社たる生命保険会社の配当につきましては、株式会社の株主配当とは同一に考えることはできない側面もございまして。

生命保険会社によりまして配当でございますが、これは、生命保険会社は、あらかじめある程度の安全度を見て、予定死亡率なり予定事業費率あるいは予定利率を設定しているわけでございます。予定よりも剰余が出た場合には、その部分を保険料の過剰受け取りということで契約者に還元するという性格があるわけでございます。したが

いまして、実質債務超過状態にあるからといって、そのような保険料の調整的性格を有する相互会社の契約者配当を直ちに、全くできない性格のものとするには至らないのではないかと考えております。

○佐々木(憲)委員 今、配当の仕組みについての御説明でありましたが、しかし、配当の問題というのは経営全体の中で決められるものでありまして、粉飾経営だったと一般的にも指摘をされているわけでありまして、それは、明確なルールが定まっていなかったこれまでの護送船団方式でやってきた、そういうことのツケが回ってきたということでもあると思うわけですね。

大蔵省が今後ともそういう方針で臨むということになれば、契約者に対して自己責任ということには問えないわけですね。つまり、情報が開示されて、判断基準があつて初めて契約者自身の自己責任が問えるわけでありまして、しかし、それは隠されていた。破綻するような生命保険会社と契約した契約者が悪い、こういうことは絶対に言えないわけでありまして、したがって、こういうやり方では、国民の望んでいる金融改革とは逆行するものだということに言わざるを得ないと思うのです。

次に、日産生命の経営破綻の原因についてであります。

大蔵省は、その原因について基本的にどのような認識をされていますか。

○福田(誠)政府委員 御答弁申し上げます。

四月二十五日の大臣談話でも申し上げているところでございますが、大きく分けまして、二つの要因があるかと存じます。

一つは、日産生命が高金利の時期、バブルの時期でありました昭和六十二年から平成二年にかけて、高子定利率、例えば五・五％というようにな、そのような利率の個人年金保険を他社に比べて異常に大量に販売し、短期間に業務を拡大したわけですが、その後のバブル崩壊による金利低下、株価低下等の影響を受けて、運用利回りより

定利回りの間に大幅な逆ざやが生じたということが一つでございます。

その後、日産生命につきましては、経営改善努力を続けておりましたが、さらに平成八年度に至りまして、同業他社はリスク資産の縮小に極力当たりまして、それが期末の株価の低下と相まちまして、また大幅な含み損が発生した。大体その点が、今回の事業継続断念の要因かと存じます。

○佐々木(憲)委員 それで、個人年金保険が急増したというのが、その後の低金利時代に逆ざやを生む非常に大きな原因になったということですが、問題は、この個人年金保険がどのような方法で急増していったかという点であります。

これは、銀行と提携をしまして、提携ローンという形で銀行と保険会社がタイアップして急増させていったわけでありまして、これが、ほかの生命保険会社と比べまして、日産生命の場合は異常にふえ方が大きいわけですね。しかも、全体としても契約残高に占める割合というのは非常に高い。これが今回の引き金になったわけでありまして、ここに「日産生命八十年史」という社史がありまして、この中で、こういうセット販売というのが大変大きな反響を呼んで、どんどんふえたというふうに書いてあるわけですね。積立年金保険というのはその中でもとりわけ大きいわけでありまして、実に九十六億と提携した。保有契約は、八六年の四百七十一億から二年後の八八年の一兆九千百十三億、実に四十倍というふうにあつて

いるわけですね。この積立年金保険というのは個人年金保険の九割以上で、これが急増したわけですね。

この積立年金保険が今回の破綻の引き金になったわけでありまして、この保険も当然大蔵省が認可した保険だと思えますけれども、そうですね。

○福田(誠)政府委員 大蔵省として認可しております。

○佐々木(憲)委員 そこで問題は、これが、銀行とセット販売で大変乱暴な形で勧誘が行われたということでありまして、この中には違法なやり方も含んでいた。

きょうの日本経済新聞の社説によりますと、バブルの時代、銀行など金融機関の中には、日産生命と組み、融資と抱き合せて年金型保険に入らせる事実上の保険窓販をやっていたところが少なくない。変額保険もそうだが、こうした違法に近い行為が日産生命の保険契約、契約資産を膨らませ、今日の破たんの原因となつた。

このように指摘されているわけですね。まず、一般論でお聞きをいたしますけれども、銀行員が、かばんの中に保険のパンフレットを入れたまま、単独で保険の勧誘それから保険料の一括払いのローンを勧める、こういうやり方というのは、これは違法だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

御指摘の点につきましては、具体的な事例なり事実関係を把握しておりませんので一概には申し上げられないところでございますが、一般論として申し上げますと、銀行員が顧客に対して行う融資に関する説明等に關連して、融資の対象とする保険商品の概要に触れることが、それが直ちに法律に違反するとは断定できないと存じます。当該銀行員が行った行為がどの程度の事実行為であつたかという点も、個別の具体的な事実認定を経て判断すべきものであると考えます。

○佐々木(憲)委員 今の答弁は納得できないわけでありまして、もっと具体的に私先ほど指摘したのですね。銀行員が、行員が生命保険のパンフレットを持って、それで、この生命保険に入りまして有利ですよ、私の方で融資もしますから、こういうことで保険の契約をとるといふのは、これは違法なのか違法でないのか、このことを聞いています。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

また一般論でございますが、提携ローンにつきましては、保険会社と金融機関があらかじめ所要の提携事項を定め、当該金融機関が保険料の融資を行うものでございまして、そのような必要の提携事項を遵守した上での保険料ローン自体は問題となるものではないと考えております。

そのほか、お尋ねの事例については、そのような説明資料がどのように利用されたのか、あるいは、説明資料そのものの内容等々に即して具体的に事実を拝見しないと何とも言いがたいと存じます。

○佐々木(憲)委員 全然聞いていないことに答えていないわけですね。つまり、銀行の行員が保険の募集をしてはならないというのは、銀行法に決まっているわけでしょう。銀行法第十条「業務の範囲」にそう書いてあるのじゃありませんか。

○福田(誠)政府委員 御指摘のとおりでございます。銀行員を含めまして、生命保険募集人以外の者が保険の募集を行うことは法律により禁止されております。

○佐々木(憲)委員 これは当たり前前で、隠す必要も何もないわけでありまして、そういう姿勢が、これが銀行を弁護し、こういう生命保険を弁護する、そういう結果になるわけでありまして、大蔵省に対する疑惑がますます大きくなるわけでありまして、ぜひ正面から答えていただきたいと思います。

それで、我が党の矢島恒夫議員が、具体的な事例について、一九九〇年に駿河銀行の違法な事例、これを指摘したことがあります。

ここにありますけれども、これは、駿河銀行が「年金保険ローン・ステップ」、こういうパンフレットを持って、それから保険の契約書、こういうものも持って勧誘に歩いたという事例がございました。それからここには「日産の積立年金WILL・WELL」「保険料一括払は、(すなわち)年金保険プランSTEP」と。ここには、駿河銀行と日産生命、並んで社名が書いてあ

るのです。そういうパンフレットを持って、それで、保険会社の勧誘員ではなくて、銀行員が単独で保険の募集をやったということがありました。

これは、八九年五月二十五日の毎日新聞静岡版ですけれども、大蔵省は、法律違反を知りながら、銀行として行員に勧誘させていたことが事実なら確信犯だということで、再度事実関係の調査を始めた、こういう報道もあるわけですね。このような調査をした事実はありませんか、その結果はどうだったでしょうか。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、平成元年当時に、駿河銀行と日産生命の提携ローンが問題になったようでございます。

本件につきましては、駿河銀行と日産生命という個別具体的な案件にかかわることでございますので、お答えすることは、これまでと同様、差し控えておきたいと存じますが、いずれにしても、当局におきましては、必要に応じて事実関係等についてヒアリングを行い、問題があれば適切に対処してきていますところでございます。

○佐々木(憲)委員 その具体的には正の指導がまともになされてこなかったのですよ。ですから、最近もこういう事例がたくさんあるわけです。私を知り得る範囲だけでも多数あります。

例えば、千葉銀行の行員が、この保険は得な保険だ、僕も入るからあなたも入ったらどうか、こうやって勧める例がある。それから、横浜銀行の行員は、お年寄りに息子の名義で積立年金保険に入らせた、こういう例。それから、島根中央信用金庫では、金庫従業員に保険募集をさせた。労働組合がこれを問題にしまして、募集法違反だ、こういうふうな追及したけれども、理事長は、地銀もやっている、ばれるまでにやっつけようの、この言って従業員に号令をかけた。とんでもない話であります。

四月二十九日付の信濃毎日によりますと、「日

産生命保険の「積立年金保険」への加入を、年金ローンと一緒に長野信用金庫の職員から勧められた」との苦情が同市内で相次いでいる。これはつい最近の話です。「保険の加入用紙は信金職員が持参し、保険会社や代理店の社員と会ったり、連絡を受けたことはなかった。つまり、単独でこういうふうな金融機関の職員がやっているわけですね。

それで、苦情が相次いでいるので、五月一日付の毎日新聞長野版によりますと、大蔵省長野財務事務所はこう答えている。「関心を持って、金融機関から「自主的に調査をする」との報告を受けており、その結果を待つ」との方針を示した。というふうに報道されているわけですが、長野信金については、その後、報告はありましたでしょうか。

〔柳沢委員長代理退席、委員長着席〕

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

当局におきましても、御指摘のような報道があることは承知しております。

ただ、関東財務局、長野も所管しておりますが、財務局からは、現時点でそのような報告は受けておりません。

○佐々木(憲)委員 これは積極的に、そういう事例が報道もされ、社会問題になり、そして保険の契約者が不安を覚えている、そういう状況なわけでありまして、このような事態を招いた根本的な原因である個人年金問題について、その実態はどうだったのかということと現在の時点での調査をするという姿勢が私は大事だと思うのです。そういう決意があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○福田(誠)政府委員 先ほど申し上げますように、銀行員を含めまして、保険募集人以外の者が保険募集を行うことは保険法違反でございますし、また、銀行員につきましても、銀行法の規定によりまして、銀行法その他の法律により営む業務のほか、他業は営むことができないというふう

にされているところでございます。

したがって、銀行、保険会社とも、そのような業務の公共的側面にかんがみまして、いやしくも社会的批判を受けることのないように努める必要がございます。

当局におきましては、今後とも銀行、保険会社に対する国民の信頼が損なわれることのないよう、業務運営につきましましては一層適切に指導してまいりたいと存じます。

○佐々木(憲)委員 大蔵大臣に最後にちょっとお聞きをしたいのですが、このような具体的な事例が、実際今お話がありましたように、法律違反になると言われる事例が報道もされ、訴えもあった場合に、大蔵省として、積極的にその実態について調査をし、事実関係を明らかにし、これは法令に違反しているということであれば、具体的な処罰も含めた対応をするという決意をお聞かせいただきたいと思います。

○福田(誠)政府委員 大臣の前で恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、大変重要な問題でございますので、当局におきましては、必要に応じて事実関係等についてヒアリングを行いまして、適切に対処してまいりたいと思っております。

○三塚国務大臣 段々のお話、承っております。新しい金融システムを迎えるに当たりまして、法律は守らなくちゃいけませんし、違反をすれば対処するのは当然のことでございます。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので、今後の対応の仕方といえますが、これについて、契約者が不安を覚えないようにどのような対応策を考えておられるか、一言、その点についてお伺いしたいと思います。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。四月二十五日に業務停止になりましたから、今回は保険管理人として生命保険協会を選任しております。保険管理人におきまして、契約者の保護のためにどのように契約の引き受けを行うか、今スキームづくりを鋭意行っております。

そして、営業停止に伴いましてもろろの業務が停止されておりますので、スキームにつきましては一刻も早くできるよう、また、その方向として契約者の保護にできるだけのことができるように、私どもとしても指導してまいりたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので終わります。

○綿貫委員長 次に、栗本慎一郎君。

○栗本委員 自由民主党の栗本慎一郎でございます。質問予定時間が大臣等の御予定によって繰り上がりましたので、実は、行政改革の一般論の問題として、今回の金融監督庁はどのように考えられるか、問題点がかなりあるのではないかと、御質問を申し上げたいと思っております。

これは一応、内閣全体の課題だ、最優先課題だとおっしゃられておりましたので、関連して大蔵大臣等にも御質問を申し上げます。このことをお許しいただきたいと思っております。

まず、行政改革、行政改革特別委員会でございます。行革、行革と、今社会的にあるいは時代的にこれは重要な問題だと言われているわけですが、中身は実は二つの点から語られてきていると思っております。

一つは、行政における予算、人員の削減ということである。一部の民間の論者は、行革が行われ省庁が実際に削減されれば、四兆円、五兆円のお金が出てくる。私は、検討いたしました。その金額は無理だろうと思っております。削減することによって予算が相当浮くということだけは事実だろうと思っております。すなわち、予算、人員の削減というところから一議論がされて、二つ目の点は、実は、効率化、公平性の確保という点であります。

よく考えますと、この二つは対立するところがございます。今回の金融監督庁、これまで金融行政に関する企画立案も監督検査も、これは大蔵省内部に保持

されていたわけでありまして。今回、それを二つと
いいますか、分けることになるわけでありまして
けれども、分けない方が効率的である、人員もさし
て要らない、まあ、随分要るのであれば、改
めて余分に要らないではないか。また、分けてそ
のまま必要な人員を確保するとすると、実は相当
な無理も生じて、部分的な連携等をとらなければ
いけないところが残って、残ると、それは大蔵省
の主導性が残っているとこじやないかというふ
うに議論をされる、こういうふうになっているわ
けです。

問題を整理いたしますと、予算、人員の削減と
いう行革の一つの柱、方向と、それから効率化、
公平性の保持という方向、この二つはぶつかるも
のであり、今回の金融監督庁の問題でいえば、こ
の予算、人員の削減は金融行政に言えればさ
れないだろう、むしろふえるということにもなる
のではないだろうか、その辺の疑問を持っている
ところでございます。

実は、自由民主党の財政部会でも、きちんと
やっていけば大蔵省の中にあればいいんだ、何か
大蔵省にペナルティーという格好で出てきた、と
いうことは行革の問題とは別じやないか、ペナ
ルティーが要る必要はないかという問題は、これは
一つ別の問題ではないのだろうか。田谷さんだ中
島さんだの問題がたまたま議論されているという
か、世上にとかくのうわさ、実際事実でもあった
わけですが、そういったときにあったために、与
党合意もほぼ、議論をすつ飛ばして、やはり分け
ちゃった方がいいんだという話になったという部
分があるんじゃないだろうかというふうな疑問を
一つ持っているわけでございます。

行革担当大臣ではございませんが、内閣の最重
要課題であり、内閣の最重要閣僚の一人、先頭で
あられます大蔵大臣に、その辺のことをちょっと
お伺い申し上げたいと思います。
○三塚国務大臣 時代は変遷をしていく、激流の
時代になりますと人の意識も変わる、これは栗本
教授からいつか聞いたことじゃなかったのでしょ

うか。今お聞きしております、そんな感じを持
ちました。しかし、政治は、物事を正確に見詰め
ながら、その中ではあります、この国のため、
また国民生活のプラスになりますように取り組ん
でいかなければなりません。

昨年の住専問題、これはまさにさまざまな批判
が出ました。何をしておるんだ、金融行政しっか
りしろ、どうなっているんだ。こういうことども
の中で、それぞれ答申、またプロジェクトチーム
の取りまとめなどがございまして、これに沿うと
いう形がありますが、しかし、こういうときとい
うのは、積極的に時代を先取りをしてやり抜くとい
うのも大事ではないのか。就任のとき、あいさ
つで申し述べたところでありました。

大蔵省の諸君、そのことを基本にしながら、積
極的に諸制度の改革に邁進したことだけは間違
ありません。よって、この諸制度がでし上るこ
とによつて、金融システムが一段と預金者保護の
観点から、また、金融システムの根幹である信頼
の維持、これは早期に正措置等を含め、透明性を
深め、預貯金者、投資者、契約者が安心をして選
べる、こういうことにも通ずるところまで行き着
いたことは時のメリットだったのかな、こう思っ
ております。

そういう中で、行政改革上プラスマイナスど
うだと言われますと、必ずしもそのことでプラスオ
ンが直ちに立つというものではないんだらうと思
うのです、新たに庁舎を借り入れるということ
もあるでしょうし。短期ではございせんが、中
期で物を見てまいりますと、そのことは計算が
合ってくるでありますし、また意識改革とい
う意味で、新しい機構の中で機能の分担を明確に
しながら、それぞれ緊張関係の中で努力をする
ということでも成果が上がるのではないでしょう
かと思ひます。このことが全体の金融システム改
革にプラスとして働くということであれば、我が
国金融また証券市場の活性化に資する、ひいては
預貯金者にプラスをもたらすことになる。そのよ
うなことで頑張ろう、こう申し上げておるとこ

ろであります。
○栗本委員 なかなか把握の難しい御答弁でござ
いまして、要するに効率化、公平性の保持がま
ず基本であつて、そのことから結果的に予算、人
員の、国家予算の削減につながる部分が出てくる
のじゃないかというふうなことだと思ひます。実
は、私個人の考えもそのとおりでございます。
実は、大蔵省の中に金融行政の企画立案及び監
督検査もあつた段階で、いわゆる住専問題が發生
し、融資に対する覚書というのが一体どの程度の
法的効力を持つか。行政は、企画立案といひま
すけれども、そこで法律をつくつてもらつては困
るわけです。こうした方がいいてすよという話はい
いのですけれども、法律をつくつてもらつては困
る。法律は立法府がつくるわけでございます。こ
れは違ひだ、こうすべきだ。ところが、それに先
行して、覚書の方が現実にも強いみたいだとい
う話があつた云々がございまして、結果的に六
千八百億を超す予算を使わなければならなくな
つたということになるわけです。

したがいまして、トータルで見ても、私は、自民
党財政部会の中の議論でも、形としては分けな
い方が行革にむしろ逆行しない形になるというこ
とにありあへずは賛意を表しましたけれども、現下
の日本の金融行政は、実態を見た場合、次の段階
に行かなければならないという場合に、今、効率
化、公平性の保持、また国民の信頼を回復する
ということが重要なことだということを、大蔵省の皆
さんにも大蔵省出身の議員の先生方にも申し上げ
たかつたというふうなところでございまして。大
臣の見解を勝手にまとめて申し上げてございま
せん。

それで、効率化、公平性のことについてもう少
し敷衍いたしますと、例えば効率だけを考えたな
らば、例を少し挙げますと、例えば司法、立法、
行政とあつて、裁判というものがあつた。検察庁は
行政にある。検察庁が捕まえてといひますから起
訴をして、司法の裁判所に持つていくのだ。これ
を裁判所の中でやつてしまつたらどんなに効率的
か。

今裁判が詰まつているからこの部分については
ちよつと起訴は少し先送りしようとか、もちろん
ボーダーラインケースについてのみです。基
本的に、今殺人罪が多過ぎるからちよつとこの一
年間殺人罪は起訴しないとか、そんなばかなこと
はできませんが、現実には、法律はボーダーライ
ンケースが物すごくあるわけでございますので、
そうしたことをしたり、大分その辺の捜査ある
は審査の余裕があるからこしは詐欺罪を多目に
捕まえようとかいうことができればどんなに効
率的かと思ひますけれども、三権分立の司法と行政
に分かれておるわけですね。

しかし、いわゆる法曹は、同じ国家試験を通つ
た人間が検事も判事も資格を持ちます。持つて
なければならぬできません。これは、実際にはこの
異動、流動がある程度行われているわけござい
ます。私は、それでいいのだ、こういつたものを
一つにすべきだという議論は多分ないと思ひま
すし、出たならばそれがいいかとおかしいことかとい
うことはわかつておられるかと思ひます。

ところが、今日の段階になりました、金融監督
庁、これが提起されているわけでございますが、
当初金融検査庁というように仮称で議論をされ始
めたときに、新聞がたたきましたけれども、大蔵
省の皆さんが我々議員のところを回しまして、レ
クチャーをしていただいた。そのときに、私もい
ただいたその紙をこの一週間捜したのでありますが
こないのですが、どこかにありますけれども、た
しか間違ひなく、主要国の金融行政は企画立案、
監督検査、全部同じところなんですよというふう
なことをおっしゃつたかのように記憶をしており
ます。

ところが、そうじやないですよ。外局という
ことも含めて、外局は一応内部とは言われない。例
えばドイツなんか外局、金融監督局、証券取引
監督局となつてゐる。外局という形を含めて言つ
たら、基本的には企画立案と監督検査は分かれ
ておりますね。こういう理解だと私は思うので

す。

またそこで、イギリスのようにイングランド銀行というの一応独立の組織としてあって、ところが、イギリスのイングランド銀行は、イギリスの方がいいからいいと思うのですけれども、独立の組織になっているけれども、ほとんど指示権、指揮権は大蔵省が持っているとして、それこそ完全にコントロール下にあるという格好なので何とも言えないのですけれども、そのイングランド銀行、BOEが行うということも含めて一応分かれた格好になって、それなりの私は意味があると思うのです。

その辺、大蔵省いかがでしょうか。諸外国は全部一つのところにあるのに日本だけ分けて、そのときは金検庁ですが、名前が金検庁で悪いから金監庁に変えたのかもしれませんが、金監庁にするというのは、これは後でまたお伺いします。なぜ検査庁でなく監督庁なのか、このことに意味はあるのかと思いますが、その金監庁がなぜ、あのときどうも大蔵中だとおっしゃったのがいまだに腑に落ちないので、お答えを願いたいと思います。

○武藤政府委員 今お尋ねの中いろいろな問題が提起されていると思いますけれども、まず、検査と監督がばらばらになっているという事柄はないという事を申し上げました。検査は監督のためにあり、検査なき監督という事はあり得ないという事を申し上げました。したがって、検査だけを独立させるべきであるという事を私どもとして申し上げたことはありません。

次に、検査監督と企画立案がどういふことになるか、これはまた別問題でございますけれども、この点については、外国の事情はいろいろお国柄がございまして一概に言うのは難しいのでございすけれども、例えば、一つ言えますのは、企画立案、これは大蔵省ないしは大蔵省に相当する組織が企画立案機能を行っている。これは、アメリカでも財務省であり、イギリスでも大蔵省、フランスでも経済財政省、ドイツでも大蔵省の内局が

企画立案を行っております。

ところが、検査監督につきましては、アメリカにおきましては、まず御承知のとおり国法銀行制度と州法銀行制度という二元銀行制度があるものですから、国法銀行については財務省の外局であります通貨監督局が、州法銀行については州当局が所管するという事になっております。ただ、さらに事情が複雑なのは、FRBと預金保険公社のFDICが、州法銀行についても連邦の組織でありながら監督権があるという事情がございす。

イギリスにつきましては、監督は御承知のとおりイングランド銀行が行っております。今まで、労働党政権になる前までは大蔵大臣がイングランド銀行に対して一般的指示権を持っておりましたが、これがどのようになるかはよくわかりませんが、イングランド銀行が監督をやっております。

ドイツにつきましては、監督は大蔵省の外局たる銀行監督局が行っております。

フランスにつきましては、監督は銀行委員会、この委員会というのは一種の合議制なんでございすけれども、中央銀行の総裁が委員長をやります。経済財政省の国庫局長が委員に当然なり、その他の委員は大蔵大臣が任命するといったような組織でございすけれども、その銀行委員会が監督をやっております。

結局、今申し上げましたとおり、企画立案はそれぞれ大蔵省に相当する組織の内局がやっていると意味で、今回御提案申し上げているシステムとそこは共通だというふうに私どもは理解しております。

検査監督につきましては、歴史的経緯等々によつて各国ごとにありますけれども、しかし、マクロ経済に大きな影響を与えるような破壊処理に見られるような信用秩序の維持というためには、この企画立案機能と検査監督機能の連携が確保される仕組みが講ぜられているというふうに理解しております。

○栗本委員 答弁も多岐にわたつておられましたので一瞬ちょっと聞き漏らしましたが、大蔵省の内局が検査監督をしているとおっしゃったのはイギリスについてでございますか。

○武藤政府委員 イギリスは、イングランド銀行が検査監督をやっております。

○栗本委員 では、内局で検査監督と今おっしゃらなかったのかもしれないのですが、まとめますと、大蔵省の内局で企画立案と検査監督がある、そういう形の場合でも、別局なんですね。大蔵省銀行局という格好になっていたのはやはり日本だけだったのだということも理解しなければならぬ。

そして、効率性という点からいえば、うまくいけばそれは最高だった。それをそのままぜひとも今世紀に維持し、来世紀も発展させていっていただきたいというふうな大蔵省の思惑があると思う。したがって、それがあれだけの問題を起したというところだ。したがって、やはり効率性という一つ、公平性の保持というのがございす大きな問題として出てきたんだということが確認されなければならぬと思うのです。これは、武藤審議官よりも少し前の世代が出されたことが今ここで議論されているのだということになるかと思ひます。

そこで、今後お願い申し上げたいのは、もう一つは、企画立案という言葉は相変わらずきちんと残っております。先ほどちょっと申し上げましたけれども、行政における企画立案というのはどういふことか。その企画立案というのは、現実にはしばしば大蔵省のような重要官庁では立法化につながつてまいります。

今ここにおいでになりませんが、私、二年前ほど前テレビで、名前を隠していてもわかつてしまします。榊原さんが、前後の脈絡からいって、我々大蔵省は毎国会で大体五十から六十だったか、四十から五十だったか忘れましたが、法律を担ぐんだ、つまり大蔵省がつくつてくるのだと。私も当時既に国会議員でありましたから、面

目丸つぶれ、実際はそうなっているかもしれないけれども、それを言われちゃおしまいだよということ、ばかやろうと言つた覚えがあります。榊原氏は、いや本当はそうだろうみたいな顔をずつとしてうるさくしておりましたけれども。

その企画立案で、だから内部保持というか内部の矜持みたいなものなんですね。企画立案を覚書でやつちやつて、それが何千億円というふうな問題になるということが、これはある。また、さらに担ぐ法律もある。

この辺について、俗な言葉で言いますとお行儀といひますか、きちんとした言葉で言いますとその法的対応の概念は大蔵省の中ではどうお考えになつてゐるのか。今日、企画立案と検査、監督、この三つのものが一応分かれる。だから、改めて、残つた企画立案に關してはどういうものなんだろうかとすることはきちつと考へて、今後は国会でこんな議論が起きないようにされるだろうと思つてゐるのです。当然企画立案とは何だということがあると思ひますので、ひとつお答えいたしたいと思ひます。

○武藤政府委員 企画立案と申しますと、金融及び証券取引全般にわたります制度の枠組みの構築、それから取引ルールの整備、これが企画立案の典型だろうというふうな考へております。これは、一般には法令の制定、改廃ということになりますので、それが典型例でございす。金融システム改革の例えは具体案の策定とか、信用秩序維持を図るために新たな措置をいろいろ講ずる、預金保険制度を拡充するといったようなことは、いずれも企画立案に属するわけでございます。

企画立案の典型例ということでもさらに申し上げますれば、今後として考へられるものとしては、例えば持ち株会社法が解禁された場合に必要となります金融関連法制の整備でありますとか、証券業の参入に係ります規制の見直しでありますとか、あるいはインサイダー取引規制の導入などが過去に行われましたけれども、さらにそれを強化する

ような公正取引ルールの整備、あるいは金融サービス法などという議論がございますが、そういう共通横断的なルールの確立といったようなことはまさに企画立案にならうと思うわけであります。

今お尋ねの中に、一つ問題提起といたしまして、かつて行政指導と言われるような事前の指導が企画立案及び監督という場で行われていたのではないかと、今後はその事前の行政指導というものを事後のチェック体制に改めていくべきではないか。これは、実は組織の問題ではなくて金融監督行政の中身の問題でございまして、組織改革と同時に、その監督行政の中身を変えていくということが当然求められるというふうに考えております。

○栗本委員 大変よくわかりました。

また、日本の国会、日本の法律が具体的特定主義を大体とっておりまして、一部を改正する法律案が非常に多く、例えば麻薬なら麻薬を取り締まるという場合でも、あの麻薬、この麻薬、この麻薬とやっていて、あのカエルが一匹抜けているじゃないか、それを入れなければいけないというふうなことがあって、大変でございます。イギリスのように、むしろ天網恢恢疎にして漏らさず、ということに結局漏れちゃったというのですが、そういうように比較的大きくしてやって、その枠の中で企画立案していただいて、その企画立案がその枠を超す場合に立法化あるいは改正していくという形にぜひしていきたいと思っております。ですが、これは大蔵省と国会だけの問題ではございませんので、一般的な私ども立法府の人間の責任、その辺を明確にする責任ということで考えておきたいと思えます。

それで、今のようなお聞きをして、結局どういうことかといえ、今回の金融行政機構改革というものが、ある面では大蔵省パッシングというところが、一体どの程度の、十のうち三なのか二なのか一なのかよくわかりませんが、なかったとは言えないと思っております。

は、それはおかしいというふうに思っている。パッシングはパッシングではつきりパッシングしてしまえばいいというふうに思っていますね。機構改革にそこが結びつくのは本来おかしかったです。そういう意味では、少し時期尚早といったものではないかという自由民主党内部の議論に、それから側にくみしたわけでありまして、しかし今回、今時点、ここに立ちましても、要するにそういう部分が一〇％か三〇％あっても、もうそんなものは私拭いて、そうした次元の低いもので終わってはならないというふうに考えているわけであります。当然そうしなければならぬ。

そこで、今議論されましたようなこと、企画立案、検査監督を含めまして、この目的全体を改めてお伺いするのと一体どういうことになるのか。検査と監督、またその中で、検査庁と当初言っていたと思うのですが、今監督庁というふうに、そちらをいけばより優先したことの意味等々を大蔵大臣にお聞き申し上げたいのですが、よろしゅうございましょうか。

○白須政府委員 お答え申し上げます。

今般の金融行政機構改革の趣旨といえますが概要、それにつきましましては、まず、既に委員が御指摘ございましたように、企画立案の機能というものが、こういう政策面の機能、それと検査監督という執行面の機能、これを二つの機関で分有することによりまして、独立した両機関の間で明確な分担を定める、それによりまして透明かつ公正な金融行政機構の実現を図ることが趣旨でございします。

なお、その際、検査及び監督ということで申し上げましたが、実は与党の合意等におきましては、当初、金融検査監督庁というような言葉が使われていたわけでございます。この点につきましては、一般に金融の行政の機能といたしまして、企画立案また検査、監督と三つに分けて論じられることが多かった。また、少なくともこれまでの与党等の御議論でその三つに分けて御議論がなされていたということがあるわけでございます。

す。ただ、これは銀行法あるいは証券法、保険業法等々の他の法律も同様でございますけれども、大體検査という権限が監督のところに入っております。例えば、銀行法でも「監督」という章の中に「立入検査」という規定が入っているというところで、法制的に申しまして検査は監督に含まれるということ、短く金融監督庁ということで立法化を図った、法案を作成させていただいたわけでございます。

○栗本委員 よくわかりました。

それで、今回のこの改革、大きくは金融ビッグバンにつながるものだというふうに議論されております。し、しばしばこれにかかわって預金者の自己責任原則云々、これによつてある程度促進するのではないかと。またそのためには、先ほど共産党の議員からも御質問がございましたが、銀行に関する諸情報のディスクロージャーがなければ、いい、いいと言われて預けたら本当は全然ひどかった、というふうな話じゃ困るじゃないかという趣旨の御質問がございました。

私もそう思います。しかし、よく考えてみると、今回大蔵省の内部から金融の検査監督を引き離すと、一体その自己責任原則、預金者自己責任というものが正しいとして、それが進展することになるのですか。私は、どうもこのところがよくわからない。これは別個の問題ではないだろうかと思っております。これは別個の問題ではないだろうかと思っております。その点、大蔵省の御見解をお伺いしたいと思います。

○武藤政府委員 金融行政が市場規律を基軸とした透明、公正な行政に転換すべきであるとか、あるいは自己責任原則といたしたようなお話は、これは行政の中身の話でございますので、厳密に言いますと、組織が変わってもそう変わるかどうかというの、これは行政の中身を変えなければならぬというところであるかと思っております。ただ、今回なぜ検査監督と企画立案を分離するのかという議論の中に、そこが一緒になっておると監督当局がルールを、行政指導という形で、検査に

都合よくと言う言葉は適切でないかもしれませんが、便宜的なルールの設定をするおそれがあるのではないかと。それから、業界にある程度距離を置いた企画立案当局の方が公正な、いわば一歩距離を置いた観点から厳正な企画立案を行うことができるのではないかと。そういう問題提起があったわけでございます。

したがって、そういう意味で、この企画立案と検査監督を分離するということが、より透明、公正な行政への転換に資するということになるのではないかと。いうふうに理解をしております。

○栗本委員 よくわかりましたが、最後の資するというのは言い過ぎじゃないかと思うのです。要するに、マイナスといいますが、ハザードになつてい部分を取り除くという外部環境の整備なんだ、大体そういうふうにおっしゃったと思います。最後に突然資するになつて、資するためには、現実には、この金融監督庁をつくることは別に、これは大蔵省がつくるわけじゃないのですけれども、別に大蔵省の内部でやっていただかなきゃいけないことがある。

例えば、財務諸表の公表をどこまでするか、自己資本比率に関するさまざまな情報をどこまで出して、大蔵省が把握するだけじゃなく、我々国民あるいは立法府の人間に明確にするように、それじゃどこまでやってくれるのか。不良債権の状態、これが現実には一番大きかったわけでありまして。大蔵省銀行局がやはり住専の問題で批判されましたのは、そんなところに貸していたって返ってこないじゃないか、間違つて貸したということが一回ぐらいいあるのはわかるけれども、まだその後も貸しているじゃないか、それをどうするつもりだったんだというふうな話であったというふうにも、もう遠い過去の、一年前でありまして。

したがって、この問題は、金融監督庁設置それ自身の問題ではないという点では武藤さんと同じ考えですが、外部状況を整備してい

くということですが、この問題に関連いたしました、今のようないわゆる情報ディスクロージャーについてどのようにお考えであり、どこまでやっているか、今はそれをお聞き申し上げたいと思います。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

金融機関のディスクロージャーを充実させるということは、金融機関経営の透明性を高めまして、市場規律によって経営の自己規正を促すものであると考えております。また、預金者の自己責任原則の確立のための基盤としても大変重要だと私どもも思っている次第でございます。

この金融機関のディスクロージャーにつきましては、これまで金融制度調査会におきまして数度にわたり提言をいたしておきまして、大蔵省としては、これらの提言に沿ってその拡充に努めてきております。

先生よく御存じのように、ディスクロージャー制度は、昭和五十六年の銀行法で規定が創設されました。その後しばしば改定がなされておりますけれども、大きな意味で申し上げますと、平成五年の一月になりました、すべての銀行で破綻先債権の開示というのが始まったわけでございます。その後、六年に至りますと、今度はリスク問題ということで、金融機関が抱えるさまざまなリスクの内容、リスク管理に対する基本方針、リスク管理手法・指標及びリスク管理体制のリスク管理に関する情報の開示を提言しております。金融機関本体のみならず、子会社も含めた企業集団としての情報というものが大変大事でございますので、子会社関連情報の開示を充実させたのも、この平成六年の答申でございます。

その後、また不良債権問題に戻りますが、平成七年になりました、破綻先債権のほか延滞債権、金利減免債権についても開示するということになりました。その後、同じく平成七年六月に、今度はデリバティブの情報が非常に大切だということで、デリバティブに関する情報を開示するように

いたしました。平成七年の十二月になりました、来年の三月末までには企業態についてすべての不良債権、先ほど申し上げました破綻先債権、延滞債権、金利減免債権の開示をしないというようにしております。それで、これを全銀協の開示基準ということで着実に実行しておるわけでございます。

大蔵省としては、この自己責任原則の徹底と、市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い金融システムを構築しなさいかと思っておりますので、先生のおっしゃいましたディスクロージャーの重要性はますます高まっております。今後、ディスクロージャーの内容についても充実を図るということでございます。

また、企業の方のディスクロージャーも大変重要でございます。企業会計審議会では、例えば時価評価を含む金融商品に関する会計基準、あるいは連結財務諸表のあり方等をいろいろまた意欲的に検討しております。そういったものも、こういったディスクロージャーの中に含めていくという着実な動きをいたしていきたいというふうに思っております。

○栗本委員 全体の流れの御説明、了解いたしましたし、おおよそ理解しているつもりでございます。

質問を申し上げました趣旨の根幹は、なぜディスクロージャーが行われるか。国際的な要望、要求もあるでしょうけれども、むしろあらゆる、例えばある金融機関が経営危機、経営破綻に陥ったんだといったときに、今日マスコミは、まず二言目以内に言うのが預金者保護であります。これは、和牛商法を含めまして、投資者保護はどうなっているんだ、さすがにこれはテレビのニュースコメントターもいかにげんしと云っておりましたけれども、私は、さまざまな金融機関に対して全部預金者保護というのが入ってくるのをおかしい、どこかで自己責任という、といったものそれなりの保護なりそれなりの規定はあるでしょうけれども、どこかで原則としては自己責任なん

だと踏み切る必要があるし、そのための条件整備だと思っております。

それで、どこまでいったら、どのぐらいのときに、いつなのかというふうなことは、これは今の段階では全然言えないのでしょうか。

○山口政府委員 預金保険制度は、去る国会での金融三法によりまして、今世紀中は全額を保護できるといふようにさせていただきました。その後は、一般原則のペイオフという姿になっております。したがって、このディスクロージャー問題とも非常に絡みまして、そういったディスクロージャーをきちんとやるということがあくまで前提になるのだからというふうに思っております。

○栗本委員 個別にはいろいろな意見がありますが、とにかく、例えば数年以内というような格好で、実際の一般の国民にも自己責任、危ないところへ預けたら危ないんだというふうなこともこれはわかってくるかというふうに思っております。

私は、アメリカに生活しております、理論的には州法銀行とそうじゃないものがあるというのは知っているわけですが、余りにもたくさん、一年に一つぐらい破産するのです。預けておいたものがいつの間にか別の銀行から、あなたの預金は私のところへやりますから。預金ならいいのですけれども、債権も私どもに集まっていますから。アメリカから引き揚げるときに、一応全部、大したことはないんで全部払ってきたつもりですが、日本に帰ってきて一年たった後に、また全然聞いたこともない金融機関から、これを払えと言ってきました。つまり、その債権といいますが、小切手が、アメリカは簡単にパーソナルチェックもありまして小切手といっても立派なものじゃないんですけれども、こちらに支払いが来ているからと。まだ国会議員にもなっていないから大丈夫だろうと二度ばかりはっておきましたら、今度は別のうるさいところから取り立てが来る。ある面では感心したわけがあります。

そうしたことを通じて、いわばお上が保護していくという形から、実際の民間の機関同士の契約なり、この債権を売り渡した、こうしましたというところでやっていっている、そういう形に早く全部それがいよいよと言いません。余りにもばらばらでありまして、この検査監督という点でいいますと、アメリカの場合には、担当は一体どこがやっているかわからないと言ったりオーバーなですけれども、そういった面があります。

また逆に、少しボーダーが重なっているからいいんだという考え方もある。一つのところですっきりしないで重なってやっていく方が、極端にひどい場合は、住専のような問題の場合には、その方が早く問題が明らかになったかもしれないということがありますが、ぜひともひとつ、金融と実際の国民の生活とのかかわり、遅く遅くは進行していると思いたすけれども、きちんとさせていく方向をとっていただきたいと思います。

それで、次の質問に移りたいと思いますが、今回の金融監督庁の具体的な成り立ち、そこにおける問題点でございます。

形の上で言えば、今回は、金融監督庁は総理府に所属し、その上に内閣があり、内閣総理大臣がいられます。この総理府にもちろん長がいられますわけですが、内閣においてはそれと同様の形で大蔵大臣がいられて、この大蔵大臣が大蔵省を担当しておられるという格好になる。人員及び業務の連絡に関しては、いわば検査庁と裁判所と同じとなぜならちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、そういった形で、その連絡はある。点線で結ばれているような格好になっている。しかし、実線は、金融監督庁、総理府、内閣、それでまた内閣から、大蔵大臣、大蔵省、こうなっているわけですね。それでよろしいですね。にもかかわらず、金融監督庁長官は、必要な措置について事前協議を行うという仕組みがとられております。一方で、この協議により金融監督庁が大蔵省のコントロール下に置かれるのではない

かというような批判がなされているような気もいたします。

この辺に關しまして、実際にはどういふふうに運営されるおつもりなのかということについてお聞きしたいと思ふんです。

○白須政府委員 今般御審議いたしております金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律、これで幾つかの金融関係法について改正をお願いを申し上げているわけでございますが、例えばその中で銀行法を代表的な例としてとりましますと、銀行に対します監督権限、特にそのまた破綻にも關連いたします例えは改善命令にいたしましても、業務停止命令、免許取り消し、これらの権限につきましては、現在、大蔵大臣と銀行法に書いてございます。これをすべて改めまして、内閣総理大臣というふうな書き直して権限を移し、かつ、このうちでこの金融監督庁長官に、免許取り消しを除きまして委任するということになつてゐるわけでございます。

免許取り消しにつきましても、監督庁長官はこれを補佐して、實際上助けていくということでございます。その際、したがって、免許取り消しにいたしましたも、業務停止にいたしましたも、これは金融監督庁長官あるいはその補佐にいたします内閣総理大臣の方の権限にすべて移るわけでございます。

ただ、言われております御批判という点で申しますと、銀行等の破綻処理につきましては、一部の場合におきまして大蔵大臣との協議という規定があるということかと存じます。

銀行等の破綻処理につきましては、通常のケースにおきましては金融監督庁が現行法令のもとで、既存の方策によりまして対応するということになりま。

お尋ねの協議につきましては、破綻処理に關しまして、現行法令のもとでの既存の方策により対応するのみでは信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると金融監督庁長官が認める場合に行うものでございまして、執行機能を担います

金融監督庁と企画立案を担います大蔵省がこの協議を通じて適切な連携を図ることによりまして、金融危機管理に万全を期していくためのもの

でございます。この協議は金融監督庁が的確に業務を行つていく上で必要なものでございまして、このことをもちまして、監督庁が大蔵省のコントロール下にあるというふうな批判は当たらないものと考えております。

○栗本委員 そういたしますと、金融監督庁長官がそのように認めないときには協議は行われな

い、こういう認識でまずよろしいですか。

その事前協議の対象になる必要な措置というのは、業務停止命令それ自体じゃなくて、金融監督庁が何か措置をする、それが先ほどから問題になつております企画立案機能に關連する、あるいはそれを駆使した新たな措置について關係があるから行ふ、こういう理解でよろしいですか。二

点。

○白須政府委員 お答え申し上げます。

まず、金融監督庁長官が必要であると認めた場合に協議をいたすものでございます。必要ないと考える場合には、監督庁長官は通常のルート、現行ルールのもとでもって処理をするということでございます。

それでは協議をする場合でございますが、これは、例えば業務停止命令をする、あるいは免許取り消しをするということが妥当かどうか、その是非について協議をするものではございませんで、いわばその環境整備と申しますか、業務停止命令をするという場合に、単にそのままでかましました場合、信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあるというように、現行のルールのもとでは対処し切れないような場合に、どういふ方法でもってこれに対処していくかという、その新たな企画立案、これを大蔵大臣の方と御相談申し上げる。大蔵大臣にそういう機能を発揮してもら

うということにつきまして協議をするというものでございます。

○栗本委員 聞いた二点については、私は納得できると思いますか、そうかなというお答えをいただいたのですが、今おっしゃられた最後の部分がよくわからない。その措置が企画立案にかかわつてくる。よくわからない。

こういう例を出すというのはいけな

いかもしれませんが、檢察庁が殺人者を捕まえる、捕まえているのは警察ですが、これを起訴する。これを起訴するといふことは、それじゃ、臓器移植も殺人になつちやうかなといふふうなことになるから、そのことについては別の、この場合大蔵大臣ですけれども、相談をする、こういうふうな感じなん

でしょうか。

それはしてもしなくても、それが問題になつてくれば、これはまた国会の、まずは内閣総理大臣の問題であります、そのルールでどうやつてい

ると、例えばこれは捕まえたけれども、ほかも全部捕まえないけなかつちやう、それはおかしいではないかといふ話はどうせ提起されな

いならぬし、どうもその協議といふのがそこで大蔵省を対象にセットされているのがもうひとつわからな

いんで、私の理解が違つていれば、ひとつお答えいただきたいんですが。

○白須政府委員 その協議の内容につきましては、まさに制度の企画立案の観点からということになるわけでござい

ますが、当然、大規模な破綻といふようなことがわかに起こること

も、長官から協議を受けた場合に備へまして、迅速かつ的確に対応できるよう、長官からのそれまでの行政処分についての事後通知でございますとか、日常的な相互連絡、こういうことを通じまして、一般的に権限行使がどう行われるべきか、これを十分に把握いたしまして、検討を積み重ねておくことになるものと考えております。

○栗本委員 まだちよつとつまびらかになりませんが、今後その辺もよくこちらでチェックさせていただきます、勉強させていただきますという

ことで、実はその事前協議とい

うのも、その業務停止命令にかかわるんじゃないかという、今否定されましたが、いわば誤解がある

と。その誤解の一つは、預金保険機構が大蔵省の側に確保されているからだといふふう

に思ふんですね。

もつとも、先ほどの私の質問の趣旨、あるいは、この間銀行法を含めた改革でやつてまいりました預金者の自己責任といふこと

でいうと、預金保険機構といふものに非常に重責を負わせるのはいかなものかといふふうに思ひますが、しかし、金融パニック等を引き起こさないための、そのための保険としてこういったものはあつてもいい

だらう。

改めてお伺いしますが、預金保険機構が大蔵省に継続して所管される理由をお伺いしたいと思

います。

○武藤政府委員 まず、金融監督庁の所掌事務は、民間金融機関に対します検査監督ということ

でございます。

預金保険機構、これは民間金融機関とは全く性格の異なるものでございまして、要するに、信用秩序の維持を図るための全国一つの組織として、いわばその運用によつて全体のシステムの安定を図る、こういうものでござい

ます。したがって、その預金保険機構は、検査監督に關する部分と企画立案に關する部分と二つ出てくるわけでござい

ます。検査監督と企画立案を今のよう

に分掌するといふことを前提といたしますと、この預金保険機構も、それぞれの機能に応じて二つの組織が分掌するといふことがどうしても必要になると

いふふう

に考えられるわけでござい

ます。

そこで、まず、よく話題になります合併等の適格性の認定、これは個別の金融機関が適格性があるかどうかといふ認定でござい

ますから、日ごろ検査をして実態を一番よく把握しておる監督庁が所掌するの

が当然である。ところが、例えば預金保険の支払いが続いていて、やがて預金保険料を引き上げるかどうかといふことが話題になるとすれば、それは預金保険料引き上げといふことに

な

る

の

と

い

ふ

よって信用秩序の維持、預金者保護の全体の政策というものをどうするかということでございますから、それは企画立案を担当します大蔵大臣が所掌するのが自然であるということでございます。

結局、例えば住専処理のときにも、受け皿銀行に對しまして預金保険機構が出資するというようなことがございますが、その認可も預金保険料の設定と同様のことでございまして、そういう組織の出資とかいうことに關する認可ということになれば、それはすなわち預金保険機構そのものの監督ということも含まれるということになるわけでございます。

○票本委員 そのことは、今回の改革でも、まだ実は金融監督庁とはかの各省で共管になっている金融機関があるという問題、そうしたものが今後どのようにこの金融監督庁との關係で整理いたしますか、さていくのかという問題をお聞きしたかったわけでございますが、時間がございせんので、そうした問題はまた別個の機会にお伺いしたいと思ひます。

そして最後に、結局、イギリス型のイングラント銀行を軸にした、それに関連する機関が監督検査をしていくというのは、やはり幾つか非常に大きな問題がある、今回、これも運用については今後我々ウオッチしていかなければならないけれども、最終的にこの方向に賛成であるということをお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○綿貫委員長 次に、前田武志君。

○前田(武志)委員 太陽党の前田武志であります。が、今回これは三度目になるわけでございます。ずっとこの委員会の同僚議員の質疑等を聞きながら、やはりこれは難しい問題だなという思いを深くするわけでありませう。

大きくとらえれば金融市場といいますが、銀行、保険、証券、そういったものを含めた金融市場そのものが、いわゆるグローバル化した世界市場の中では最先端を切つて拡大し、情報

化され、そして日本がそれにおくれをとつていく。しかも、この金融関係というのは高度に抽象的な世界でありますから、恐らく私のみならず、まあ議員の立場からいって、こんなものは専門的には余りわからぬような世界が多いんですね。したがって、政府委員、そこにお並びのプロから見ると、私なんかの質問というのは、ちよつと基礎的知識が欠けていたりするような場合があるわけでございます。

しかし、考えてみれば、先ほど話題になつていたデリバティブとか、こんなものは最近急に出てきて、多分護送船団方式の中では業界だつてこういうものについては、欧米、特にアメリカ等から比べると、こういうヘッジのために金融先物を、新しい商品を開発してやつていく、こういうところでは随分おくれをとつてゐるわけでございます。

私の金融や証券関係の友人なんか聞いてみますと、プロの大蔵省でさえ、どうもこのマーケットについては全くわかつていないというようなことを言う人が多い。その業界ですら、またアメリカあたりから見ると、護送船団に安住して全然勉強もしてなければ、わかつていない。どうもわからぬ者同士が全部集まつて、結果破綻を来して、さてどうするかというやうな感じを持つわけでございます。

そういう意味では、やはりこの国会において大体我々が議論していくと、具体的な、専門的なところはいざ知らず、トータルで言えば、やはり市場といふものがきちつと評価をしていくわけでございますから、余り良識から外れるやうなあるいは倫理にもとらぬやうなことをしていれば、これは市場が必ず最後は評価をするということでありませうから、そういう意味においては、私はこの辺で、自分なりにこの金融監督庁、要するに日本の金融、大きくとらえて金融市場といふものを、透明性のある、公正なルールで動く本當に信頼されるものにしていくにはどういふやうにしたいかといふかといふやうなことで、若干、自分

なりにまともに向けての質問をしてみたいな、こういうふうにするわけでございます。

私自身は、金融市場に登場する業態といふこと考へると、銀行関係があり、これが当面いろいろ金融監督庁の大きな業務になると思ひます。特に銀行といふものが、通貨によつて日本の経済の決済システムを担當しているまさしく日本の経済の血液、動脈になつてゐるわけでございますから、それがきちつと秩序だつて行われており、社会的に信頼をされてゐるということがまず第一条件でありませう。

そしてまた、保険、損保も含めまして保険関係の業務がある。これは高齢化社会あるいはまた社会が複雑化していくにつれて、危機管理も含めまして、損保等も含めて、非常に大きな重要な役割を背負つてゐる業界だらう、こう思ひます。それに証券市場。

そして、そういうものがお互いに垣根を越えて、今互いにどういふやうな業としてやつていくかといふやうな問題になつてきておるわけでございます。先般、私が質疑をしたセキュリティゼーションの進行、これはもう日本の恐らくこれからの内需拡大といつたやうなことで、あるいは日本の町づくりといつたやうなことについても非常に大きな役割がある、こういうふうにするのでございます。

さて、そういうやうな業界から成つてゐるところに對して、それがうまくいつてゐる、非常に透明な、公正な市場の中でそれぞれが知恵と才覚を出して一生懸命もつてゐる、中には、うまくいかなない場合には監督行政がきちつとそこに対応してゐる、私自身は、そういう業界が全部ブレインである、こういうふうにすると思ひます。

その市場といふものをどういふ軸で考えたらいいのかなといふ、まあ座標軸といひますが、そこなことを考へてゐたわけでございますが、そこに一つ金融監督庁といふ、市場のアンパイアとして公正なルールをきちつと守つて判定していくと

いいですか、もちろんあるときには業務の改善措置であつたり停止命令であつたり、破綻処理までやる、そういう金融監督をつかさどる独立した組織ができてくる、これはいいことだと思ひますね。

そして、そういうものがうまく動いてるときにはいいわけですが、うまくいかない場合、個々の会社にいる問題が出てくる、日産生命の件であつたり、あるいは不正なことをやる、例えば野村証券のケース。そういうときには、一方では金融監督庁が証券取引監視委員会も含めて検査に基づいて監督、処理に乗り出す。そしてさらにそれがうまくいかなかつた場合には、多分預金保険機構であつたり、あるいはこれは保険契約者保護基金といひましたかね、それから証券関係においてはまた証券関係のたしか補償基金のものの、これは純民間だらうと思ひますが、そういう装置もある。

そういうものでどういふやうに現状になつていて、どう対応していくか。そういう全体の市場を實態的に考へていくと、そこに一つの金融監督庁という柱が立つたといふのは、私はこの時点においては一つの進歩だと。当然こうやらざるを得なくなつてこつたやうな独立したものをつくるということ、そんな全体像の中から、金融監督庁のこと。また最悪のケースになつたときにどういふ対応がし得るのかといつたやうなこと。そして、いづれにしろ市場全体といふものが、プレーヤーがブレインをするそのグラウンドといふものが、本當に透明性があつてプレーしやすさあるいは公正なルールが明示されてゐるか、そういう意味においての情報公開。そんな三点から御質疑をしたいと思います。

さて、最初に官房長官に、これも何度か質疑をしてゐるわけですが、今申し上げたやうなイメージの中で言えば、やはりこの金融監督庁の独立性、信頼性といふものは、最終的にはもちろん市場で評価されます。その市場といふのは特に金融市場でありますから、瞬時に情報が回るでしやう

し、世界で評価をされるのだろうと思うのですね。

もう少し具体的に言えば、私のある友人が言うには、急に円高になった、円高に振れた。三塚大蔵大臣がG7で、ニューヨークでこの間あやうて会議をされ、そしてちよつと円安過ぎるのじゃないかというようなことで会見、御発言された。そういうことからある時差を経て今こういう形になつてきて、大蔵大臣は評価をされておられるのでしようが、そちらの方の専門家に言わせると、アメリカのヘッジファンドが即座にドル売り円買いに入つてきた。どうもアメリカのたけた連中が、こういうときにはすく、まずは先頭を切つてやつてもらう。

かつてはPKO、今だつて私は実はまあまああるのだろう、こう思うのですが、そういうところにも、情報そのものについて、何も意図的にやつているとは思いませんけれども、何かしらちよつとアメリカのそういうところが先に動くようなところもある。これは公正を期し過ぎて情報がちよつとスピーディーに公開されないというやうなところもあるし、その真意というものが伝わらないというところもあるのかもわかりません。

そんなことも含めまして、金融監督庁の信頼性ということについては、やはりその幹部の、もちろん長官人事についてもここで何度か御質疑がありました。そして、その長官のものと幹部、少なくとも各セクションの責任者といえますが、そういったところ以上の人事については、よほどこれは独立性を確保しておかないと、監督庁の部長か局長からまた大蔵省の局長か事務次官に戻るとかいうようなことになってしまうと、信頼性というのはなかなか市場の中で評価されないのじゃないのかな、こういうふうにも思うわけでありま

す。そんなことを踏まえながら官房長官にお聞きしたいのですが、金融監督庁、人事の面が大切でございいますから、いかに人事の面からその独立性と

いうものを、信頼されるようにするための官房長官の基本的な考え方といえますか、見解をお聞かせをいただきたいと思ひます。

〇梶山国務大臣 前段の、金融監督庁をつくることによつて今までの情性を打破し、厳正な検査監督を行うことに対する評価をちよつとだいたひとして、完全なものであるかどうかは別として、一日も早く立派な金融監督庁を立て上げていきたい、これがまず一つであります。

そして、特に初動というのか、初めにおける長官の人選というのか、人柄というのか、信用というのか、これが私は、金融監督庁のいわば次なる活動といふか、それを一番大きく左右するものではないのかという気がいたします。機構で動くのだから人ではないと言ふ人もありますが、私は、当初この金融監督庁の長官に座る人をどんな人を選めべきか、総理とも恐らくこの法案が通ればその問題に私は一番の力点を置かなければならないし、その長官がみずから厳正な人事権の行使をすることによつてこの独立性が保てる、信頼性が保てる、そういうことにつながつてまいるという確信をいたしております。

ただ、私が心配をするのは、確かに諸外国等を見て、日本の金融機関は大変おとなしいという健全な社会でありますから、国際金融に見られるような一握りのディーラーが思惑をやりながら動かしてしまふ、そういうことにたけていない日本でありますから、今までの常識の中でやつていつて、果たしてそれが検査監督をして間違いないものであるのかどうなのかという点には、若干の懸念、心配をしないわけにはまいらない。

ですから、ちゃんとした今までの形でやられていけば問題はなかったのですが、いわば今まで情性に回つたパブルの時代、それからそれによつて派生をした幾つかの問題、こういうのを見てまいりますと、私はまだまだ金融界の体質は必ずしも健全、丈夫ではない。そこへきて規制緩和とか国際化を進めるわけでありまふから、若干の劇薬を飲むような思いもいたさないわけではありま

せん。

そういう場合に、果たして今の機構、あるいはそういうもので流されないで済むのかどうなのか。これは、検査監督をする金融監督庁独自でできない。ですから、そこに大蔵との協議があり、大蔵の関与が強過ぎるのではないかと懸念を持つ方もありますが、本来、金融というものの大蔵の企画というのかそういうものが正當に作動をしないと金融不安を生んでしまふ。

ですから、きょう、冗談にも、私は大蔵大臣と席を一つ置いて座りました。というのは、お互いに一線を画さなければならぬ、しかし、声の届くところにはない大変なことになるまふよ。これは私も、実は切実な思いがなかなか説明がうまくいきませんので、このいすでそういう思いを込めていけるわけでありまふ。

これからもうそういう意味で危機的な状況といふ不安につながらざるやうな問題のあるときには、すぐに相提携ができる。今までの専門的な知識、そんなに専門家がはいわけではありまふせん。ですから、縦割りになつての弊害もまた出るわけでありまふから、連携というのを見ながらやれる。それにはやはり長官の確固たる人事権と指揮権。そして、そのもとに若干のスタッフがいなければあるいは無理なかしらという感じもいたしまふが、これからのそういうものの勉強をしながら、立派なものを立ち上げていきたい、御協力を願ひたいと思ひます。

〇前田武委員 席を一つ置いて、こういうお話でございしました。

アメリカも、何カルービン財務長官はたしかゴールドマン・サックスのディーラーまでやつて、会長までやつたというプロでございまふが、それとFRBのグリーンズパン議長、この二人が緊張関係ながら信頼感を持つて互ひにやつておるものだからうまくいっている、こういうお話をお聞きます。ただし、これは二人ともプロ中のプロな人ですね。官房長官も大蔵大臣もそんな世界のプロだとは思つておられないと思ひますが、それだ

けに、監督庁は長官を初めそちらの組織の方でプロを配置するわけにございまふから、その人事の独立性というのについて特に懸念があるものから、注文をつけるわけでありまふ。

さて、大蔵省に残る組織、企画立案部門でございまふが、これはもう同僚議員が既に何度もきやうも質問をしておられたので、当初予定していたやうな、どういう組織になるかということではなしに、いづれにしろ不良債権問題の処理というものもまだまだあるわけにございまふ。政府の政策的な対応も必要でしようし、それから財政出動的なこともあるいはあり得るかもわかりまふせん。また、当委員会、きょうの中でも、金融持ち株会社の解禁に伴つてどういふふうにしていくか、あるいは取引ルールであつたり、政府金融機関の問題であつたり。

そして、ちよつとお聞きしたいのですが、先ほど私が申し上げた銀行、保険、それから証券、そういうた業界にわたる、それぞれ破綻のときの預金者保護といひまふが、利用者の保護機構、そういったものの現状、さらにこれからそれをどう整備していくかといったやうな点については、これは監督庁でやるのですか、それとも企画立案、大蔵省の方に入るのですか。どちらに入るかだけ、まふ。

〇白須政府委員 お答え申し上げます。

預金保険機構あるいはそれに類似といふやうな形の保険契約者保護基金、これらにつきまふしては、それぞれ法律によりまして、現在の資金援助に係ります適格性の認定、これについては、金融監督庁の方が個別金融機関の検査監督の延長線といたしまして行うということにございまふ。これらの制度につきまふしては、これに係ります定款変更の認可でございまふとか、そういうものにつきまふしては企画立案の一環といふことで、これについては法人としての基金といふものの監督、これは大蔵省の方の担当ということになるかと思ひまふ。

なお、証券関係につきまふしては、これはいわば

業法上あるいは単なる民法上の存在のようでございますので、だれが監督あるいは企画ということはないことだろうかと思っております。

○前田(武)委員　そこで、もちろんこの世界でございますから、自己責任原則というものに立脚して、投資家あるいはユザーというものが当然そこをよく理解して市場に、こういう証券であったり預金であったり、そういうものに登場してくるわけでございますが、しかし、預貯金の世界というのは性格的に確かに違いますが、一つは、きちつと預金保険機構みたいなもので、ペイオフは別にして、保証を、預金者保護というものをしなくてはならない世界でございます。

それから、保険の世界だつて、日産生命が起きるまで、こんなものひっくり返るなんてだれも思っていないわけでございますが、今、急に、保険は大体日本の場合には相互会社でありますから、余計な経営情報の開示がなされにくい世界であつて、その辺にも問題があるわけなんですけれども、これはもともと契約なんだからというわけにもいかない。したがって、御指摘の保険契約者保護基金ですか、そういったものがある。

それから証券、これはもうリスクな世界でもあるし、もちろんもうかる時もあれば損するところもある、こんなものは初めから自己責任の世界だということではあります、しかし、野村証券のような、ああいう考えてもいなかったような不正行為で、もしもそこに投資していた一般の投資家が、特定のそういうVIPであつたりあるいは総会屋であつたり、そういったところの利益を確保するために一般の投資家がマイナスを受けていたということになれば、これは違った制度で保証するのかもしれないが、これは問題でありま

この三つの分野における現在の制度がどうなつていて、そして、新たな金融監督庁等をつくり、ビッグバンの中でこの組織、基金であつたりそういった組織をどういうような方向でバージョンアップしていくかというのか、その辺について政府側の見解を聞きます。

○山口政府委員　まず、銀行の方から御説明申し上げます。

預金保険制度は、預金者等の保護を図り、もつて信用秩序の維持に資するという大きな役割を持つていてございまして、今の制度は、金融機関が現金払い戻しを停止した場合における保険金等の支払いや、あるいは破綻金融機関の事業譲渡等にかかわる資金援助というものができるようになっております。

せんだつての通常国会において金融三法を成立させていただきました。これによりまして、今世紀中は預金を全額保護できる仕組みをお認めいただいたわけでございますが、これはある意味では特例の期間の問題でございます。これは、デイスクロージャーがまだ充実過程にある、自己責任を問ひ得る環境がまだ十分に整備されていない、あるいは不良債権問題等がありまして信用不安を醸成しやすいという特別な事情であつたわけでございます。

そういった預金保険を使つたいろいろな保護措置というものを認めさせていただいておるわけでございますが、本来、この預金保険制度は、預金者は元本保証を受けた預金というものを前提に経済取引をやるわけでございますので、非常に大切な制度でございます。この預金保険制度を昨年お認めいただきましたので、これを活用しながらやめていくというのが現状でございますけれども、将来またいろいろな機能の問題とか出ますと、そのときにまたいろいろ考えてまいりたいというふうに思つてございまして。

○福田(誠)政府委員　保険会社について御答弁申し上げます。保険会社の破綻処理組織としましては、平成八

年四月の新保険業法の施行に伴ひまして、御指摘のような保険契約者保護基金が設立されております。これは業法に基づく指定法人でございます。現在、生命保険会社については生命保険協会、損害保険につきましましては日本損害保険協会が大蔵大臣の指定を受けております。

この基金の目的でございますが、経営危機に陥つた保険会社の保険契約をそのほかの保険会社に円滑に移転する、そのために援助をするものでございまして、保険契約の場合には、契約者の保護で最も大切なのは契約自体を継続することとございまして、この保護基金の援助によりましてそれを円滑に進めるというものでございまして、資金援助限度額は現在、生命保険におきましては二千億円、損害保険会社では三百億円となつてございます。

したがしまして、この新保険業法に定められました基金の活用によりまして保険契約者の保護を図つてまいりたいと存じます。

ただ、今後のバージョンアップと申しますか、それにつきましては、今の基金が救済保険会社が出現することを想定しておりますので、これがもしあらわれない場合についてどうするかということになるわけでございます。その場合についても手当てをするという観点から、いわゆる支払い保証、銀行で言うペイオフに似たものをつくつてはどうかという問題がございまして、昨年十月から大蔵省内に支払い保証制度に関する研究会を足させておりまして、現在検討中でございます。今後、結論が得られ次第所要の法改正を行ひまして、そういう意味での体制整備に万全を期したいと考えております。

○長野政府委員　証券会社の破綻処理につきましては簡潔に御説明いたします。

証券会社は、銀行、保険とは異なりまして、証券会社の顧客は、資産はその銀行や保険会社そのものの資産となつておるわけではない。そこで、株券を買えば株式を持つておる、あるいは国債を買えば国債を持つておりますので、問題になりま

すのは、そういった取引の際に、信用などで取引しましたときの証拠金でありますとか、有価証券を預けたりすることがございまして、そういった預かり資産を返すという問題だけでありまして、購入した株式そのものの保証ではないということを御理解いただきたいと思ひます。

それにいたしまして、もういった預けておることの損失のケースでございますので、現在は寄託証券補償基金という、先ほど白須参事官から御説明いたしました財団法人による組織がございまして、これは、証券会社一社当たり二十億円、総資産三百五十億ほど積み上げてございまして、まだ幸いして今日までこれを適用した事例はございせんけれども、今後のことを展望いたしますと、先ほど御説明がありましたような、単なる民間上のシステムでよいのか、少し法的な位置づけを与えるべきか、そして、この基金、一社当たり二十億、現在総額三百五十億というものが将来的に十分であるかどうかということも現在検討を進められておりまして、金融システム改革の中で、この点につきましても、仰せの言葉で言えばバージョンアップを図りたいと考えております。

○前田(武)委員　最後に、情報公開、情報開示について御質問をいたします。

これも既に同僚議員が随分と御質疑されておりますので、情報開示が言つてみれば最も安い監督機能を發揮する、情報公開こそ最も安い監督体制だ、こういうふうにも言われるわけでありま

す。これまたいろいろ事業会社の人たちあるいは市場関係の人たちに聞いてみますと、事業会社自体は、これは例えば固有の有名詞を出すと、高島屋にしろ何にしろ、ああいうことがありますが途端にもう市場で評価される。したがって、情報開示ももうきつとやつていかなければいかぬということ、かなり進んできていると言ふんですね。しかし、支配力のある大銀行であつたり証券会社、こ

野村証券であつたり富士銀行の不正貸し付けであつたり大和銀行のニューヨークであつたりというような結果に出ているのではないのかな、あるいは日産生命ですね。

さらに言えば、やはりそれを監督、指導してきた大蔵省初め政府の情報公開というものは、これは別途情報公開法が進んでいるわけでございますが、そういう中ではなるべく公開せずに済ませようという力も働くか、こう思いますが、その辺、やはり最後は市場の評価ということにつながるわけでございますから、特に支配力の強い金融機関については、もう先ほど幾つか実例の紹介もありましたから、時間も来ましたのでその辺は問いません。

最後に、情報公開法も含めまして、いかに情報公開というものが重要であるか、その面についての内閣としての意気込み、取り組みのこれからの姿勢についてお伺いをして、終わります。これは官房長官にお聞きしましょう。

○梶山国務大臣 あらゆるものの情報を敏速に公開することが、すべての行政を進め、あるいは国民の利便に供する最大の道だというふうに確信もいたしております。

さはいふものの、なかなか情報公開というものには抵抗がございます。役所は役所なりに、民間は民間なりにそれぞれの今までの、あるいは現在行われているものに対するものを赤裸々に出すわけですから、ある時間を置けとかいろいろな抵抗があります、いずれにしても、原則この情報公開こそが世の中を進める一番有力な武器だということを確認して頑張つてまいりたい、このように思います。

○前田(武)委員 終わります。

○総務委員長 次回は、来る二十日火曜日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

平成九年五月二十二日印刷

平成九年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局